

北九州における工業立地と土地利用問題

杉野 園 明

目次

- 序章 研究課題と方法
- 第一章 北九州における工業用地利用の特徴
 - 第一節 『工業統計表』からみた特徴
 - 第二節 『工業統計表』における「工業地区」設定の問題点と検出された諸特徴の再検討
 - 第三節 「工業地区」の再設定による特徴の検出
- 第二章 北九州における工業立地過程
 - 第一節 明治三〇年頃までの工業用地利用状況
 - 第二節 八幡製鉄所の立地と土地取得問題
 - 第三節 企業立地の諸条件と工業用地利用状況
 - 第四節 海面埋立と工業用地取得にかんする諸問題
- 第三章 北九州における土地利用の問題点
 - 第一節 一般的土地利用状況と地価問題
 - 第二節 農業的土地利用
 - 第三節 漁業と海面利用
 - 第四節 中小工業と土地利用

第五節 商業的土地利用

第六節 地域住民の生活と土地利用

第四章 北九州における開発計画と土地利用

第一節 都市計画と区画整理事業

第二節 戦前における北九州開発論

第三節 戦後復興・五市合併そして都市開発計画

第四節 新全総と北九州開発計画

補記

序章 研究課題と方法

資本主義社会における生産諸力の発展は、いわば工業化過程としてあらわれるが、これを生産関係の側からみれば、資本 \parallel 賃労働関係の確立・展開過程として捉えられる。また特定の地域にかぎって考察してみるならば、ある地域の工業化は、その地域の産業構造を革新していく大きな推進力となるであろうし、またそれとの関係でその地域における旧来の社会的経済的諸関係をも大きく変化せしめるであろう。だが、地域経済という視角からはこうした研究課題とやらんで考察すべきもう一つの課題がある。それは日常的な商品交換関係をつうじて直接に捉えられないが、ある特定地域に工業が立地し、「一般的労働手段」を取得することによって、その地域にひきおこされる諸問題の究明である。つまり、工業が立地し、活動をしていく以上、その地域における土地、水、交通手段などの、いふなればその地域ときりはながたく結びついている一般的労働手段を取得、または利用せ

ざるをえない。もしそういうことになれば、従来それを保持し、利用することを前提として成立していた旧い地域の諸関係との矛盾・対立が必ず生じてくるのである。

本稿は、産業構造の変革をいわず工業化の進展にとまらぬ一つの社会経済的な変革過程として捉え、工業資本による一般的労働手段の取得・利用が地域的にどのような問題を惹起していくのか、さらにこの地域的諸問題がいかなる方向で解決されようとしているのかということを一般的なかたちで研究課題とする。研究課題としてはこのように一般的であるが、われわれはこうした課題にたいして、特殊具体的分析という方法でその解答を求めていきたいと思う。すなわち、その分析対象地域としては北九州地域をとりあげ、そして地域的諸問題としては、そのうちでも主要な軸をなすと思われる土地利用問題をとり扱うことにする。簡単にいえば、北九州における工業立地と土地利用問題を研究課題とするのである。

本論に入るまえに予備的に考察しておきたい点有二つある。いずれも地域分析の方法に関することであるが、その一つは北九州工業地域の特殊的性格についてであり、その二は土地価格が地域経済の運動にいかにかかわっているのかという点である。

まずその第一点について。従来から、北九州工業地域の特殊的性格については、定説とでもいうべきものがいくつか形成されてきている。それらをまとめてみると次のようになるだろう。

つまり一般的に云えば、既成産業の発達が不十分な後進地域に近代工場が上から育成されてきたことであり、これを業種的にみれば、鉄鋼を中心とした原料素材供給型であり、加工工業とくに機械工業が相対的に未発達であるということである。また産業構造を資本規模の点からみると、上に厚く下に薄く逆ピラミッドを形成すること

とになる。また地元の生産量に対して、それに見合う資金還流が十分でなく、いわば国内植民地的性格のあることが指摘されている。立地条件からみると、筑豊の石炭とすぐれた交通条件にもとづく企業進出が多いこと、工業用地と工業用水の条件がきわめて劣悪であること、とくに高度経済成長期においては、北九州の生産は伸び悩み、相対的に停滞していること、かくして北九州はもはや日本における四大工業地域ではなくなっているなどといわれている。

たしかにこれらの指摘は北九州工業地域の特徴を現象的に、あるいは構造的に正しく捉えている。つまりこれらの諸特徴は、資本蓄積ということをも有形無形に意識しつつ、北九州工業地域の歴史的背景として、あるいは、この地域の産業構造として、さらには産業立地条件として捉えられた北九州工業地域の特異的性格である。

にもかかわらず、このような北九州工業地域の特異性の検出とその指摘だけでは、北九州という一定地域内における社会的経済的諸関係の特異性を検出したことにはならない。たとえてきたとしても、それはせいぜい独占的大工業と中小工業との特殊の関係の検出にとどまるであろう。なぜなら、多くの場合、分析の対象が八幡製鉄を頂点とする鉄鋼業とそれととりまく諸関係という局限されたものであったからである。いつてしまえば、それは「北九州工業地域」の分析ではなく「北九州工業」の分析にとどまっていたのである。

「北九州工業地域」の分析としては、北九州における地域的な社会的経済的諸関係を分析しなければならぬ。資本主義社会の基本的生産関係が資本 \parallel 賃労働関係であるかぎり、特定地域における社会的経済的諸関係の分析もこの地域的な資本 \parallel 賃労働関係の具体的態様の分析とならざるをえない。その意味からすれば、一方において劣悪な労働条件にあえぐ筑豊の炭鉱労働者の存在と他方における、南九州や朝鮮・大陸を背景とした豊富な労

働力の存在が、北九州における労働者に対して相対的に劣悪な労働条件と低賃金をもたらしたという意味での地
理的な特殊性はある。しかし、一般的に日本型低賃金といわれるものに対して北九州地域の低賃金というものが
どれだけ社会的なかたちで特殊であるのか、あるいはあったのかという評価は決して容易ではない。また同様
にこの低い賃金水準に規定された生活水準や消費構造についても、北九州のそれがどれだけの特異性をもってい
たのかの検出はきわめて困難である。しかも研究分野という点からいえば、賃金論や社会政策論からなされる個
別地域の分析という分野にも属する。こうした問題があるとはいえ、地域の産業構造や資本 \parallel 賃労働関係の分析
は、地域経済の分析にとって不可欠なことであるというまでもないであろう。

しかしながら、地域経済分析のばあいには、すでにふれたように、諸資本のあいだで、あるいは資本 \parallel 賃労働
間として、地域と個有な関係をとりむすんでいる。つまり、その地域における「一般的労働手段」の取得やその
利用をめぐってとりむすぶ諸関係である。わかりやすくいえば、労働力も含めて地域的に移動しうる商品に対し
てとりむすばれる関係としてではなく、地域的に移動しえない「一般的労働手段」をめぐってなされる独自のな
関係にたいする考察である。いってみれば、地域経済論の社会的存在意義の一つはこうした独自の研究課題が社
会的に存在していることに求められるであろう。

ややわき道にそれたが、われわれは北九州地域の分析をするにあたって、従来のように商品交換関係をつうじ
た地域経済「関係」の分析ではなく、「一般的労働手段」をめぐってなされる社会的経済的諸関係の分析を意図
するものである。方法論上の問題としては、この点にまず注意を払っておきたい。

方法論として予備的に考察しておかねばならない第二の点は土地価格をめぐる地域的諸関係の分析にかかわる

問題である。

北九州における新規工業立地は、もともと単純に考えて、一定の土地を前提とするかぎり、中小工業、商業、農業あるいは住宅地としての土地利用および利用の可能性を物理的に減少させるであろう。しかし、逆に、これらの土地利用を問題としてとりあつかうばあい、この新規工業立地という条件が、どれだけその比重をもっているのか、その量的評価の点ではかなりむづかしい問題となってくる。つまり、農地利用を例として考えれば、日本における農業の一般的趨勢のなかで、北九州における新規工業立地が地元農業に及ぼす特殊の影響を質量的に検出する作業はけっして容易ではない。

「一般的労働手段」としての土地をめぐる、この新規に立地する工業資本と農民がとりむすぶ具体的関係は、土地価格として具体的にあらわれてくる。極端にいえば、北九州における「土地利用」問題を経済学的に扱おうとなれば、まさに北九州における各地域の地価およびその変動が一つの分析対象基軸となるであろう。

だが、北九州における地価を知り、かつその地価を中心にして農業・中小工業・商業などの土地利用がどうなっているかという分析方法には、なお論理的に不十分さが残される。なぜなら、地価は土地利用をめぐる諸関係が展開していく前提ではあるが、同時にその結果でもある。だからこの結果としての地価を中心にした土地利用状況の分析では、ただ土地利用状況の現象的把握にとどまり、それはせいぜい地価イコール地域的経済活動の総括として観念的に捉えられた「合理的（経済的）土地利用」に対する理念的土地利用の対比というかたちで批判するにとどまる可能性がある。地価はたしかに一つの現象であり、その背後には土地売買に直接かかわりあう当事者がいる。しかし、その当事者たちのあいだにおける関係は主観的に決められるのではなく、もう一つその背

後に社会的な経済関係とその運動が存在しているのである。だから、新規工業立地にもなる工業用地の拡大という条件を最前面にもち出して、これだけが農業・商業その他の土地利用に対して決定的要因としてしまふような理論構築は、きわめて形而上学的であるといわねばならない。

新規工業立地による工業用地の拡大は、地価決定にさいして需要の側からする一つの条件であり、供給の側に立つ農業者などの土地利用も社会的諸関係のなかで多様な要因によって重層的に規定しているのだということを理解しなければならぬ。したがって新規の工業立地にもなる工業用地の拡大が直接そのままのかたちで、直接的に農業や商業などの土地利用に影響を与えるものではない。つまり、それらの土地利用はあくまでも社会的諸関係によって規定されるのであり、しかもこの社会的諸関係は、地域における経済的諸関係に立脚したかたちであらわされるのである。そしてこの土地利用をめぐる経済的諸関係の具体的態様が地価として抽象的に表現されるのである。だから、結果としての地価でもって、土地利用をめぐる地域的諸関係がどうなるかということを決めていくのは余りに単純すぎるであろう。むしろ地域の経済的分析としては、資本相互間、資本と土地所有などの具体的な関係を明らかにしていくなかで、現実の土地利用がどうなってきたのかという歴史的方法が採られねばならないと考える。この歴史的過程をつうじて結果的に地価が決定されるのである。

しかもこの地価の決定は、基本的には経済的諸関係によるもの、個別具体的には必ずしもそうとはかりは云いえない。時には政治や暴力による決定もあろうし、景気の動向によってもある程度の作用はうけるであろう。こうなってくると、具体的な個別地域における土地利用にかんする分析はきわめて複雑だということがわかる。この複雑さを説明していく困難をのりこえていくためには、個々の地域における土地利用が歴史的にと

のように形成されてきたのかという社会経済関係を追ってみる以外にないのである。

以上、われわれはこれら二つの予備的考察をふまえて本稿では次のような順序で議論を展開していきたい。

まず最初に北九州における工業用地利用の特徴点を他の工業地域との比較においてとりあげる。これが第一の作業である。もっともこの工業用地というものは本源的には自然条件であるとはいえ、海面埋立や耕地整理などの用地造成によって歴史的に変化する。その意味では、工業用地の変化について社会的な影響を無視して論ずることはできない。したがって、北九州における工業化の過程をふまえつつ、明治三〇年以前、八幡製鉄が立地してくる明治三〇年頃、そして北九州工業地帯が完成してくる昭和一〇年期、つづいて戦後期をふまえて昭和三〇年期、現在を基準年次として、工業用地面積とその動向をさぐる。これが第二の作業となる。第三は、こうした工業化、企業立地がすすむなかで、北九州における農業・商業・中小工業、漁業などの諸産業における土地利用、さらには地域住民の生活にかかわる土地利用にどういふ問題が生じてきているかを質量的に分析しなければならぬ。第四には、そして最後にはこれまでの歴史的過程をつうじて、北九州にあらわれてきた工業用地利用とそれをめぐる諸問題をふまえつつ、この問題が今後どのようなようになっていくかを論じたい。そのさいには、現在の北九州市あるいは福岡県なりの地域開発政策、さらには新全国総合開発計画において大型プロジェクトとして提起されている周防灘開発計画という国家段階での開発政策が、この北九州における土地利用をどのように考えているのか等々の検討がなされねばならないであろう。

以下、その具体的分析と検討にすすみたいと思う。

第一章 北九州地域における工業用地利用の特徴

第一節 『工業統計表』からみた特徴

われわれが分析対象地域としている「北九州」とは、北九州の旧五市、すなわち現在の北九州市域であり、通産省の『工業統計表』では「福岡県北工業地区」がこれにあたる。その総面積は昭和四十四年では四六二・六九平方料、同四十五年には四六五・六三平方料となっている。⁽¹⁾またこの地域の総人口は約一〇五万人で、北九州はいわゆる百万都市の一つを形成している。この地域はまた「北九州工業地帯」として日本資本主義発達の源動力となった地域であるが、現在ではもはや日本における四大工業地帯という席からはずされようとしている。⁽²⁾しかしながら、関門トンネルを抜けて、折尾に写る車窓風景はまさしくもって工業地帯であるとの印象を強く植えつけさせる。感覚的把握としての北九州工業地帯、しかし、それが「工業地帯」でないというのなら、われわれは「工業地区」とでも呼んでおこう。問題はその呼称にあるのではない。

さて『工業統計表』では二五九の工業地区が数えられているが、北九州工業地区はこれらの工業地区とくらべてどのような特徴をもっているであろうか。さしあたり、その地区に含まれる事業所数、従業者数、出荷額という点からみてみよう〔第一表参照〕。

この表は従業者数三〇人以上の事業所を対象としたものであるから、その数値は各工業地区における「工業」の全体像をとらえたものではない。にもかかわらず、北九州工業地域の全国における位置づけを概略的に把握することは一応可能である。

第1表 事業所数、従業者数・出荷額からみた
日本の主要工業地区

順位	事業所数	従業者数 (千人)	出荷額 (10億円)
1	東京	6,267	4,258
2	大阪	2,881	2,302
3	名古屋	1,528	2,080
4	北名	1,389	1,793
5	横濱	1,047	1,655
6	西・洛南	1,034	1,533
7	河内	1,011	1,265
8	東大	880	1,140
9	南河	707	1,103
10	広島	653	868
11	北川	613	830
12	西千	595	808
13	千泉	570	758
14	水島	532	680
15	東	521	615

通産省：『工業統計表』（昭和44年版）より作製

まず「事業所数」に関して。北九州工業地域は全国の工業地区のうち第一五位以内に入られず、第一六位淀川左岸工業地区（五〇一）につづく第一七位に福岡県北（四八三）として入り、以下衣ヶ浦（四八二）、西三河（四八一）とつづいている。

このように事業所数のうえからみると、北九州は全国有数の工業地区であるとはいきれない側面をもっている。そこで、事業所数だけでなく、事業所の規模をも勘案した指標として、「従業者数」でみていくと、北九州は第一位になり、さらに「出荷額」でも同じく第一位にある。つまり、いずれの指標にもつづいても、北九州工業地区は「四大工業地帯」はおろか、その第一〇位にも入っていないのである。ところで、われわれが分析考察しようとしている「工場敷地」についてはどうであろうか（第二表参照）。

ここでは、これまでの三つの指標からえられた順位とは異なって、北九州は第四位を占め、まさに全国有数の工業地区としての位置づけが与えられている。つまり、この工場敷地については全国有数の工業地区であるという点は、北九州工業地区のもつ一つの特徴であり、そのかぎりで見覚から捉えられたその感覚は一定の正当性を

第2表 工場敷地からみた日本の主要工業地区

順位	工場敷地 (万m ²)
1	千葉 2,840
2	名古屋 2,595
3	東京 2,532
4	福岡県 2,382
5	東北 2,318
6	北摂 2,244
7	水島 2,180
8	横浜 1,975
9	駿河湾 1,949
10	大川 1,834
11	三河内 1,686
12	西南 1,637
13	南河内 1,383
14	衣浦 1,350
15	備後 1,335

通産省：『工業統計表』（昭和44年）より作製
なお×印は25位以下を示す。

第3表 指標別順位からみた日本の主要工業地区

工業地区名	工場敷地順位	事業所数順位	従業者数順位	出荷額順位
千葉	1	13	12	9
名古屋	2	3	4	6
東京	3	1	1	1
福岡県	4	17	11	11
東北	5	24	15	15
北摂	6	4	3	3
水島	7	15	25	18
横浜	8	5	5	5
駿河湾	9	7	7	8
大川	10	2	2	2
三河内	11	11	6	4
西南	12	19	10	7
南河内	13	9	13	10
衣浦	14	18	x	x
備後	15	x	x	x

通産省：『工業統計表』（昭和44年）より作製
なお×印は25位以下を示す。

もつものである。

ところで、この工場敷地を中心に他の工業的諸指標と関連させつつ、全国の工業地区を順位別に整理してみると、そこには大きく三つの型が検出しうる（第三表参照）。その一つは、名古屋・東京型とでもいうべきものであり、事業所数、従業員数、出荷額、工場敷地という四つの項目において、それぞれの全国的順位が平均している工業地区である。この型には、前記の名古屋、東京をはじめ、北摂、横浜、駿河湾等の工業地区が入る。

これに対して千葉・北九州型とでもいうべきものは、北九州にみられたように、工場敷地面積の全国順位のみがとび抜けて高い工業地区である。これには千葉、北九州をはじめ東摂、水島、備後が含まれる。

第三の型は、大阪型とでも名づけられるように、工場敷地の全国順位だけがとりたてて低い工業地区である。

この部類に入るのは、洛西・洛南、広島・呉、南河内が

あり、傾向としてみれば東京は第一型よりもこの型に属するのかもしれない。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

さて、工場敷地について全国の工業地区と比較考察していくのであるが、便宜上、その工業地区を一一としたい。内訳は第二表における第一位の川崎工業地区までと、さきにもみた第三の型として特殊な位置づけをもつ工業地区の代表として洛西・洛南をつけ加えたい。

ところで、これらの工業地区では、その工業敷地のうちどれ位の建物面積があるのだろうか。このことは、業種や技術水準に規定された工場諸施設の配置状況にも関連するが、各工業地区における工業用地利用の稠密度を知る手がかりにはなりうる。とくに従業者三〇人未満の零細・小企業が含まれていないことは、いわゆる近代的工業としての性格を強くもった事業所の土地利用状況を把握するのに都合が良い(第四表参照)。

第4表 主要工業地区の建築面積及び建築率

工業地区	事業所 建築面積 万m ²	建築率	型
千葉	43.0	0.15	C
名古屋	83.2	0.32	B
東京	110.6	0.44	A
福岡	46.6	0.20	C
東北	45.2	0.19	C
北水	81.8	0.36	A
横河	24.1	0.11	C
大川	52.3	0.26	B
洛西・洛南	56.2	0.29	B
	81.5	0.44	A
	46.2	0.21	C
	36.3	0.40	A

通産省：『工業統計表』(昭和44年)より
作製

第四表からもわかるように、工場敷地内の建築率についてみると各工業地区のあいだに相当の差異がある。つまり建築率が四〇%以上の工業地区としては、東京、大阪、洛西・洛南という比較的古くから資本蓄積の進んでいた工業地区がこれに属する。次に二五%以上三九%のあいだには名古屋、北摂、横浜、駿河湾が入る。また二五%以下には福岡県北、東幡、川崎が入り、一五%以下としては千葉、水島が入る。

こうした各工業地区の組合せをみると、建築率の高い工業地区は古くからの工業集積があり、建築率が低くなるほど比較的最近の時期にコンビナートの集中立地した工業地区であることが知られうる。とはいえ、ここで注意する必要があるのは、われわれがさきに第三表で検出し

第5表 主要工業地区における業種別工場敷地面積と占有率

グループ	工業地区	工場敷地 総面積	業種別工場敷地面積 (万m ²)					工場敷地面積 占有率(%)		
			第1位 業種	第2位 業種	第3位 業種	第4位 業種	第5位 業種	上位 1種	上位 3業 種計	上位 5業 種計
イ	東京	2,532	一般機械 413	鉄鋼 285	化学 280	金属 226	電気機械 205	16	39	55
	大阪	1,834	鉄鋼 418	一般機械 239	化学 234	金属 175	輸送用機械 118	23	49	65
	洛西・洛南	913	繊維 159	電気機械 148	食品 95	輸送用機械 87	化学 82	17	44	63
ロ	名古屋	2,595	鉄鋼 984	化学 240	繊維 226	輸送用機械 209	窯業 197	34	56	72
	北摂	2,244	鉄鋼 676	食品 260	一般機械 256	窯業 158	輸送用機械 149	30	53	67
	横浜	1,975	輸送用機械 357	石油精製 318	電気機械 202	一般機械 164	化学 159	18	45	61
	駿河湾	1,948	パルプ紙 556	化学 247	一般機械 207	輸送用機械 184	非鉄金属 168	29	52	60
ハ	福岡県北	2,382	鉄鋼 1,259	窯業 447	化学 329	一般機械 75	金属 74	53	85	92
	東幡	2,318	鉄鋼 859	化学 736	繊維 168	一般機械 132	窯業 86	37	76	85
	川崎	1,686	鉄鋼 456	化学 318	石油精製 287	電気機械 179	一般機械 114	27	63	85
ニ	千葉	2,840	鉄鋼 643	石油精製 636	化学 551	金属 178	非鉄金属 132	23	64	75
	水島	2,180	鉄鋼 966	化学 468	石油 363	輸送用機械 143	繊維 84	44	82	93

通産省：『工業統計表』(昭和44年)より作製

ておいた工業地区の三つの型が、この建築率からみた工業地区の型に一定の照応関係があるということである。つまり第三表から検出した第一の名古屋型では、諸指標の全国順位が平均してゐるのに照応して、この建築率でも中位を示している。また工場敷地面積のみが高位の千葉・北九州型では、この建築率が低く、大阪、洛西・洛南の型ではこの建築率がきわめて高い。つまり、北九州工業地区が工場敷地以外の諸指標で低位であったのは、この建築率の低さにもとづくものであったと推測しうるのである。数字からみても、北九州工業地区の建築率は二〇%であり、千葉、水島という新しい工業地区には及ばないにしても、東京、大阪、

洛西・洛南はもとより名古屋、北摂、横浜という日本の六大都市を背景とした工業地区よりは明らかに建築率は低いのである。いいかえると、北九州における工業用地はその利用度においてまだ余裕があるとみることができるのである。⁽³⁾だが、この建築率というものは産業の業種、あるいは工場施設の配置具合によるところが大きい。そこで、各工業地区において工場敷地を多く占めている産業を抽出し、その占有率を調べてみよう〔第五表参照〕。

工場敷地面積について上位五業種をとれば、その工業地区における産業構成を土地利用という側面からある程度明らかにすることができる。これらの工業地区について概観するならば、鉄鋼、化学、石油精製、諸種機械、金属製品または窯業という業種が工場敷地の上位を占めていることがわかる。しかしながら、洛西・洛南および名古屋、東幡における繊維工業、北摂、洛西・洛南の食品、駿河湾におけるパルプ・紙製品製造工業などは各個別工業地区における特徴的な業種となっている。こと北九州に関していえば、窯業の第二位が、他の工業地区にはみられない一つの特徴であるといえよう。

しかしながら、第五表では各工業地区において上位業種の工場敷地面積の占める比率は相当大きな差異のあることを示している。つまり、上位五業種の占有率をもってするならば、(イ)、(ロ)グループの平均六〇%台と(ハ)、(ニ)グループの平均八〇%台との明確な差異であり、このグループ間に差異のあることは上位三業種をとって見たばかりにもあてはまる。

とくに北九州工業地区についてみれば、上位五業種は、この地域の工業用地面積の九二パーセントという高い占有率を示し、これは水島地区とならんで全国のトップ水準にある。また上位三業種をとった場合には、八五パーセントと全国で第一の占有率を示し、これに比敵するのは、さきの水島の八二パーセント、東幡の七六パーセ

ントでしかない。(イ)、(ロ)のグループが五〇パーセント台であることを考えると、このきわめて高い占有率は北九州工業地区の大きな特徴といふべきであろう。

また上位一業種についてみると、北九州は五三パーセント(鉄鋼業)とこれまた全国第一位にあり、それにつづくものは水島の四四パーセント、東幡の三七パーセントである。とくにこの上位一業種のみを問題とすれば、(ハ)、(ニ)のグループの工業地区でも、川崎、千葉は二〇パーセント台となり、(イ)、(ロ)のグループとの特徴的差異はここでは消失してしまっている。

以上、われわれは『工業統計表』を利用しつつ、工場敷地という側面から、北九州工業地区のもつ特徴を検出してきた。それらをかんたんに整理しておくことのようになる。

(一) 事業所数、従業者数、出荷額では低順位であるが、事業所敷地面積では全国工業地区で第四位に位置すること。

(二) 事業所敷地面積に対して、建築率は全国的水準よりも低いこと。

(三) 工業地区内における業種別敷地面積では窯業が第二位を占めること。

(四) 工業地区内において第一位の鉄鋼業の占める用地面積は過半数を占め、これは全国的に例がない。また第三位までの業種、あるいは第五位の業種までもあわせると、その占有率は八五パーセントから九二パーセントという全国でも例外的といえる程の高い占有率を示すこと。

われわれは、北九州工業地区が工場用地からみた場合の特徴点を一応数字のうえから以上のように把握しようと思う。しかし、ここに検出された諸特徴は、『工業統計表』で設定された他の工業地区との対比関係にお

いて捉えられたものであるということを忘れてはいけない。したがって、この北九州工業地区のかかる特徴も、いわば限定されたものでしかなく、そのかぎりでは、別のかたちで工業地区の設定をすれば、ここで検出された特徴も若干再評価しなければならないこともありうる。また『工業統計表』が従業員三〇人未満の工場を除いていることもあわせてこの特徴点がある程度修正させることになるかもしれない。したがって、北九州工業地区については、『工業統計表』による工業地区設定の問題点を指摘しつつ、その特徴点の再検討をしてみよう。

(1) 『日本統計年鑑』、昭和四六年版、二三ページ。なお昭和四四年分については『北九州統計年鑑』、二ページ。

(2) 田中啓爾・富田芳郎『日本経済地理読本』、昭和四七年六月、東洋経済新報社、四四ページ。

(3) 北九州におけるこの建築率の低さをどのように理解していくかについては、少くとも自然的条件に規定されたものではない。歴史的条件といってもどちらかといえば立地してきた企業の業種の差異と技術水準の発展度に帰着させることになるだろうが、ただそれだけでなく、この建築率の低さはそうした業種差と技術水準という生産力条件に規定された企業資本の大きさにその原因を求めべきであると考えられる。いかなれば独占利潤をあげていく一つの物質的基盤として捉えねばならないが、この問題については稿を改めて論じたい。

第二節 『工業統計表』における「工業地区」設定の問題点と

検出された諸特徴の再検討

『工業統計表』においては、ひとしく「工業地区」とされながらも、これら各地区の総面積は駿河湾の二五九一平方軒に対し、川崎は僅かの一三〇平方軒という具合にきわめてアンバランスであり、しかも均質な工業地区として設定されたものではなかった。だから、これらの工業地区は地理的現象としてみると、必ずしも工業地区

とは云いえない地域も多分に含まれている。つまりこの「工業地区」の工業敷地のなかには、農業が支配的な産業であるような地域（農業地域）に立地している孤立的な工場の敷地も含まれている。つまり『工業統計表』における各工業地区の総面積とその「工業用地率」とでもいふべきものが全く不均等なのであり、そうした不均等な条件のもとで、事業所数、従業者数、出荷額などを相互比較してみても、さほど意味のあることではなかったように思われる。

そこで、われわれとしては、各工業地区において総面積にたいする工場敷地面積の占める比率、つまり「工業用地率」とでもいふべきものの検討をしておこう（第六表参照）。

この表は、総面積に対する工場敷地（三〇人以上の事業所）の面積比率であるが、川崎工業地区を除く他の工業地区では工場敷地が一割未満ではない。こうなるとこれらを「工業地区」という具合にもと設定しうるのかどうかという問題が生ずる。しかも、駿河湾の二、五九一平方料をはじめ、北摂、洛西・洛南あるいは千葉のように一、〇〇〇平方料かそれに近い全地域を包摂してこれを「工業地区」とすることが正しいかどうかという問題にもなる。

われわれは、こうした『工業統計表』における「工業地区」設定上の難点を考えることなく各工業地区を機械的に比較し、北九州工業地区の特徴を検出してきたことに一定の反省をしなければならぬ。そこで、こうした難点を念頭におきつつ、もう一度、北九州工業地区の特徴について再検討しておかねばならない。

第6表 主要工業地区の総面積と工業用地率（単位：km²）

	総面積	工場敷地面積	工業用地率
東 京	577	25.32	5
大 阪	206	18.34	9
洛西・洛南	1,050	9.13	1
名 古 屋	491	25.95	5
北 横 浜	1,074	22.44	2
横 駿 河 湾	421	19.75	5
福 岡 県	2,591	19.45	1
東 川 崎	465	23.82	5
千 水	396	23.18	6
	130	16.86	13
	821	28.40	3
	311	21.80	7

通産省：『工業統計表』（昭和44年）により各工業地区と行政市町村を対比し、「総面積」は杉野が算出した。

(一) 事業所数、従業者数、出荷額では低順位であるが、事業所敷地面積では全国工業地区で第四位に位置することについて。

北九州と同じ総面積をもって比較するということになれば、少くとも川崎、大阪、水島、東幡、横浜などの諸工業地区はその周辺工業地域を含むことになり、工場敷地面積を相当増加させるであろうし、それとは逆に駿河湾、洛西・洛南、北摂などは大巾に工場敷地面積を減少させるであろう。このようにして同一面積に立脚して各工業地区における事業所、従業者、出荷額などを相互に比較したばあい、北九州工業地区は相対的には上位へと進んでいくであろう。しかし次の(二)の特徴が、依然としてこの(一)という北九州工業地区の特徴を規定づけている以上、基本的には余り大した変化はない。つまり(一)の特徴は残ってくるのである。

(二) 事業所敷地面積に対して、建築率は全国的水準よりも低いことについて。

これは各工業地区の総面積の順位変動に関係するところが少ない。つまり、この特徴はほとんど影響を受けない。

(三) 工業地区内における業種別敷地面積では窯業が第二位を占めることについて。

もし工場敷地面積の大小を問わないということになれば、これを北九州のみの特徴とすることには問題が残る。『工業統計表』(昭和四四年)における全国二五九の工業地区中、工場敷地面積からみた産業構成で、「窯業・土石製品製造業」が第一位の工業地区は二六、第二位の工業地区は三二と推定される。このうち、大船渡・高田、友部、木更津、東濃、名古屋北部、東備、美弥、行橋・苅田の各工業地区では、各工場敷地総面積の五〇パーセント以上が窯業土石関係の用地となっている。

このようにみえてくると、「窯業・土石製品製造業」が北九州地区で第二位をしめているという特徴は全国的にはとりたてて云うほどのことでもないように思われる。しかしながら、他の大工業地区では上位に位置していないこと、さらに窯業関係で四〇〇万平方メートル以上という広大な敷地面積を利用している工業地区は、名古屋北部（六〇〇万平方メートル）、大船渡・高田（四〇〇万平方メートル）とこの福岡県北（四七七万平方メートル）しかないという点からすれば、副自的であるとはいえず、これを北九州工業地区における一つの特徴ともいえよう。

（四） 上位一業種が工業用地の過半数を利用していることについて。

北九州工業地区では上位の三〜五業種が工業用地の圧倒的部分を利用していることにその特徴があった。ここでは、上位一業種の占有率が過半数に達しているという点について検討しておきたい。

上位一業種が工業用地占有率の過半数をしめている工業地区は全国的にみると四五地区もある。また業種的にも鉄鋼業がそれにあてはまるのは、室蘭、宮古・金石、海南、備後の4地区がある。そのかぎりでは、この特徴も北九州に特有で全国無比のものとはいいたいがたい。ところで、このうち工場敷地面積が一千万平方メートル以上の工業地区となると、福岡県北（二、三八二万平方メートル）を筆頭に、西三河（輸送用機械Ⅱ一、六三三万平方メートル）、備後（鉄鋼業Ⅱ一、三三三万平方メートル）、名古屋北部（窯業Ⅱ一、一三三万平方メートル）の四工業地しかない。それ以外は五〇〇万平方メートル以上のもの六工業地区、三〇〇万平方メートル以上のもの四工業地区、二〇〇万平方メートル以上のもの四工業地区、一〇〇万平方メートル以上のもの十四工業地区、それ以下のもの十二工業地区となっている⁽²⁾。このようにしてみれば、さきに産業構成における「窯業」を検討した場合と同じように、典型的には他の工業地区にもあるが、その大規模性という点にかかわってみると、上位一業種が工場敷地総面積の過半数を利用していることは、北九州工業地区

における一つの特徴として認められるべきものである。

以上、『工業統計表』から知りうる北九州地区における工業用地利用の諸特徴を検出し、検討を加えてきた。だが、さきにも述べておいたように、『工業統計表』における各工業地区の区域設定は必ずしも絶対的な客観性をもつものではない。とするなら、こんどは別の「工業地区」の設定を試みるなかで、北九州工業地区の工業用地利用にかんする諸特徴を検出することも可能となるのである。

(1) 『工業統計表』では調査対象企業数が僅少のばあいには、その営業上の秘密を守るために、数値を x としている。そのため、正確な実態把握には一定の限界がつきまとう。

(2) 近代的な工場の立地単元として、業種によって差異があるとはいへ、三〇万坪の用地を必要とするものも多い。こうした点から考えて、一〇〇万平方メートル以下の地域を「工業地区」として設定しうるものかどうか、この点にも『工業統計表』における「工業地区」設定の問題として残る。

第三節 「工業地区」の再設定による特徴の検出

『工業統計表』では、いわば地方田園都市における一工場すらも一つの「工業地区」のなかに包摂し、また工業地区を行政区劃にもとづいて設定していた。この二つの難点を排除しつつ、しかも同一総面積を基準とした別のかたちでの「工業地域」の設定を試みよう。

一般に工業地域といわれるのは、工業集積の大きい地域を指すのである。いまかりに、わが国において通常工業地域といわれている地方について三〇キロメートルを半径とする工業圏を摘出し、隣接関連工業地区も含めさせた広域工業圏とでもいふべきものを設定してみよう。⁽¹⁾もとより、この工業圏の中には、農村や山村も含まれると

第7表 半径30キロ「工業圏」における事業所数、従業者数、出荷額、工場敷地面積

工業圏名	工業地区番号※	事業所数	従業者数 (人)	出荷額 (百万円)	工場敷地面積 (100m ²)
常盤工業圏	45. 50.	529	98,064	620,112	143,706
京浜工業圏	69. 74. 76. 79. 80. 84. 85.	9,014	1,253,350	9,286,895	990,944
駿河湾工業圏	132.	1,011	154,081	1,139,816	194,892
中京工業圏	135. 137~144	4,173	670,889	4,804,038	960,978
阪神工業圏	157~163.	7,214	970,754	7,326,868	810,509
播磨工業圏	164~168.	855	156,875	1,036,291	345,848
芸備工業圏	193. 195. 196. 199. 201.	935	142,583	1,030,991	381,094
広島工業圏	200. 202.	721	135,207	1,005,083	157,197
北九州工業圏	203. 205. 227. 229.	746	153,218	1,124,154	324,715

※「工業地区番号」は「工業統計表」に付された番号であり、本表における「工業圏」と「工業統計表」における「工業地区」との関連をあらわしている。

通産省：「工業統計表」(昭和44年)。なお各工業圏はその中心都市駅より半径30キロの同心円域である。

いう難点はあるが、平均すると工業的色彩が強く、しかも同じ面積という基準に立った相互比較が可能という点で別の利点をもっている(第七表参照)。

第七表からみれば、事業所数、従業者数、出荷額の点で、北九州工業地域は、京浜、阪神、中京の三大工業圏にははるかに及ばない。むしろ、それらの点に関しては、駿河湾、播磨、芸備、広島周辺などの工業地域と同格の位置を占めていることがわかる。さらに事業所敷地面積に関してのみ云うならば、Aクラスの三大工業圏につづいて芸備、播磨とならぶBクラスに北九州は位置づけされ、常盤、駿河湾、広島周辺のCクラスとは一線を画している点をみておかねばならない。だが、これからだけでは、北九州工業地域の特殊な性格は、それ独自のものとしては検出されえない。つまり、これらの各工業圏が半径を三〇キロメートルとしている点では同じであるが、この三〇キロメートル圏内には山地と海域が含まれており、これらの工業圏を相互に比較するときには、まずこうした自然的諸条件の差異を除外しておくことが必要

第8表 工業圏別地形別構成比率及び工業用地率

工業圏	地形別構成比率(%)			平坦地 面積 km ²	工場敷 地面積 km ²	工業用 地 率 %
	海 域	山 地	平坦地			
常 盤	45	45	10	280	14	5
京 浜	30	30	40	1,120	99	9
駿 河	30	55	15	420	19	5
中 湾	20	40	40	1,120	96	9
阪 京	20	50	30	840	81	10
播 磨	30	40	30	840	35	4
芸 備	35	40	25	700	38	5
広 島	30	50	20	560	16	3
北 九	50	40	10	280	32	11

○「工業圏」については第7表参照
 ○「平坦地」とは海拔20米以下の土地とする。

なのである。そこで各工業圏を地形的に解析してみると、その概略は次のようになる(第八表参照)。

ここでは詳細な数値的計算は省略している。つまり、海域、山地などの構成比率が概略的であることと、「工業圏」の工場敷地面積も、そのすべてが半径三〇キロメートル圏内に包摂されてしまっているとはかぎらないからである。つまり第七表において番号を付した各「工業地区」のなかには、その一部が三〇キロメートル圏外にあることもあるからである。

さて、半径三〇キロメートル圏内の空間全面積を二、八〇〇平方キロメートルとする。そして「平坦地」の比率をこれに乗ずれば、各工業圏内における平坦地面積を概略的に算出することができる。かくして、この各工業圏の平坦地面積に対する工場敷地面積の占める割合、すなわち工業用地率を各工業圏について得ることができる。

ところで、この工業用地率についてみるならば、きわめて概略的であるとはいえ、北九州は、いわゆる京浜、阪神、中京という日本の三大工業圏と同様に、あるいはそれ以上に高い比率を示しているのである。つまり、北九州工業圏は小野田、宇部工業地区を含んでいるとはいえ、平坦地を工業用地として利用している比率はおそらく全国で最高であり、ここにわれわれは北九州工業圏における工業用地利用のもっとも特記すべき特徴を検出し

うるといってもけっして過言ではあるまい。

だがこの北九州工業圏として析出された工業用地利用の特徴というものは、もとよりわれわれが分析対象地域としている北九州市域の特徴そのものではない。いってしまえば、北九州工業地域の周辺部を含めた工業用地利用の特徴であって、分析対象地域との関連からいえば、北九州市域における平坦地を算出し、そこにおける工業用地利用の比率を析出しなければならないのである。

すでにみてきたように、昭和四五年現在で北九州市の全面積は約四六六平方キロメートルである。その海拔高度別内訳をみると、およそ次のような面積構成となる〔第九表参照〕。

第9表 北九州市域の海拔高度別面積

海拔高度 (m)	面積(km ²)
0 ~ 20	170
20 ~ 40	45
40 ~ 60	28
60 ~ 80	25
80 ~ 100	18
100 ~	180
計	466

○本表については、昭和46年3月に北九州市が作製した縮尺三万分の一の地図を利用した。計算方法としては、北九州市域を7500区画(一区画は62,500m²)に分割し各高度別に略算出した。なお昭和45年段階で未造成の埋立地は含んでいない。

北九州市域における海拔二〇米以下の平坦地はこの試算からすれば、昭和四五年段階で約一七〇平方キロメートルである。北九州の各工業はこの平坦地に立地しているから、この平坦地面積に対する工場敷地面積の比率を算出すればよいことになる。ところで北九州における工場敷地面積は従業者三〇人以上の事業所だけで約二四平方キロメートルであるから、北九州市の工業用地率は略々一四パーセントということになる。⁽²⁾この工業用地利用率一四パーセントという数字はおそらくわが国で最高ではないかと思われる。なぜなら、他の京浜、中京、阪神などの海拔高度はおしなべて二〇メートル以下であるとみられるからである。⁽³⁾

以上、われわれは三〇キロ半径圏の設定や高度別からみた北九州における工業用地利用の特徴を検出してきた。

そしていづれも工業用地率の異常な高さ、すなわち全国でも最高の利用率であるということを捉えてきた。だが、われわれはもう一つ歴史的な視角から北九州地域を設定し、そこでの工業用地利用率というものを考察してみよう。

行政区域としては昭和十年頃の北九州ということになるのかもしれないが、従来慣用的に「北九州工業地域」といわれてきた範囲は、現在の鹿児島本線に沿って門司港から黒崎あたりまでの、関門海峡、響灘、洞海湾に面した平坦地部分のことであり、裏門司、城野、曾根、上津役、若松西部(島郷地区)⁽⁴⁾などの平坦地は本来含まれていないのである。

事実またこれらの地域には現時点においても、小野田セメント恒見工場、磐城セメント小倉工場(石原)以下にはほとんどみるべき大工場は立地していない。とすれば、歴史的に本来的な北九州工業地域、いわゆる鹿児島本線地域(以下、本稿ではこの地区を「本線地域」と略称する)の総面積とそれに対する工場敷地面積との比率が問題となる。この「本線地域」は、北九州市域における平坦地面積の約三分の一、すなわち五五平方キロメートルであるから、工場用地二四平方キロメートルの占める比率は実に四三パーセントにも達するのである。一言にしていえば、北九州の本線地域に諸工業がおそろしき集中度でもって立地しているということなのである。つまり、北九州市域における土地利用の特徴はなんといっても、この「本線地域」の狭隘な平坦地のほぼ半分に達するまで、工業用地として利用されているということである。

以上、われわれは、『工業統計表』およびそれにいろんな操作を加えながら、さらには別途にいろんな地域設定を試みながら、北九州工業地域における工業用地利用の特徴点を析出してきた。第一章を終るにあたって、そ

これらの点について再整理しておこう。

まず、工場用地面積に対する事業所数、従業者数、出荷額などの水準が全国の各工業地区との対比で相対的に低く、それは工業用地内の利用度を示す建築率の全国的水準に比しての低さに関連するものであった。また工業用地利用についてこれを業種別にみると、鉄鋼業の第一位はともかく第二位に窯業が占める大工業地区は他にみられず、かつ業種別順位からみた工業用地利用度では、鉄鋼業が過半数を占める大工業地区はなかった。さらに上位三業種では八五パーセント、上位五業種では九二パーセントという土地利用は全国的にも有数のものであった。次に北九州を中心とした半径三〇キロ工業圏からみると、山地と海域が多く、平坦地はほぼ一〇パーセントでしかなく、この平坦地との対比では一一パーセント、そして北九州市域の高度差から算出された平坦地との対比では一四パーセント、最後に歴史的に捉えられた北九州「本線地区」との対比では四三パーセントという驚異的な工業用地利用がなされているということがその特徴であった。われわれはこうした異常とまで思われるような北九州における工業用地利用が歴史的にどのような社会経済的諸関係の絡みあいのなかで形成されてきたのか、その点の分析を次の第二章で試みたい。

(1) この三〇キロメートルを半径とする「圏」の設定は、けっして恣意的なものではない。のちにみるように、『新全国総合開発計画』に対する北九州都市圏の大規模開発事業』（北九州市、昭和四三年）にも同じような設定手法がとられている。

(2) なお三〇人未満の工場敷地面積はおよそ一平方キロメートルである。第三章第四節における試算を参照せよ。

(3) 各市区における高度別面積については、各都市とも資料をもっていない。ただ昭和四七年一〇月に、われわれがおこなった「大都市における土地利用調査」からすれば、川崎市で七メートル未満の土地が約二五%〔資料名「海岸保

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

全事業に関する基礎調査表」であること、大阪市では「大部分が〇〜二〇米の間であり、〇米未満と二〇米〜四〇米がほんのわずかあるだけであるが数字は不詳である」ということ、東京都（二三区）からは東京都建設局土木技術研究所の資料として〇メートル未満の土地が三〇・八平方キロメートルであるという回答が寄せられている。

（4）この島郷地区は昭和一〇年段階ですでに若松市域に含まれている。

第二章 北九州における工業立地の歴史的過程

北九州における現在の工業用地がどのように形成されてきたかについては、北九州における工業立地の歴史的過程をふりかえってみなければならぬ。それは一地域における資本主義の発展過程であるが、同時にそれは日本資本主義の発展過程ときりはなしがたく結びついている。端的に云いあらわすならば、北九州の工業用地は日本資本主義の発展を基底に据えつつ、かつまたその各発展段階に応じて立地してきた諸工業の資本規模、業種、施設などの特殊の諸条件に強く規制されながら、さらに北九州における地形や位置などの自然的諸条件を個別具体的に媒介として形成されてきたものである。また自然的にみれば、北九州における農地や塩田などの平坦地がそのまま工業用地へと転用されたものばかりでなく、こうした歴史的発展過程のなかで山地が切り崩され、あるいは海面や湿地が埋築されて工業用地となってきたばあいもある。したがって、こうした自然改造事業と北九州における諸工業がその用地を取得し、利用してきた歴史的過程の分析は、いわば、北九州における工業用地利用の特殊的性格の形式過程を明らかにすることとなる。

周知のように、日本資本主義における再生産軌道の確立 \parallel 産業の確立期はおよそ明治三〇年から同四〇年にかけての時期といわれているが、そのさい労働手段と生産素材としての鉄の確保を日本資本主義は「日清の役を機

縁とする大治鉄確保―八幡製鉄所設立と日露の役を機縁とする満州鉄確保―鞍山製鉄所設立とによって実現⁽¹⁾したと山田盛太郎氏は述べている。いわば北九州における八幡製鉄所の設立はたんに北九州だけでなく、日本資本主義の発展史のうえでも決定的に重要な一つの画期をなすものであった。

われわれは北九州における工業立地の歴史的過程の分析をまず八幡製鉄が設立される明治三〇年以前の時期、すなわち明治二〇年代の頃からはじめよう。そうすることによって、北九州における工業用地利用との関連で八幡製鉄所設立がもつ歴史的役割をより鋭く解明することが可能となるからである。

(1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、岩波書店、昭和九年、一一二ページ。

第一節 明治三〇年頃までの工業用地利用状況

明治三〇年にいたる時期の北九州における土地利用状況は便宜上「本線地区」について門司、小倉、八幡、戸畑、若松と順を追って個別地区ごとに見ていきたい。

(一) 門司。

『門司市史』の第十四図である明治二三年頃の地図から当時における門司の土地利用状況を概観しよう。

古城山麓の旧門司から甲宗八幡前までの海岸沿いには若干の人家があり、その背後地には若干の田畑がみられる。甲宗八幡前から南側の海岸（現鎮西橋付近）にかけて一二町歩の塩田が突出しており、その塩田の背後地には、畑田、本村、庄司の山麓集落があり、前面にひらけた水田のなかを本村川が貫流している。また清滝と庄司とのあいだには栄川（現川端通付近）があり、この周辺にも水田がある。この清滝から白木崎にかけては水田が

階段上に連なり、白木崎から葛葉を経て小森江に至る間は狭い水田がさらに続いている。

明治二二年当時の門司(本線地区)についていえば、総面積およそ七八四町歩⁽¹⁾(内訳Ⅱ門司、一九一・四町歩、小森江八五・二町歩、柳ヶ浦五〇七町歩)のうち、田畑、塩田、宅地をあわせておよそ四〇八町歩(門司一〇二町歩、小森江三六町歩⁽²⁾、柳ヶ浦二七〇町歩⁽³⁾)であった。つまり四平方キロメートル程の平坦地があり、そのうちの八割近くは水田であり、それ以外に目につくものといえば、一二町歩の塩田位のものであった。

企救半島は山勝ちで平坦地が少なく、これらの本線地区はもとより、半島の東側にあたる裏門司地区(企救郡東郷村、松ヶ江村)においても江戸時代より海面埋立がおこなわれていた。その規模についてみると、本線地区である表門司の方では宝暦三年に大里六本松開島として一、〇二四坪が埋立てられ、裏門司では安政年間に伊川開作の五〇余町歩、宝暦年間に猿喰新田三〇余町歩をはじめ、少くとも一三〇〜一四〇町歩には達している⁽⁴⁾。

なお明治期に至ってからは、明治一九年に豊前国企救郡門司村字文字より井戸迄と同国同郡楠原村字井戸より蟹喰迄の海面(あわせて四三、二五一坪)の埋築願が地元民より出されている。埋立理由は、明治一九年八月の段階では塩田および宅地利用としてであるが、同年一月になると「家屋倉庫設立、輸出入荷物運搬便利ヲ発起シ、開港ノ一端ニモ備エ、云々」というようにその理由が変化している。それはおそらく門司築港事業との関連がなければ埋立認可は不可能と見做したからであろう。しかしながら、こうした埋立申請は、明治二一年福岡県知事によっていずれも却下されている⁽⁵⁾。

その後、門司築港にともなう海面埋築工事によって門司における土地利用は大きく変わってくる。門司海岸の特徴であった一二町歩の塩田は姿を消し、それに代って明治二九年までに一二万八千坪の土地が門司地先に出現し

てくるのである⁽⁶⁾。ただし、門司築港は明治一九年の地元民による埋立請願とは性格を異にし、地元資本も参加してはいるが、中央資本の主導権のもとに行なわれたものであった⁽⁷⁾。

やがてこの埋立造成地は、門司港の後背地としての商店街を形成していくことになるが、その基本的性格は門司港建設と九州鉄道の敷設に関連したものであった。したがって、直接的には工業用地として利用はされなかったとしても、それは北九州地域に工業を立地させ発達させていくための運搬交通条件の創設としてきわめて重要な役割を果たすことになるのである。岡倉伯士氏は

「これ等の鉄道及び築港会社の設立こそ正に将米炭田を中央市場特に京阪神市場に直結せしめることによって北九州産業と中央市場との不可分な依存関係を確立し、従って北九州が日本資本主義そのものの培基として奉仕する道を切り開くものであった⁽⁹⁾」

と述べている。明治二〇年代の門司における工業としては、工業戸数で明治二四年には四八戸であったものが二七年には一三五戸と急増している⁽¹⁰⁾。しかし、主たる企業としては、日本精米会社（明治二年、工場敷地五〇〇坪）、魚谷煉瓦（明治二年）、家人鉄工場（明治二六年）、浅野セメント門司分工場（明治二四年）、辻鉄工所（明治二八年）があるが、マニユファクチュア的なものとしては高島醬油製造（明治一八年、企救郡東郷村）があった。もっとも門司セメントが「海陸交通の要衝⁽¹¹⁾」として関門をえらび、明治二年、柳ヶ浦村の海岸に約九、〇〇〇坪の土地を買収したが、折からの金融逼迫のために工場建設を中止してしまっている⁽¹²⁾。しかし明治二六年になると、浅野セメントが白木崎の日本輸出来商社（旧日本精米会社）の跡地約五〇〇坪を買いとり、翌二七年にはこれを門司分工場として稼働をはじめ、日清戦争の好景気を機にして増設をつづけ、明治三十一年には約三、八八〇坪へと

工場敷地を拡張している。⁽¹³⁾

この浅野セメント門司分工場以外の工業としては、門司鉄工場(旧家入鉄工場、小森江)があつたが、その当時の営業と技術内容からみて、数百坪程度の敷地ではなかつたかと類推される。なお明治二八年には野戦首砲廠門司兵器修理所が旧門司に設置されるが、その当時どれ位の規模であつたのかわからない。⁽¹⁴⁾

明治三〇年にいたるまでの門司における工場立地と土地利用の状況は以上のようなものであつた。

(二) 小倉。

小倉は旧小笠原藩一五万石の城下町であり、かつその旧称どおり赤間関^{アカシヅメ}への渡口として栄えたところであり、そのかぎりでは北九州の他の地域とは異なつた歴史的条件をもっている。とはいへ明治三〇年頃までの小倉の繁栄もいわゆる旧城下二五町にかぎられ、西は田町(二一〇戸)から東は砂津川まで、そして南は馬借町までが市街地として発達していたにすぎない。萩崎、三郎丸、片野あたりはもはや一面の田畑であり、この旧三村の耕宅地面積は明治一年で一五〇町歩、戸数一五五程度のものであつた。しかし、紫川、砂津川の沖積平野としての小倉は北九州「本線地区」でもっとも平坦地の多いところであり、その面積はほぼ八平方キロメートルに及ぶ。それだけに海面埋立計画も明治二八年になつてやつと小倉築港計画との関連で一六万坪が予定されるにすぎず、結果的にはそのうちの二万五千坪(小倉港西部)が小倉町の事業として明治二九年になされる。

工業用地利用の点については次のように云える。小倉は旧城下町であつただけに、商品経済の一定の発展とそれに照応したマニファクチュアも相当に発達していた。明治五年段階で、小糸織(小倉織)や小倉縮(御召縮)⁽¹⁵⁾などの名は全国各地に知れわたつており、大道火灯(提灯)は中国やヨーロッパにも輸出されていたほどである。

その他に飴屋（三官館）、醬油、鋳物業などがあり、工場としては明治一五年の米谷小倉織工場をてはじめに津田維寧の小倉活版社（明治一六年）、妹尾精米（明治一九年）とつづき、明治二二年、（有）千寿製紙会社が「紫川の水質と原料稻稾の豊富、石炭の便等」⁽¹⁶⁾という理由で設置され、明治二九年には第二工場を建設拡張している。明治二三年には住野鉄工場が設立され、トロッコ車を製造するかと思えば、同二五年には広谷水産物製造所が水産物加工を、明田小倉工場が小倉袴地、縮、帯、厚司地を製造販売しはじめ⁽¹⁷⁾。

以下、明治三〇年までの小倉における工業発達の経過をふりかえってみると、次のようになる。

明治二七年、小倉織物会社が小倉織を復活させ、翌二八年には新工場へ移転（織機約六〇台）。同二八年、九州鉄道小倉工場が客車を新造し、翌二九年には、金水製糸（株）（女工四〇名）、遠藤弥兵衛製糸工場、小倉鉄工所（砂津）、安藤鉄工場などが設立されている。このようにして一方では特殊商品としての小規模な製糸、織物工場が、そして他方では局地的な市場を対象とした鉄工場、修理工場が明治二〇年代に創業している。いってみれば、依然としてマニファクチュアの要素が強く、本格的な近代工場は未発達であった。それだけに工業用地利用についても特筆するまでに至らぬものであった。

（三） 八幡。

明治二二年の時点で、黒崎町と八幡村の平坦地を推定すると、田、畑、宅地、塩田をあわせておよそ八三三町歩（約八二五万平方米）であり、そのうちの七割五分程度（六三三町歩）⁽¹⁸⁾は水田であった。洞海湾沿岸は葦の茂った泥地であり、松原のうしろは水田地帯というなんの変哲もない一寒村であった。もっとも洞海湾の八幡についていえば古くから埋立がすすめられてきており、明治二〇年に至るまでの経過はおよそ次のとおりである〔第一

第10表 明治20年までの洞海湾南側埋立経過

埋立地	年代	面積
枝光(中臣)	1673—1683	7町2反2畝18歩
本城(本村)	1688—1703	10. 4. 5. 27.
黒崎(城石藤田)	1695—1738	現在, 城石町一带
折尾(穴生)	1698	79
折尾(本城御開)	1750	78. 4.
黒崎(貞元)	1762	32. 6. 1. 7.
枝光(犬川)	1770	20.
前田(和井田)	1800	5. 6. 7.
枝光(塩浜)	1852	8. 4. 3.
折尾(本城)	1871	12, 8.
黒崎(妙見)	1887	28
計		275町1反0畝25歩

出所：「八幡商工会議所全史」昭和40年，607ページ。

程度のものである。⁽²¹⁾むしろ、街としては黒崎の方がその繁栄を誇っていたのである。

(四) 戸畑。

明治二二年、戸畑と中原が合併して戸畑村ができた当時の平坦地面積はおよそ三四五町であった。⁽²²⁾それが明治二八年には約三八九町歩、明治三〇年には四一六町歩となっている。⁽²³⁾

だが、この戸畑の平坦地はそれが田畑であっても、高度としては必ずしも二〇メートル以下であったとは必ずしも云えない。『戸畑市史』の第二集では「全域のほとんどが南に高い丘陵性の原野であった戸畑は、農耕地の

○表参照。

さて工業立地についてみると、明治二三年、アジアセメントが洞海湾内の泥土を原料とする目的で設立されたが生産するまでに至らず、のち川口セメントによる買収によって明治二六年より生産を開始した。⁽¹⁹⁾このセメント工場はのちに中央セメント(明治二八年)、小野田セメント(昭和四年)とひきつがれていくが、この川口セメント当時の工場敷地面積がどの位あったのか明らかでない。⁽²⁰⁾

明治二〇年代の八幡における工場といえば、この中央セメント位のもので、土地利用としては水田を中心として全くの寒村でしかなく、わずかに洞海湾に面して枝光に塩田(六町歩)があった

開拓とこれに伴う水利の確保が重要な問題⁽²⁴⁾であったと同時に、「陸上地域を拡張する余裕がほとんどなかったので海辺の開発、海面埋立を企図することが極めて緊急な問題⁽²⁵⁾」でもあったのである。

歴史的にふりかえてみると、天明年間におよそ一、三六五坪の埋立が牧山、汐井崎の地先でなされ、明治一二年には戸畑の漁業者によって鳥旗地先の海面一、八〇〇余坪が埋築されている⁽²⁶⁾。さらに明治一三年には戸畑海岸、汐井崎、牧山の干潟二五町歩の埋立を、

「追年人口繁殖、之ニ比較スルニ耕地狹隘ナルヲ以、薄産ノ徒多ク、遺憾之至ニ有之候條、挙村人民協議之上⁽²⁷⁾」

戸畑村民総代竹内運次が申し出ているが、結果的には知事により却下されている。また明治二年には、船舶の荷積や繋船の不便をなくし、塩田宅地等に開墾するために、汐井崎から牧山までの海面干潟(三〇町歩)の埋立を戸畑村民形田金藏他が申請するが却下され、翌々の二三年には埋立理由に「目下石炭ヲ利用シ起スベキ事業夥⁽²⁸⁾多有⁽²⁹⁾」とつけ加え、埋立地を「事業ノ工事物ニ或ハ宅地ニ或ハ物産陸揚場ニ又殖産場等ニ供⁽³⁰⁾」するためにと願っているが、これは前回と同様却下されてしまっている。

だがここで注意しておくべきことは、埋立地利用の理由から塩田がはずされ、「事業の工事場」という具合に工業用地として利用するという理由が前面にできてきているということである。これはおそらく若松築港会社との競合関係を念頭においてのことであろうが、工業化の波が北九州におしよせてきていることを戸畑村民の意識に反映したものとして捉えておきたい。それはともかく、結局のところ戸畑海岸の埋立は明治二八年以後、若松築港会社の手にゆだねることになるのである。

さて、当時の戸畑はこのように半農半漁の一貧村でしかなかったが、若松とならんで洞海湾口に位置し、それ

だけに筑豊炭田との関連を比較的古くから有していた。たとえば、炭塊(煉炭)の製造工場や炭坑用具を製造する鉄工場の成立は明治一〇年代からみうけられる。明治一三年の炭塊社(炭塊製造社)や明治一九年の牛島鉄工場がそれである。とくに鉄工場としては、中村(明治二年)、西倉(同年)、福島(同二年)、村上(同五年)、高谷(同七年)という炭坑用具を作製する工場が、炭鉱活況の影響をうけて明治二〇年代の前半に続々と設立され、コークス製造所(中島工場―明治二四年)、関西コークス(同二年)も二〇年代に設立している。

ところで、これらの諸工場は職工人員がいずれも二〇〇人といった小規模のものであり、工場用地というものも、さほど問題にする程度のものではなかった。一例をあげれば、明治一三年河内島に位置し、「我国最初の近代化学工場を目ざして計画された事業」といわれた炭塊製造社にしても、その敷地面積は一、二八四坪、建築物敷地面積一八五坪という、きわめてささやかなものであった。

(五) 若松。

若松築港株式会社(『七十年史』⁽³⁴⁾)に所収されている「洞海港今昔比較図」から明治一八年における若松の土地利用状況を概観しておこう。

これによると当時の若松における市街地は現在の本町付近のみで、その南隣には塩田(約四町歩位)があった。集落としては北海岸に脇田、脇之浦、本村、そして洞海湾に面して、二島、用勺、今光、赤島、藤ノ木、古前、修多羅などの狭い平坦地のあいだに点在していたようである。だが、現在の若松市で頼田貯水池より東側の地域〔本線地区〕に当時どれだけの平坦地があったのか、残念ながらわからない。⁽³⁴⁾石峰村修多羅を合併した明治三三年段階で、総面積約二五四町、うち平坦地は略々一〇五町歩(宅地二九・二町、田六一町、畑一三・三町、塩田一・四

町)であるが、⁽³⁵⁾若松の地形からみて、この一〇五町歩のうちのすべてが海拔二〇メートル以下でなかったことは確かである。また本線地域に近い数字を求めるとすれば、明治四四年までまたねばならないが、その年次では、総面積一、〇一七町歩で、平坦地は四一六町歩程度であった。⁽³⁶⁾

明治二〇年代における若松の企業活動としては、明治二一年に浚疏会社(若松築港の前身)、同二三年に筑豊興業鉄道(株)が設立されている。この筑豊興業鉄道は明治二五年に貨車を修繕するため若松製作所を創立したが、これが若松における近代工場の嚆矢となった。それ以外の工場といえは、北九州の他の地域と同じく酒屋、醬油屋などの地主的農村マニファクチュアがなお支配的な工場形態であった。つまり、若松製作所以外には全くもって見るべき工場は若松にはなかったのである。

だが、われわれは北九州工業地域の形成、あるいはその発展を論ずるさいにけっして看過してはならない企業が若松にある。それも明治二〇年代からである。それは若松築港株式会社である。この若松築港会社を検討しておくことが、北九州における工業化過程や土地利用にかんする諸問題を解明する手懸りをうることになる。またそれとの関連でみれば、戸畑地先の埋立について、福岡県知事がなぜ地元民に認可しなかったのかも明らかとなるのである。

海面埋立だけでなく新規土地造成後の土地利用は、その埋立権、造成権をもつ企業の業種やその資本性格に規定される。そのかぎりでは、若松築港会社の資本性格を明らかにしておくことが、その後の北九州地域における土地利用の基本的性格を知る重要な手がかりとなるのである。

若松築港会社は明治二三年五月に初めて築港の許可指令をうけ、同年九月から若松築港にとりかかるが、株式

会社組織となつたのは明治二六年三月である。発行株数は三、三五二株であるが、そのうちの二〇〇株以上を所有している大株主の持分を各府県別にみると、福岡九七八株、東京五五〇株、山口三〇〇株、鹿児島一〇〇株であり、資本構成からすれば地元資本的性格が強い。⁽³⁷⁾しかしながら同年九月に築港会社は五、九五六株へと増資するが、その結果二〇〇株以上の大株主の持分は、東京二二〇〇株、福岡九八八株、山口三〇〇株、鹿児島、長崎各一〇〇株となつている。⁽³⁸⁾つまり、この増資にさいしては中央資本が応じるかたちをとり、結果として築港会社は中央資本的企業としての性格を強くもつようになるのである。⁽³⁹⁾しかもその中央資本の内訳を知るために株主名簿をみると、渋沢栄一(三井)、三野村利行(三井)、荘田平五郎(三菱)、近藤廉平(三菱)、大倉喜八郎、浅野総一郎などの名がみえる。そのことからわかるように、若松築港を支配する手段として、一つの資本系列があつたのではなく、日本における巨大資本が結集するかたちをとつてゐること、また、押川則吉(農商務次官)、栗野慎一郎(外務省政務局長)、西園寺公成(貴族)、黒田長成(貴族)などの行政関係者や今村清之助(九州鉄道他)、長谷川芳之助(製鋼事業調査委員会・工博)などの北九州の工業化とかわめて密接な関連をもつ財界人、学者がそれを補完するかたちで株を持つてゐることが特徴なのである。いふなれば、若松築港会社はたんなる中央資本による事業会社ではなく、むしろ国策会社の性格をもつた会社であつたといふことの認識が、その後における八幡への官営製鉄所の進出、洞海湾の浚渫、埋立地造成という一連のつながりを解明するうえで大いに役立つのである。ちなみに、門司築港会社もまた中央資本的なものであつたという点を想起すれば、明治三〇年以降における北九州の土地造成やその利用方向もおのずから推測できようというものである。こうした北九州の土地利用の方向があつたればこそ、福岡県知事は門司や戸畑の地元民に海面の埋立申請を却下する必要があつたのである。

若松築港会社の資本性格を分析したためにやや長くなったが、以上でもって、明治三〇年までの北九州における各地区別工業用地利用状況の検討を終る。おわりに当時における北九州〔本線地区〕の一般的状況をまとめておくと次のようになるだろう。

明治三〇年までの北九州は、農漁業を中心とした土地利用にくわえて、小規模の工場が点々としてみられるというきわめて田園牧歌的なものであった。いま当時における本線地区の平坦地面積を概算してみると、それはおよそ二、八六六町歩（約二七、五平方キロメートル）になる。⁽⁴¹⁾ ちなみにこの面積は、現在（昭和四五年）における従来三〇人以上の工場が占める工場敷地面積（約二四平方キロメートル）よりも稍広い程度のものでしかない。また明治三〇年以前において、マニユファクチュア的なものを除き、一応資本制的近代工場としてみられるものの敷地面積は、門司一〇、〇〇〇坪、小倉一五、〇〇〇坪、戸畑五、〇〇〇坪、八幡一五、〇〇〇坪、若松五、〇〇〇坪、合計五〇、〇〇〇坪程度である。つまり当時の北九州における平坦地面積二七・五平方キロメートルに対して、工業用地は〇・一六平方キロメートルでしかなく、工業用地率は〇・六パーセントにも達しない状況であった。しかるに現在では、当時の平坦地面積にはほ近い工業用地の利用がなされ、平坦地面積それ自体も二七・五平方キロメートルから五五平方キロメートルへと倍増していることを考えると、北九州においては海面埋立による新規土地造成が相当にすすめられたということがわかるであろう。しかも、この海面埋立事業が、門司築港会社にして若松築港会社にして、中央資本が支配する企業によっておこなわれたことは、造成された土地はもとより北九州域内の他の土地までもが、三井、三菱をはじめとする中央巨大資本や地元巨大資本によって独占的に利用されていくことになるのである。

- (1) 『門司市史』、門司市役所、昭和八年、三五三ページ。
- (2) 『門司市史』、同右、三五二ページ。
- (3) 『門司市史』、同右、三四四ページより推計。
- (4) 『門司新地開作』、門司郷土叢書、吉永禹山編、昭和二八年参照。
- (5) 地元民による門司海域の埋立申請の件については、『門司市史』、前出、三三六～三四九ページ参照。
- (6) 『門司市史』、前出、三六九～三七一ページ。原資料は『門司港誌』。なお、明治二八年には小森江地先の海面約六千坪が埋立てられたとしている。『小倉経済年表』、昭和二九年、小倉郷土会、三九ページ。
- (7) ちなみに門司築港株式会社の発行件数は一〇〇株であり、地元資本四一株にたいし、中央資本は五九株であった。なお後者の中には渋沢栄一や大倉喜八郎、安田善二郎、浅野総一郎などの名前がみえる。『門司市史』、前出、三六七ページ。
- (8) この商店街は区画が整然としており、町名もイロハ順に、入船町、露月町、羽衣町、賑町、宝来町、平安町と名付けられていた。
- (9) 『関門経済史』、第一輯、門司市役所、昭和二七年、四二ページ。
- (10) 『門司市史』、前出、三七四ページ。
- (11) 『浅野セメント沿革史』、昭和一五年、一三四ページ。
- (12) 同上、一三六ページ。
- (13) 同上、一三八～一四二ページ参照。なお浅野セメントの立地はその臨海性と恒見の石灰石を立地条件としたものである。
- (14) 第二次大戦後、日本専売公社として利用されていくが、その跡地からみて、およそ五千坪程度ではなかったかと思われる。
- (15) 『小倉経済年表』、前出、五ページ。
- (16) 同右、二四ページ。
- (17) 同右、二九ページ参照。

- (18) 『八幡市史』、八幡市役所、昭和十一年、二二二～二二三ページ。
- (19) 『八幡商工会議所全史』、同会議所、昭和四〇年、一一八～一一九ページ。
- (20) 『八幡商工会議所全史』(前出)の一一九ページにはその写真が掲載されており、その背後地にある建物まで入れると相当広く感じる。ちなみに昭和五年小野田セメントがひきついた段階では、工場敷地約九千三百坪、附属地約五千四百坪となっている。
- (21) 『八幡商工会議所全史』、前出、六〇六ページ。
- (22) 『戸畑市史』、同市役所、昭和十四年、一〇〇ページ。
- (23) 『戸畑市史』第二集、同市役所、昭和三十六年、三五七ページ。
- (24) 同右、三九八ページ。
- (25) 同。
- (26) 『戸畑市史』、前出、一九九ページ。
- (27) 同右、七八～七九ページ。
- (28) 『戸畑市史』第二集、前出、四〇一ページ参照。
- (29) 同右、四〇二ページ。
- (30) 同。
- (31) 同右、四六四～四六五ページ。
- (32) 同右、四五五～四五六ページ。
- (33) 『七十年史』、若松築港株式会社、昭和三五年。
- (34) この点では、『遠賀郡町村是』(明治二五年?)で確認することができるが、入手することができなかった。
- (35) 『若松市史』、同市役所、昭和十二年、一一ページ。
- (36) 『若松市史』第二集、同市役所、昭和三四年、三九六ページ。
- (37) 『七十年史』、前出、四一ページ。
- (38) 同。

(39) 『七十年史』(若松築港)では、「地場資本だけでなく中央資本の協力が目立って増加していることがわかる。」(四二ページ)とあるが、支配的株主が中央資本で占められている以上、むしろ地場資本が中央資本に協力している姿として理解しなければならぬ。

(40) 長谷川芳之助が明治二五年に参加していた「製鉄事業調査委員会」は製鉄所の立地場所を選定する委員会であったことは十分に注意しておく必要がある。なおこれら以外に中央の大株主としては、藤勝和七、二橋元長があるが、『日本紳士録』(明治四四年)、『人事興信録』(明治四四年)、からは見当らない。

(41) この二千八百六町歩の内訳は、門司四〇八町歩、小倉八二〇町歩、戸畑三八九町歩、八幡八三三町歩、若松四一六町歩である。もつとも、これらの面積は田、塩田、宅地等の面積の合計であり、平坦地、海抜二〇米未満の土地ではない。

第二節 八幡製鉄所の立地と土地取得問題

明治三〇年代から、大正にかけて北九州地域の土地利用状況は急変していく。それはいうまでもなく製鉄所が八幡に立地したことによってであり、その後明治末期から大正時代にかけていろんな諸工業が続々と立地してきたからである。北九州をまさに工業地域として発展させていくその決定的契機をもたらしたのがこの製鉄所の八幡への立地であったし、またその後の北九州地域における工業化の過程をなんらかのかたちで制約づけたものもこの八幡製鉄所であった。したがってわれわれはまずこの八幡の地へ製鉄所がいかなる理由で進出を決定し、どのようにして工場用地を確保してきたかについて考察しておかねばならない。

『八幡製鉄五十年誌』においては、八幡へ立地してきた事情を

「製鉄所の設置場所については、さきの製鉄事業調査会において議定した区域内に福岡県遠賀郡八幡村、同企救郡柳ヶ浦、

広島県安芸郡阪村等の有力候補地を選び、各方面より詳細な実地調査の結果、八幡村に決定をみ、同三〇年二月六日「当省所管製鉄所へ福岡県下筑前国八幡村ニ之ヲ置ク」との告示が発せられた。⁽¹⁾と簡単に述べられているにすぎない。

もっとも「五十年回顧座談会」の席上、製鉄所長官でのち日本製鉄社長となった中井勲作氏は

「運搬の都合とか、水の都合、それに非常に重い熔鉱炉を置くのですから地盤がしっかりしていなければならない。⁽²⁾」
として交通と地耐力に力点を置いて立地理由を説いているが、元製鉄所次長をした副島千八氏は

「製鉄所の敷地に八幡を選んだのは、やはり炭が近いというのが重大な原因でしょう。⁽³⁾」

と述べている。このように製鉄所が八幡へ立地してきたのは輸送条件、用水、石炭、地耐力の良さをその理由としている。だが肝心の鉄鉱石については、どうであろうか。

元日本製鉄本社業務局長資材部長であった森田憲三郎氏は

「越後の赤谷を手に入れたのが明治三五年、……その後二一箇条問題で大治が確実になったので、すっかりあすこを止めることになったのですが、赤谷は相当あてにしておったようです。⁽⁴⁾」

と述べ、山岡武（元日本製鉄本社技術部長）氏も

「初めは釜石とか、内地の鉱石を主としてあてにしておったのです。……山口県の於福とか宮崎県のものとか、内地の褐鉄鉱が大分来ておりました。⁽⁵⁾」

と述べているように、原料としての大治鉄については、製鉄所の立地理由の中には含まれていないのである。

はたしてそうであろうか。八幡への立地が正式に決定したのは日清戦争が終って間もない明治二九年であり、

立地選定担当者は当然に大陸における鉄鉱資源のことを念頭に置いていたと考えねばなるまい。ちなみに

「和田、野呂、大島などの行政者、技術者が政治的影響にちつとも左右されずに、鉄鉱石、石炭、輸送、敷地の地盤の固さ、地質など純粹に科学的な見地から候補地を選定した。」⁽⁶⁾

という一柳正樹氏の文章では、この鉄鉱石を立地場所の選定基準として第一にとりあげている。とりわけ製鉄所の八幡立地に大きな力をもった当時の農商務次官金子堅太郎氏は

「北海道カラ此方ハスツカリ調べタガ一ツモ鉄ガナイ、日本ハナイ、多少ハアルガ釜石ニモ少シアル、広島ニハ砂鉄ガ出タガ之デハトモ軍備等ニハ出来ナイ、之ハ支那カラ持ツテ来ナケレバナラヌ、漢治萍ノ鉄鉱ヲ買フ方針ヲ決メタ。扱テ何処ニ製鉄所ヲ建テルカトイフノデ私ガ明治二九年四月官命ヲ奉ジテ此処(八幡)ニ来タノダ」⁽⁷⁾

この金子堅太郎氏の文章からのみで、速断することはできないが、少くとも製鉄所の八幡への立地は大陸の鉄鉱資源を全く無視して立地されたものではないことも確かなように思われる。

ところで今津健治氏は、ドイツに製鉄所建設のために留学し明治二十九年六月に製鉄所技師に任ぜられた今泉嘉一郎の見解を重視しながら、製鉄所が八幡に立地した理由を「経済性」という点から説明している。

「彼の論旨の要点は、最初海軍側から提出された軍器独立を主要な目的とした製鉄所ならともかく、この企業が将来民間の手に移っても経営が十分成立することを目ざして、最初から位置の選定には、その経済性を十分に考慮しておく必要があるとしている。鉄鋼業は、とりもなおさず運送業であるとの認識のもとに、原料である石炭輸送の便を考え、「製鉄所は門司港に設立するものは位置の選択を知るものと云ふ可し」と、筑豊炭田に近い北九州地区への設置を強く主張している。……彼のこの意見は、総指揮をとっていた大島道太郎の認めるところとなり、新長官和田維四郎の方針ともあいまって、北九州八幡の地に、年産一二万トンの鉄鋼一貫工場が誕生することになった。」⁽⁸⁾

資本主義社会における工場立地には、いかにそれが国家事業であるとしても、経済性の原則は貫ぬく。したがって製鉄所の立地を原料輸送費が少なくして済む産炭地周辺に求めるとするのは当然すぎる考え方である。しかしながら、この輸送費の低減化のみが立地にかんする「経済性」とみる考え方で、八幡への製鉄所立地を説明するのは余りに安直すぎる。つまり製鉄所の八幡設置を経済的諸条件から説明するのは良いとしても、その場合でもたんに輸送費という要因だけからでなく、それ以外に用地、用水、労働力などの諸条件が検討されねばならない。だが、それにもまして重要なことは、こうした技術的な生産力視点とあわせて、それに関連する社会的経済的諸関係の分析がその中心に据えられねばならないということである。つまり原料、労働力などという立地条件のばあいのもとより、一般的労働手段について論ずるばあいでも、資本相互間の関係、資本 \parallel 賃労働関係、あるいは資本 \parallel 土地所有関係などの社会的経済的諸関係と関連させて考察しなければならぬのである。ただわれわれは製鉄所立地の全過程を考察対象とするのではなく、とくに北九州における工業的土地利用との関連で八幡製鉄所はその敷地をどのようにして取得したのかという点に絞って究明していきたいと思う。

八幡製鉄所はその時代的な要求によって当初より銑鋼一貫工場として建設された。ドイツにおける近代的製鉄所の規模から考えて、その必要敷地面積は三〇万坪とされ、当面のうち一五万坪の敷地確保が八幡地区で問題となる。当時、北九州地域において敷地面積の大きい工場としては、八幡の中央セメントがおよそ一〇、〇〇〇坪であり、小倉の千寿製紙が五、〇〇〇坪程度であったことを思えば、この一五万坪の工場がいかに大規模なものであったかがわかるであろう。では、この一五万坪という工場用地を製鉄所はいかにして取得していったのだろうか、われわれはその点をみていくことにしよう。

明治二九年初頭、製鉄所の誘致について、広島を推す井上角五郎と門司を推す浅野総一郎とのあいだで激列な競争がくり抜げられていた。⁽⁹⁾これに比して八幡村という地元からの誘致運動がおこるのは、むしろそれより後のことであり、行政段階でのそれは、岡田三吾遠賀郡長が芳賀種義八幡村長にたいして製鉄所誘致運動をするように助言して以来のことのようでもある。この岡田郡長による誘致運動に関する助言は次のようなものだったと伝えられている。

「それから——この点も大事です。それは土地の提供です。広島なんかでは土地はみんなタダで差上げる。それぐらいの猛烈な勢いだそうで、この土地を村民が提供することを拒んだり、買取価格に応じなかったりしたら、これはもう問題にならない。製鉄所の敷地は水の便とか地質とか政治力とか熱心さとかいうことばかりではない、政府の予算とにらんで、土地が安く手に入るかどうかということが一つの条件です云々」⁽¹⁰⁾

こうした助言をうけて芳賀種義村長は五月下旬の臨時村民大会で、土地問題について次のように説明したと伝えられている。

「政府に協力いたす意味あいにおいて、この際できるだけ限り格安の値段で政府へ(土地を)提供したい……。これは文字どおり犠牲的精神によりまして、特別格安の提供値段を内定した……。どうしても広島に対抗する必要からも相当思いきった誠意を示す必要があります……。、だいたいにおいて時価の半分ということで接衝したし、製鉄調査会の了解を取結んだのであります。すなわち山林原野は一七銭(別説二三銭)、畑二五銭(別説二七銭)、田地五〇銭ということに内約したのであります。地のごときは昨今の時価は御承知のとおり一反歩三〇〇円ですが、その半分、つまり一反歩で一五〇円、一坪あたり五〇銭というわけでありませう」⁽¹¹⁾

国のためならという国家物神性と地元の発展のためならという地域物神性を利用しながら、村民の不満を和ら

げながらともかくこの臨時村民大会では村長の提案は賛同を得る。かくして製鉄所用地の買収が開始されるが、土地の暴力的収奪はこれだけにとどまらなかった。

明治二十九年八月には、他所では土地の無償提供を申し出ているのだからという理由をもとに、土地二万坪の無償提供を強要され、この件については泣く泣く

「而シテ此献納地所へ、枝光区民ノミニテ、実行」⁽¹²⁾

したのである。

さらに

「道路ノ改良、従業員住宅ノ建設、海陸ノ聊絡、副食物、洞海内ニ三千噸以上ノ船舶ヲ入ル可キ様、浚渫等ノ条件」⁽¹³⁾
が山内長官によって指示され、これらの件についても八幡村は承知し、ただ自力で出来ないので

「洞海ニ関スル事ハ、築港会社々長、安川敬一郎氏ニ頼ミ、沿岸町村ヨリ金二万円寄附ノ事ヲ、自分惣代トシテ申込ミ、其承諾ヲ得タリ」⁽¹⁴⁾

と芳賀種義村長は述べている。

その後明治二十九年一〇月、製鉄所用地としては二〇万坪必要なのだとして五万坪の追加申込が製鉄所側からなされてくる。

だが、このようになってくると問題はなにかもうまくいくはずがなかった。問題はとくにその買収価格にあった。すでに泣く思いをして時価の半値で一五万坪の土地を売った農民に対し、更に五万坪の土地をしかも前回どおり坪あたり五〇銭という安価⁽¹⁵⁾で売れというのであるから、これにはさすがの農民も反対せざるをえなかった。

一 柳氏は枝光在某氏の言葉として次のような反対意見を紹介している。

「いやしくも陛下の帝国会議で一たんきまった予算が、途中で変更になるといふことはないはずです。これははじめから三〇万坪にきまっておったはずだ。しかし初めから三〇万坪などという、田舎の百姓は目をまるくして反対する。そうなるど厄介になる。そこでまず三分の一ぐらいにいうて、さぐりをいれてみたのです。そして村長以下がまんまとひっかかった。こういうことにちがいない。はじめはほんの一五万坪、それから尾倉も少しいる。大蔵川の水掛地もある、道路も作れ、それ野菜や豚がいる。それ洞海をさらえるんで二万円出せ、二万円といえ一五万坪の買上代金の引替えじゃないか、そうしてとうとう三〇万坪と本声を吐いて来たのです。それに村長らがひっかかった。わたしは東洋一の大製鉄所を作るには一〇万坪ではどうも狭いと思っておった。それからこれは東京の役人各位と海野知事、岡田郡長、征矢野社長、平岡、の野などの計略である。広がどうかこうとかいうておりますが、これは村民をせんとする道具であります。広島県民がこんな製鉄所誘致などやるものではない。」⁽¹⁶⁾

こうして尾倉区民は

「尾倉の者は海にも行けん、魚もとれんことになる。芳賀村長は東京の奴らの廻し者だ、村長を殺せ……と騒ぎたてた。

反対派はいつのまにか、誰いうとなく尾倉の元照寺に立籠ってた。一揆でも起しかねないありさまである。槍を持ち出すも⁽¹⁷⁾のまである。」

こうした製鉄所の用地買収にもなる村長と八幡村農民との対立は、また他方において中央資本と地元資本との対立でもあり、結局地元資本は中央資本に屈服し、その矛盾を農民へと押しつけてくるのである。中央資本と地元資本の対立は、次の金子堅太郎の談話にあますところなく表現されている。

「土地ヲ五〇銭デ買ツトカネバ六〇〇万円ノウチカラ熔鋸炉モコサヘナケレバナラヌ、鉄ヲ鉄道モ買ハネバナラヌ、汽缶

第11表 製鉄所による用地取得面積と買収価格

地目	坪数 (坪)	代金 (圓)	坪あたり 平均地価 (錢)
田	125,845	62,922,500	50
畑	27,956	8,386,800	30
里村宅地	6,779	4,067,400	60
塩田	21,294	10,647,000	50
山林	4,839	953,254	20
原野	3,528	441,474	13
水路	764	106,960	14
墓	2,674	451,401	13
計	193,680	87,976,789	

- 『八幡市史』前出，220ページ。
- 一坪あたり平均地価は杉野が算出。

車モ無イ水モ用意ラシナケレバナラス、ナカナカ六〇〇万円デハ出来ヌノダ。一五万坪ハ五〇錢デ出来タ、ソコヘ枝光モモウ五万坪トイフト、安川ニ平岡ハソソナ無理ナコトヲオツシャツテモ出来ナイ、一五万坪モ祖先伝来ノ土地ヲ取上ゲタノデス、ソレモ此処ニ製鉄所ヲ建テタイトイフ村民ノ希望ダカラ、皆ガ自分ノ損失ヲ顧ズ国家ノタメニ五〇錢デ差出シタ。ケレドモ此ノ上五万坪ナンテトホウモナイ、政府ノ言分ハ御免コウムル。御免コウムルトイフナラ製鉄所ハ止メテ何処カニ持ッテ行ク、呉ニ持ッテ行クカ大阪ニ持ッテイクトイッタ。痛シ痒シデ平岡ト安川二人ハ村民ハ五〇錢デハ売ラス、政府デハソウデナケレバ買ワヌトイフ、板狭ニナツタ兩人ガ苦心ラシテ又急ニ自分等ノ意見ヲ撤回シテ土地ノ所有者畑ヤ山ヲ持ッテオクル人達ヲ訪レ、ダンダン交渉シテ参リ五〇錢デモウ五万坪ヲ提供シテクレト頼ンダガ取リ上ゲラレナカッタ。ソレデハ製鉄所ハ外ニ行クカラト言ツタ。所ガ所有者達モ仕方ガナイ、製鉄所ガ外ニ逃ゲテ行クナラバ福岡ノタメニナラスカラ、ヨロシクレタ。」

ユ御座居マス、私共モ五〇錢デ出ソウトイフコトニナリ二〇万坪ヲ売ッテクレタ。」

ここには「企業の進出中止と他所への転進」ということを最大限の脅迫道具とした土地収奪の方法が如実に示されている。それは一方で誘致地域間の競争を利用しつつ、実質的なたちでの土地収奪⇨貧困化を行いながら、他方において企業立地にもなる地元の繁栄⇨裕福化という誤れる幻想論⇨地域物神性でもって事実を陰弊しようとする論理に立脚た土地収奪の方法である。この方法による土地収奪は決して八幡のみで個有にあらわれたものではなく、のち戸畑に久原製鉄が進出するさいにも利用された方法でもある。八幡製鉄はこのようにし

て土地を取得するが、明治三〇年の段階でその結果は次のようになっていた〔第一一表参照〕。

第一一表からもわかるように一九万坪以上の土地が、八万八、〇〇〇円弱で買収されてる。ちなみに一柳正樹氏によれば、

「製鉄所は明治三〇年一月中旬に二〇万坪の民有地を正式に買収したのにつづいて、その後さらに残る民有地の買入れを終り、寄附地（二万坪）の正式吸収を行い、また敷地内官有地（たとえば高見山）の組替え等が続けた。そして三〇年末までに約二六万坪となった。」⁽¹⁹⁾

とある。

明治三〇年段階では、製鉄所としては最初の一五万坪を、

「枝光部落の西端の東田から深谷池、高見山の西のすそを通って海岸に出る南北の一線から、もう一つは東田から東の方の枝光川の中流までの一帯、それと海岸、この四つの線にかこまれてる地域」⁽²⁰⁾

で確保し、そして追加部分としては、尾倉の全部とせず、

「籬生川以東に止める。川から西は買収しない。その替りとして枝光は国道側をもっと提供」⁽²¹⁾

することで妥協し、最終的には三〇万坪の土地を取得するのである。かくして当時における八幡村の平坦地（海抜二〇メートル以下）面積を八三万平方メートルとすれば、略々その八分の一が製鉄所用地となるのである。しかもすでにみておいたように、従業員住宅やその他の関連諸施設の土地面積を考慮すれば、製鉄所の土地利用比率はもっと高くなるであろう。

なお、八幡製鉄所に関連する他の立地条件についてかんたんにふれておきたい。

工業用水としては、

「創業当時は使用水量は極めて少なかったので、大蔵川の小流を「山の神」溪水及び、大蔵、大谷両貯水池により、工場給水は行われた」⁽²²⁾

とある。念のために八幡製鉄所における回収水利用は明治四三年、遠賀川よりの取水開始は大正五年、海水利用が大正一〇年、そして河内および養福寺の両貯水池は昭和二年同時に完成する。

また労働力の確保についてであるが、これは石炭とやらんで、製鉄所の八幡への立地に大きく関係している。つまり、筑豊をはじめ北松などの炭鉱地帯で支配的な囚人労働、奴隷労働、納屋制度、監獄部屋、「仔飼」、「父祖の代より世襲的」隷役といった過酷な労働状況と豊前、豊後、筑前のいわゆる隷農的制度に立脚した高率地代にあえぐ農民の生活苦⁽²³⁾。この二つの地理的生活水準に規定された低賃金と劣悪な労働条件を背景とした八幡への製鉄所立地でもあったわけである。

原料面としては鉄と石炭であるが、鉄については前述の事情のとおりであるし、石炭については、筑豊を背景とするものであったことはいうまでもない。とはいえ、単純に石炭があったから立地してきたのだという技術的な理解にとどまてはいけない。明治二四〜二六年代における石炭業の不況に際して中央および地元大手炭鉱資本をしてその販路確保のために八幡へと製鉄所を誘致せしめる相当大きな力のあったことを忘れてはならない。⁽²⁵⁾ いったみれば、岡田郡長や芳賀村長らによる地元民の誘致運動もこの資本の論理のうえに乗っかっていないにすぎないのである。

輸送の面については、石炭を筑豊鉄道、九州鉄道、および川船⁽²⁶⁾により、また鉄は門司港、若松港、そして洞海

湾内へという運搬経路が考えられていたのであるが、経済関係としてみるなら製鉄所の設置がこれらの中央資本的性格をもった門司築港会社や若松築港会社などに対して取扱貨物量を増加させ収益を安定させるという役割をもっていたと考えなければならぬ。

しかし、われわれはこうした一般的な立地条件とは異なって、当時の製鉄所設置については「軍事上の防禦」という特殊な立地条件のあったことを忘れてはならない。

この製鉄所の位置について、政府自身は次の六項目をあげたとしている。⁽²⁷⁾

- 一、軍事上防禦の完全な区域内であること。
- 二、海陸の運搬が便利であること。
- 三、原料の供給が便利であること。
- 四、工業用水があること。
- 五、職工の募集および工場用品の供給が便利であること。
- 六、製品の販売が便利であること。

ここでは、一般的な立地条件ではなく、軍事上からみた防禦性という立地条件がその第一にあげられていることに注目しなければならない。もともと製鉄所設立の趣旨は第三回帝國議會への提案理由からわかるように、

- (1) 従来輸入のみに依存していた海軍造船材、海陸軍砲材を国内において生産し、戦時にも供給を絶たしめないこと。
- (2) 輸入鋼材の量を幾分にも減少し且つ廉価ならしめて、貿易上の損失を軽減させること。
- (3) 将来興るべき製鉄所の模範とする等⁽²⁸⁾

であった。

また『八幡製鉄所五十年誌』には次のように書かれている。

「明治一六年〜一七年頃より日清戦争までの約一〇年間は、欧米諸国においてはすでに資本主義が成熟し、植民地獲得運動がいよいよ熾烈になった時代で、徳川三〇〇年の夢さめて漸く資本主義の発足をみたばかりの我国へも先進列強の圧力が滿州、朝鮮を経てとうとうと押しよせてきた。かかる国際情勢の下、軍器の独立及び工業発展の根底は、鉄鋼業の振興にありとの認識は漸く朝野に広まるに至った。」⁽²⁹⁾

この第三回帝國議會への提案理由や『五十年誌』の文章をまづまでもなく、製鉄所設立の根本理由は、世界資本主義における後進性を反映した日本資本主義の体制保持と発展に必要な軍器の独立であり、そのための労働手段としての鉄の確保であった。したがって製鉄所設立の場所は、「戦時にも（鉄鋼の）供給を絶たせない」⁽³⁰⁾ことが第一条件となるのは必定である。

では、八幡へ製鉄所が立地する場合、この軍事上の防禦性という点をどのように考えたのであろうか。少くとも、北九州は、軍都広島、軍港呉をもつ広島県阪村（または広）よりもこの条件においては劣悪であった。しかし、この防禦性という点では第一に、外海ではない洞海湾という八幡の自然的条件によって、そして第二に、そしてこの点が北九州の土地利用とも関連するのだが、小倉に師団を設置することによって同時に解決していくのである。

この小倉における師団設置はその当初から製鉄所と深く関連するものであった。明治二九年三月、帝國議會における井上角五郎氏の

「金子次官、馬鹿！」

という有名な放言によって、八幡への製鉄所立地はほぼ確定的となっていた。だが、渡辺洪基氏は四月頃

「小倉を以て最適とする」

と述べ⁽³¹⁾、だが小倉には防禦上の問題があるとして、師団誘致の運動を小倉におこさせるのである。この師団誘致運動と同時に小倉でも製鉄所誘致運動がおこるのであるが、すでに製鉄所は八幡への設置が決定しており残るところは師団設置のみとなる。かくして同年六月には

「第二師団設立地小倉に内定し、北方地方陸軍用地の予約買収に着手」⁽³²⁾

し、七月には

「北方地方兵営地の予約買収終了（四〇万八千余坪）」⁽³³⁾

となるのである。

われわれは師団設置のための買収土地面積が製鉄所の用地面積のそれよりも大きいことに驚くが、それよりも重視しなければならないのはその買収価格である。つまり、この師団設置予定地の買収価格は一坪あたり、田地五〇銭内外、畑三〇銭、宅地六一〜四〇銭、山林二一銭、原野一四銭であった。⁽³⁴⁾

この土地買収価格は、八幡における製鉄所用地の買収価格と全く同値である。しかもこの土地買収の時期も製鉄所用地買収とほぼ同時期であるということは、この小倉地方への第一二師団設置は、八幡製鉄所に対しての対内的対外的防禦のためのものであったことが容易に理解できるであろう。

かくして北九州地域はこの明治三〇年に、一方では日本資本主義の再生産軌道を物質的に確立すると同時に、

軍器確保による世界列強への対抗基地として、他方では大陸における鉄資源獲得のための侵略基地としての性格を与えられることになるのである。

- (1) 『八幡製鉄所五十年誌』、八幡製鉄株式会社八幡製鉄所、昭和二五年、五ページ。
- (2) 同右。三八九ページ。
- (3) 同右。三九〇ページ。
- (4) 同。
- (5) 同右。三九七ページ。
- (6) 一柳正樹『官営製鉄所物語』、上巻、鉄鋼新聞社刊、昭和三三年、二三ページ。
- (7) 『戸畑市史』第二集、前出、五八四～五八五ページ。なお括弧内は杉野による補筆。
- (8) 高橋正雄、今津健治『近代日本産業史』、講談社、昭和四二年、二六～二七ページ。
- (9) もっとも、筑豊の大手地元炭鉱資本による八幡への製鉄所誘致は相当のものであり、この明治一九年以前の時点ですでに八幡への立地は内定していたのではないかと推定される。
- (10) 一柳正樹『官営製鉄所物語』上巻、前出、一五ページ。
- (11) 同右。二七ページ。
- (12) 『八幡市史』、前出、二二二ページ。
- (13) 同。
- (14) 同。
- (15) それから二年後の明治三二年には坪あたり二五円となるが、もしこの間における騰貴分を考慮に入れても、坪五〇銭というのが、如何に安かったかがわかる。
- (16) 『官営製鉄所物語』上巻、前出、四六～四七ページ。
- (17) 同右、六〇ページ。
- (18) 『戸畑市史』第二集、前出、五八五～五八六ページ。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

- (19) 『官営製鉄所物語』上巻、前出、一一二ページ。
- (20) 同右、二六ページ。
- (21) 同。
- (22) 『八幡製鉄所五十年誌』、前出、一七六ページ。
- (23) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、前出、一六九～一七〇ページ参照。
- (24) 安川敬一郎『撫松余韻』(昭和一〇年)によれば「二三年より四年、五年、六年、七年と打続く産業の不況は実に深刻なもので、事業の継続が不可能になりはせぬかと思はしめるほどであった。」(七六〇ページ)とあり、明治二五年には「……時に炭況不振にして各炭坑共に経営難に陥り、余の如き相田・大城・赤池各炭坑の維持に汲々たりしが、其惨状を回顧すれば悚然戦慄せざるを得ず。唯一縷の望は鉄道開通運炭費の軽減にあり。」(五五九ページ)と述べ、また明治二六年では「炭況の不振益々惨憺、鉄道は僅か小竹駅迄開通するのみ。此恐慌期に当り余及平岡の三菱に対する債務履行の督促急なるものあり、是等防戦の術に就ては苦心の存するもの多々ありき。」(五五九ページ)とその窮状を訴えている。とくに三菱による地元資本に対する強圧をこの文章からみることができ、若松築港などの中央資本支配への移行とどのような関係があったのか究明すべき点はいまだ多く残されている。
- (25) 『八幡商工会議所全史』(前出)には「八幡製鉄所実現には前記芳賀種義ら地元有志と金子堅太郎ら官界、的野平七ら政界、筑豊炭田の三菱、三井、大手と安川、麻生、貝島をはじめとする地元財界と、実に各方面にわたる強烈な支援のあったことが、誘致成功の要因である。」(一一二ページ)および「直接誘致の運動こそしなかったが、安川、貝島、麻生ら、いわゆる地元財界の長老たる筑豊御三家による石炭、筑豊電鉄、若松築港などは製鉄所設置の最大の功労者であるということが出来る。」(二三七ページ)とある。また明治鋳業の松本健次郎氏は安川敬一郎の第四の業績として「明治三〇年に創設された八幡製鉄所の工場敷地を現在地に選定させるために大いに尽力したこと。」(『社史明治鋳業株式会社』、昭和三年、「社史の刊行に寄せて」より)と述べている。さらに『福岡県議会議史』下巻(昭和二年)では「八幡製鉄所が国営として設置せられたが、これが誘致については、安川敬一郎、平岡浩太郎、的野半介等の尽力が与って大である。」(二七ページ)とあり、いずれも製鉄所誘致にかんする炭鉄資本の役割を認めている。
- (26) 明治二五年「若松直方間の開通によって、筑豊の石炭はほとんど陸運で若松港へ搬送されるようになり、一時盛ん

だった川船（カワビラタ）の数は減少し、一時七千艘といわれたのが、明治末年は三千艘に減り、大正期に入るときに減じて大正末期には僅かに五百艘を数えるに至るのである。、『七十年史』（若松築港株式会社）、前出、一九ページ。

(27) 『八幡商工会議所全史』、前出、一二二ページ。なお原資料の出所は不詳。

(28) 第三回帝國議會における製鉄所設立法案提案理由の大意である。『八幡製鉄所五十年誌』、前出、三ページ。

(29) 同右、二ページ。

(30) 明治二九年四月に渡辺洪基氏は製鉄所の位置を「小倉を以て最適とするが、唯軍事防禦上に付問題とす」（『小倉経済年表』、前出、四二ページ）という意見を述べたといわれ、ここでも軍事防禦という条件が最優先されている。

(31) 同。

(32) 同右、四三ページ。

(33) 同。

(34) 同。

第三節 企業立地の諸条件と工業用地利用状況

官営製鉄所の八幡への設立は、北九州の将来を工業地域として発展させていく出発点となった。にもかかわらず、北九州への諸工業の進出は時期的にややおくれ、日本資本主義の発展に規定されつつ、日露戦争後から除々にはじまる。

すなわち明治末期には東京製鋼（三九年）、大日本製糖大里工場（四〇年）、明治紡績（四一年）、自念組造船鉄工所（四二年）、小倉瓦斯（四三年）、戸畑鑄物（同）、日清製粉（四四年）などが続々と立地してくる。このうち、工場敷地の大きなものは、いずれも中央資本であった。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

北九州で本格的に工業化がすすむのは、第一次世界大戦を契機としながらであって、大正時代には中央独占資本による諸工業の立地が相次ぐ。

門司には、大里酒類、神戸製鋼、浅野スレート、日本冶金、岡野バルブ。

小倉には、大阪ソーダ、小倉製鋼所、東洋陶器、日本酸素、聯合紙器、日本加工。

八幡には、安田製釘工場、九州製鋼所、早崎製鋼所といった八幡製鉄直系関連工場や黒崎窯業、九州化学工業といった傍系関連工場、それに旭硝子や安川電機。

戸畑には、旭硝子、明治製糖、東洋製鉄。

若松には、帝国鋳物、日華製油、東海鋼業、石川島造船、日本板硝子、栃木造船、日本油脂などが立地しているのである。

これらの諸企業をみれば、ほぼこの時期に北九州における現在の主要工場が出揃ってきていることがわかった。したがって、大正期は、いふなれば北九州工業地域の形成期ということができる。

では、なぜこれらの諸企業は北九州を選んだのか、あるいはどのようにして工場敷地を取得してきたのかという点について、若干なりとも明らかにしておく。

○戸畑鋳物株式会社（明治四三年）

「工場ハ戸畑ノ貝島氏所有地一万五千坪ヲ借受ケ之ヲ敷地トシテ建設サレタ。同地ハ其当時漁村以上ノ何モノデモナカッタガ石炭其他ノ材料ノ蒐集並ニ物品ノ運搬ニハ至便ノ位置ニ在^①ッタ。」

○旭硝子株式会社牧山工場（大正二年）

「燃料および運輸の便」により「三菱合資会社牧山骸炭製造所裏手」に「山林をふくむ二万五、五〇〇平方
米」を取得。⁽²⁾ なお牧山工場は

「発電所、ソーダ工場などから排出される大量の廃滓処理のため、若松市連歌浜地先に明治一〇年に約四五万平方、さ
らに二六年約一〇〇万平方の公有水面埋立権を取得し、現在に至るまで廃棄埋立を行っている」⁽³⁾

○安川電機株式会社黒崎工場（大正四年）

「今度安川が電機工場を創設するというので、町内では非常な評判となり、町長、望月、泰造氏、は、も、ち、ろ、ん、駅、長、・署、長、ま、で、
乗、り、だ、し、て、世、話、し、て、く、れ、る、と、い、う、騒、ぎ、で、町、か、ら、は、は、い、へ、ん、な、歡、迎、を、う、け、た。そのおかげで買収単価も容易に両方の協定が
つき、附随の条件などもすらすら解決してまもなく登記を済ますに至ったのである」⁽⁴⁾（傍点〓杉野）
もっとも安川電機の場合、工業用水の如何を重視した立地選定を行っている。⁽⁵⁾

○明治精糖株式会社戸畑工場（大正四年）

「輸出先並に原料糖及び燃料の關係にて先づ大連及び門司方面を候補地として選択し、更に比較調査の結果、福岡県戸畑
に決し、大正四年八月戸畑市字汐井崎海岸埋立地を買取り隣接せる鉄道用地を借用し、其後宿舍敷地、倉庫用地等を随時買
足し現在（昭和十一年）杉野）建物用地九、二〇〇余坪に達す」⁽⁶⁾

○東京製鋼株式会社小倉工場（大正五年）

「線材自給計画の一環として……小倉製鋼所の設立が持たれ、その敷地として小倉市許斐町所在土地総坪数四万二、三〇〇
〇坪を購入することになったのは、翌大正五年二月であった。この敷地の内三万余坪は海に面して、堅牢な防波堤をめぐら
し、埋立途中のもので、買受代金は一八万四、二〇〇余坪であった。……五年半には、約三分の一の一万二、〇〇〇余坪
が完成云々」⁽⁷⁾

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

○黒崎窯業株式会社（大正七年）

「同系会社で、しかも創業のきっかけともなった九州製鋼に隣接するという条件のほかに、さしあたり限られた資本を有効に使うためには、同じ安川・松本系の明治鋳業が所有していた用地を借用することの得策と、輸送上の利点も考慮にあった。すなわち、筑豊炭田には安川・松本の本処地明治鋳業があり、燃料は対岸の若松に集積されていたし原料石は阪神地方へ行く石炭船の帰便を利用して、丹波珪石を高砂港より積むという方法をとった。なお、九州製鋼に対する煉瓦納入のみが立地要因ではなく、九州製鋼を含めて、その後の市場予測のうえ、立地したものである。従って……逆に製品、原料輸送コスト面から西はもちろん、かりに阪神地方を対象とした場合でも、さほど不利にはならなかった。」⁽⁸⁾

ここでは、黒崎窯業が同一資本系列であるとはいえず明治鋳業が所有していた土地に立地したという点が重要である。つまり明治鋳業はこの周辺の土地を相当規模で所有していたのではないかと推測せられる。

○日本板硝子若松工場（大正七年）

「杉田興三郎は会社設立にあたって、需要の中心と考えられる阪神地方を、工場建設の候補地としていたが、そのころ大戦景気による地価の暴騰と盛んな企業熱などのため、同地方に適当な工場用地を得ることはきわめて困難であった。一方、この産業の原燃料の輸送事情を考えると、工場用地を九州に求めることが適当と思われた。そこで大正七年六月に予定していた創立総会の前後から……北九州の洞海湾沿岸に工場用地の物色をはじめた。」⁽⁹⁾

大正七年一月中旬には、福岡県島郷村に「不運と水利の点で若干の不安」があるとしながらも、一二月下旬には敷地二万五、〇〇〇坪を坪当り六円五〇銭見当で買収決定している⁽¹⁰⁾。だが、この水運と水利の不便な点については、島郷村長との土地買収に関する基本的契約のなかに、

「一、江川の浚渫・埋立出願に優先権を認め、これを助成すること。」

二、伏原溜池の水利権を取得させること。

三、用地内の耕作用道路構築物の改廃変更および県道沿い潮避の公用廃止等に同意すること。

四、その他事業のため誠心誠意援助すること。⁽¹¹⁾

という買取条件を付して解決をはかろうとしている。こうした村政を挺とした大企業の土地取得の形態は、八幡製鉄所、安川電機においてみられるが、日本板硝子もまた同じ手口を利用している。

○日本製粉株式会社門司工場（大正八年）

「株式会社大里製粉所（鈴木商店が経営していた——杉野）ハ……其位置ノ優秀ナルコトデ鉄道ノ便ハ勿論築港ノ関係等寔ニ申分ナク真ニ得難キ工場デアリマス」⁽¹²⁾

なおこの土地は浅野セメントが門司セメント会社を設立したところであり、それによれば

「将来における西日本の発展に着目し、渋沢栄一、大倉喜八郎等とともに明治二一年地を海陸交通の要衝、北九州の関門地帯に選んでそこに一大セメント工場の建設を樹てた」⁽¹³⁾
とある。

○共同漁業株式会社戸畑工場（昭和四年）

「戸畑は下関、博多などとともに東支那海、黄海の漁場にちかい上、対岸の若松とともに筑豊炭の積出港でもあるため、石炭の補給が便利であった。当時、トロール船の主要燃料は石炭だったのである。さらに戸畑は、一大消費地である北九州市および筑豊炭田地帯を背後にもっている。そしてこの洞海湾そのものが波静かで、操船にも停泊にも好都合であった」⁽¹⁴⁾

以上、ほぼ大正期に北九州へ立地してきた諸企業、諸工場の立地条件、用地取得状況を概略的にみてきたのであるが、おおまかに要約すると次のようになるであろう。

まず第一点は、この時期に立地してきた企業・工場の多くは、北九州におけるすぐれた輸送条件および筑豊の石炭という恵まれた原燃料を条件とするものであった。つまり既存する八幡製鉄所との資材的・技術的関連で直接立地した企業は、そのかぎりでは相対的に少なく、とりわけ門司における食品製造工業関係や戸畑の水産関係にとつては全く無縁の存在ですらあったということである。

第二点は、その立地するに際しては、町村政を挺としつつ、用地の大規模・低廉価による取得を図り、かつ水利権、埋立権など将来的発展にかんする諸権利をほとんど無償で取得しているということである。

第三点は、戸畑鑄物（株）や黒崎窯業（株）の用地が、明治鋳業や貝島炭鋳の土地であったということからみて、筑豊の大手炭鋳資本が北九州地域において所有する土地が相当であったのではないかと推定される。（この点は今後の研究・分析に残された課題である。）

そして第四点は、日本板硝子の例からもわかるように、大正の中期においては、北九州地域でまとまった大規模な工業用地はもはや取得がきわめて困難になっていたという事である。この点は北九州の自然的条件に規定されるところが大きいとみられるが、その後昭和一〇年頃までにみられる主な工場の新規立地は、全購連門司工場、帝国酸素小倉工場、東洋セメント、共同漁業（前出）、国産工業などがあるにすぎないのである。かくして、立地してきた企業の顔ぶれからみて、昭和一〇年頃の、北九州工業地域はもうすでに成熟の状況に達していたのである。この昭和一〇年という時期、それは北九州工業地域にとつても、また日本資本主義にとつても戦前における一つの全盛期であった。

そこでわれわれとしては、すでに成熟した北九州工業地域において、その用地利用はどのようなものであった

第12表 昭和10年頃の北九州における主要工場と敷地面積 (単位: 坪)

地区 敷地面積	門 司	小 倉	八 幡	戸 畑	若 松
10万坪以上		小倉陸軍兵器廠 (150,000)	日本製鉄八幡 (541,000)	日本製鉄戸畑 (267,530)	
5 } 10万坪		東洋陶器 (50,000) 浅野小倉製鋼所 (50,000)			
1 } 5万坪	大日本製糖 (22,700) 大里製塩会社 (18,430) 浅野セメント (18,000) 桜麦酒 (17,000) 神戸製鋼門司伸銅所 (13,000) 大日本酒類醸造 (10,400)	大阪曹達 (32,500) 王子製紙 (30,500) 東京電気 (15,000) 東京製鋼 (11,300)	小野田セメント (40,000) 安田製釘所 (18,360) 安川電気製作所 (15,670) 旭硝子ソーダ工場 (14,180)	旭硝子牧山 (30,300) 明治紡績 (28,300) 国産工業戸畑 (14,400)	日本火薬 (29,950) 日本板硝子 (36,540) 日華製油 (12,000) 国産工業若松 (11,200)
5千 } 1万坪	日本製粉 (7,500)	神田安兵衛商店 (9,000) 九州電気 (6,350)	日本タール工業 (8,760)	明治製糖 (5,000)	東海鋼業 (8,350)
1千 } 5千坪	自念組造船鉄工所 (4,000) 古河電気工業 (3,750) 岡野バルブ (2,600) 徳永硝子工業 (2,050) 浅野スレート (1,840) 九州ガス門司工場 (1,450) 山下黒鉛工業 (1,370) 辻村商店 (1,370) 全購連門司工場 (1,200) 東洋硝子 (1,200)	九州ガス小倉 (4,620) 中野合名 (2,000) 山樹硬化油 (3,000) 日東火工品 (2,880) 日本火薬 (2,570) 小倉製作所 (2,000) 帝国染料 (2,000) 柴島小倉織工場 (1,700) 帝国酸素 (1,250) 日本酸素 (1,200)	九州化学工業 (3,000) 東洋化学 (1,413) 高島商店 (1,210) 九州ガス八幡 (1,124) 黒崎窯業 (3,140)	日本食料工業 (3,920) 共同漁業 (2,000) 日本水産 (1,820) 戸畑製鋼所 (1,560) 高谷鉄工所 (1,520) 三笠工業 (1,512) 大内商事 (1,500) 東洋製缶 (1,220)	服部製作所 (4,500) 城水鉄工所 (3,853) 飛鷹鉄工造船 (2,360) 九州ガス若松 (1,701) 永田製作所 (1,210)
5百 } 1千坪	草野鉄工 (680) 旭日氷糖 (660) 和気耐火工業 (600) 高橋油脂工業 (550) 鍋島商店 (550)	九州電気工業 (860) 日電工業所 (850) 花田鉄工所 (800) 荒尾鉄工所 (520) 木綱商店 (500)	八幡伸鉄工場 (910) 八幡工務所 (880) 八幡铸造所 (787) ラスグ・ウール工業所 (700) 帝国再製紙袋 (540) 林商會 (534)	九州製油所 (800) 宮本鉄工所 (720) 戸畑工作所 (700) 日本耐火煉瓦 (600)	

資料：『福岡県自治産業史』(門司新報社，昭和十二年)

『福岡県工場鉱山大観』(福岡県，昭和九年)，その他各『市史』，『社史』等の資料により作製

北九州における工業立地と土地利用問題(杉野)

のか、その規模や用地利用率はもとより、諸企業のあいだにおける工業用地利用の状況をも考察してみようと思う。前にかかげた第一二表は、昭和一〇年頃における北九州地域の主要工場（敷地坪数五〇〇坪以上）とその敷地面積である。

この第一二表には九鉄管理局小倉工場や若松工場（三万五千坪？）などの主要工場の若干部分と工場敷地五〇〇坪未満の諸工場のすべてが欠落し、若干の工場についてはその敷地数に疑問のあるものもある。四捨五入等による敷地端数が整理されたものもある。こうした多くの欠陥があるとはいえ、この表にあらわされたかぎりでの工場用地を各地区ごとに略々算出してみると、門司一三万一、〇〇〇坪、小倉三八万二、〇〇〇坪、八幡六五万二、〇〇〇坪、戸畑三六万三、〇〇〇坪、若松一一万二、〇〇〇坪となり、昭和一〇年頃の北九州ではごくおおまかにみて約一七〇万坪の土地が工業用地として利用されていたことがわかる。

ところで、この昭和一〇年における工場用地面積一七〇万坪のうち、上位一社の日本製鉄はその半分に近い四九パーセントをしめ、上位（五工場）の占める比率は六七パーセントに達している。また一万坪以上の企業二五工場では実に九三パーセントをしめている。つまり、北九州工業地域といってもその工業用地はこの二五社によってほとんど独占的に利用されているのである。この点をきちんと認識しておくことが、北九州における土地利用問題を解明している大きな鍵になると思われる。

こうした北九州における工業用地を諸工業がどのように利用しているかという問題意識のもとに、戦後復興がはじまる昭和二五年、高度成長期前の昭和三三年、そして現時点の昭和四五年の工場敷地面積を各區別に捉えてみたのが以下の三つの表である。

第13表 昭和25年頃の北九州における主要工場と敷地面積 (単位:坪)

地区 敷地面積	門 司	小 倉	八 幡	戸 畑	若 松
10万坪以上			八幡製鉄所 (1,056,258) 日本化成工業 (927,320)	八幡製鉄所 (786,068) 旭硝子 (106,658)	
5万 } 10万坪	宇部興産 (71,400)	小倉製鋼 (76,678)	黒崎窯業 (91,956) 旭硝子 (77,300)	日立製作所 (91,005)	
1万 } 5万坪	小野田セメント (46,000) 日本セメント (30,906) 大日本製糖 (22,700) 神鋼金属 (19,887) 日本ビール (18,296) 日本酒類 (11,450)	東京製鋼 (44,236) 旭化成工業 (37,540) 磐城セメント (33,129) 東洋陶器 (32,891) 十条製紙 (24,496) 大阪ソーダ (18,800) 西部ガス(第二) (16,056) 東芝電機 (15,738) 段谷産業 (15,428) 日本化薬 (12,038)	安川電機 (26,031) 小野田セメント (21,200) 安田製鉄所 (20,000) 大和工業 (18,000)	敷島紡績 (32,207) 日鉄化学工業 (11,639)	日本板硝子 (33,935) 日立製作所 (23,281) 日垂油脂 (16,750) 若松車輛 (15,890) 永田製作所 (15,492) 東海鋼業 (12,798) 九州造船 (11,633) 城水鉄工所 (11,068)
5千 } 1万坪	古河電線 (7,700) 日本製粉 (7,160)	和気耐火 (8,000) 西部ガス(第一) (5,337)	日本ドラム缶 (8,634) 早崎製鋼 (7,928)	明糖 (4,263)	東海電極 (9,441) 今村製作所 (7,931) 服部製作所 (6,670) 洞海造船 (6,339)
1千 } 5千坪	九州硝子(大里) (4,962) 浅野スレート (3,276) 九州硝子(大久保) (2,677) 野沢石綿セメント (2,004) 西部ガス (1,584)	日華油脂 (4,541) 聯合紙器 (1,959)	日本ヒューム管 (4,741) ミナト機工 (1,500) 西部ガス (1,202)	東洋製缶 (4,420) 日本水産 (2,475)	西部ガス (2,015)
1千坪未 満		東芝油脂 (700)	高田工業所 (250)		

資料：○『会社年鑑』昭和26年版，日本経済新聞社編
 ○『福岡県工業立地の現況とその将来』福岡県，昭和27年
 ○その他

北九州における工業立地と土地利用問題(杉野)

第14表 昭和33年頃の北九州における主要工場と敷地面積 (単位:坪)

敷地面積	地区	門 司	小 倉	八 幡	戸 畑	若 松
10万坪以上		小野田セメント (285,300) 日本セメント (263,000)	住友金属 (164,306)	八幡製鉄 (1,296,000) 三菱化成 (1,016,626) 旭硝子 (325,111) 小野田セメント (193,900)	八幡製鉄 (2,051,000)	
5万 10万坪		大日本製糖 (52,568)	旭化成工業 (75,762)	黒崎窯業 (88,196) 三菱セメント (84,392) 日本化学 (52,250)		日本板硝子 (98,274)
1万 5万坪		神戸製鋼 (35,785) 日本麦酒 (23,183) 日本酒類 (14,321) 古河電線 (11,795)	十条製紙 (40,983) 磐城セメント (33,152) 東洋陶器 (28,583) 東京製鋼 (27,138) 西部ガス (19,877) 日本化学 (19,559) 大阪ソーダ (18,937) 東芝電機 (16,886)	安川電機 (28,376) 大和工業 (22,000)	日立金属 (34,408) 敷島紡績 (29,640)	日立金属 (24,856) 東海鋼業 (19,335) 日華油脂 (17,321)
5千 1万坪		日本製粉 (7,160)		共和炭業 (9,631) 早崎製鋼 (8,518) 菅原産業 (8,173) 日本ヒューム 管 (5,141) 大石産業 (4,250)	日鉄化学 (9,433) 明治製糖 (7,772)	東海電極 (9,500)
1千 5千坪		日本農産工業 (1,768) 浅野スレート (2,515) 朝日石綿工業 (2,118) 野沢石綿セメント (1,792)	日華油脂 (3,960) 聯合紙器 (3,289) 日本酸素 (2,129) 大阪酸素 (2,079) 帝国酸素 (1,489) 千代田紙工 (1,200)	西部ガス (1,203)	東洋製缶 (2,167) 明治製菓 (1,779)	西部ガス (1,662)
5百 1千坪				オリエンタル コンクリート (504)		

資料:『会社年鑑』1957年版, 1958年版, 日本経済新聞社
『八幡市史』第二集(前出)
その他。

第15表 昭和47年頃の北九州における主要工場と敷地面積 (単位：坪)

敷地面積	地区				
	門 司	小 倉	八 幡	戸 畑	若 松
10万坪以上	小野田セメント (483,072) 三菱セメント (108,380)	住友金属 (214,732)	新日鉄 (1,296,000) 三菱化成 (1,012,317) 三菱セメント (470,293) 旭硝子 (317,561) 小野田セメント (248,152) 日本化学 (147,016)	新日鉄 (2,090,900)	
5 } 10万坪			黒崎窯業 (99,218)		日本板硝子 (98,182) 東海鋼業 (54,661)
1 } 5万坪	神戸製鋼 (36,764) 日本セメント (35,455) 小野田肥料 (32,000) 大日本製糖 (30,849) サッポロビール (30,000) 古河電気工業 (23,960) 協和醸酵 (14,008) 朝日石綿工業 (11,180)	住友セメント (46,628) 大阪ソーダ (32,684) 東京製綱 (30,389) 東陶機器 (30,219) 東芝電気 (20,708) 西部ガス (20,695) 安川電機 (19,555) 日本化学 (17,083) 中外炉工業 (11,078) ダイワハウス (10,018) 大石産業 (10,000)	安川電機 (40,863) 岡崎工業 (10,889)	日立金属 (33,291) 光和精鉱 (29,000) 明治製糖 (10,365)	日立金属 (36,092) 日華油脂 (16,988) 日本ヒューム管 (11,205) 東海電極 (11,136) 二島製作所 (10,261)
5千 } 1万坪	日本農産工業 (8,093) 日本製粉 (7,067)	住倉工業 (9,791) 日本酸素 (7,205) 木村鉄鋼 (6,029) ライオン油脂 (5,410)	八幡電機精工 (8,998) 日本ヒューム管 (6,152) 大石産業 (5,800) ミハラ産業 (5,667)	日鉄化学工業 (8,512)	触媒化 (9,644) 永田製作所 (5,454)

北九州における工業立地と土地利用問題 (杉野)

六五 (六四五)

次頁へつづく

1 5千坪	岡野バルブ 協同飼料 ノザワ 浅野ストレート 日本配合飼料 東邦金属	千代田紙業 レンゴ セブン・アッパ チューエツ 雪印乳業 小倉燃料 大阪酸素 福岡マツダ	太陽酸素 大丸製鋼 八幡工業 帝国酸素 石川鉄工所 松島機械 共立工業 新興製作所 九州電気 三井工作所 日本重化学工 業部ガス	明治製菓 東洋製缶	九州製作所 日本鉄塔 西部ガス
		ブリマ 帝国食品 阪田商会			

資料：○「会社年鑑」昭和47年版，日本経済新聞社編
 ○「九州経済動向資料」九州経済調査協会，No. 680
 ○その他

第16表 北九州における各区域工場敷地面積
 (主要工場のみ) 推移 (単位：千坪)

地区	年次	昭和10年 (90工場)	昭和25年 (65工場)	昭和33年 (57工場)	昭和47年 (89工場)
	門司	131	250	701	838
小倉	382	348	459	520	
八幡	652	2,262	3,144	3,702	
戸畑	363	1,039	2,136	2,179	
若松	112	173	171	260	
計	1,640	4,072	6,611	7,499	

この第一六表には資料の制約上いろいろな難点があるが、それでも北九州における工業用地の概略的推移と工業用地利用の概略的特徴を把握することはできる。いま昭和一

〇年を基準としてみると、戦中、戦後期をばさんだ昭和二五年までの経過をみると、門司では工場用地はほぼ二倍近くまでなっているが、小倉の工場用地は減少している。小倉のばあいは旧陸軍兵器廠(一五万坪、別説一七万坪)が壊滅したことにその主要な原因があるものと思われる

(16) また八幡、戸畑はこの期間工業用地がかなり大巾に増加しているが、八幡における日本化成工業の巨大化を一つの柱とすれば、他の柱は戦争経済や戦後復興の起動力の役目をはたした八幡製鉄所（戸畑）の巨大化にその原因がある。若松の工業用地拡大は日本板硝子の巨大化に負うところが多い。

昭和二五年から昭和三〇年までは、いわば日本資本主義が既存の生産基盤を最大限に利用しつつ、再生産軌道を再確立してきた時期である。したがってこの期間の北九州における工業用地は、既存のそうした生産基盤を利用する可能性が残されていた戸畑、八幡、門司を中心として急増している。その内訳はなんといっても八幡製鉄の戸畑製造所の完成稼動に主因があるが、それ以外に八幡では旧日本化成工業（三菱化成、旭硝子）、小野田セメント、三菱セメント、黒崎窯業、また門司では小野田セメント、日本セメントの巨大化がその主力をなしている。これを業種的にみれば、鉄鋼業とならんで窯業の巨大化ということがこの時期の主役を占めている。いうなれば、前章で北九州における工業用地の業種別占有率から析出した特徴は、この時期に一段と明確になってくるのである。

つづいて、昭和三三年から昭和四七年にかけての、いわゆる高度経済成長期を含む時期についてであるが、この時期には、北九州における工業用地の拡張は、相対的にみればむしろ停滞的様相を呈している。八幡で六五万坪、門司および若松でそれぞれ一三万坪と九万坪程度の拡張がなされているが、その内訳は八幡および門司では三菱セメント、小野田セメントなどの窯業、そして若松では東海鋼業、日立金属などによるものであった。つまり、これらの業種は、日本における高度経済成長を担った石油精製や石油化学といった花形産業ではなかった。こうした花形産業の立地が北九州になかったことが、結果的には高度成長期における北九州の工業用地の拡大を

相対的に停滞させることになったのである。さらに石油関係業種の立地がなぜなかったのかという点についていえば、第一に筑豊との関連で石炭産業の急激な破壊を保護するために、北九州における諸工業の原・燃料としてある程度石炭使用を強制し石油市場を人為的に狭隘化させたこと、第二に立地すべき土地が少なく、しかも工業用地として可能性の残されていた海面埋立はすでに八幡製鉄所、旭硝子、日本炭鉱などによって、その埋立権が

独占されていたという社会的要因にその根拠が求められるのである。いってしまえば、北九州において昭和二五年から、あるいは戦前から立地してきていた業種以外の業種は新規に立地せず、しかも従来から立地していた巨大な独占的諸企業の活動もこの高度経済成長期にはほとんど停滞的といつてよいような状態にあったのである。

北九州における工業用地利用に関するもう一つの問題は、すでに昭和一〇年頃にみられた大規模工場の独占的な利用状況はその後どのようになったかという点である。そこで、工場敷地面積の大きさを考えながら、八幡製鉄(八幡と戸畑にわかれているが工場)、一〇万坪以上、一万坪以上という段階区分で、それらが北九州において占める工場用地の比率の推移をみておこう。第一七表はそれをまとめたのである。

第一七表からすると、戦前、戦後期をつうじて若干の変化があるとはいえ、北九州における工業用地のうちそのほぼ半分は八幡製鉄によって

第17表 面積規模別にみた北九州における工業用地利用状況
(単位パーセント、括弧内は工場数)

年次 敷地面積	昭和10年	昭和25年	昭和33年	昭和47年
八幡製鉄 ※※	49.3 (1)	45.2 (1)※	50.6 (1)	45.1 (1)
10万坪以上	17.3 (3)	25.4 (2)	34.0 (6)	40.0 (8)
1万坪以上	26.6 (21)	26.8 (35)	13.8 (25)	12.3 (32)
累 計	93.2 (25)	97.4 (38)	98.5 (32)	97.4 (41)

※ 『会社年鑑』、昭和26年版では、八幡製鉄所の敷地面積は3,374,903坪となっており、この数値をもちいば、60.2%となる。ただし、この数値では八幡分と戸畑分の区別がないため、採用しなかった。

※※ 工業用地利用の独占的性格を析出する目的としての敷地面積の段階区分としては「十万坪以上」とすべきか、「五万坪以上」とすべきかの問題が残る。

占められており、また八幡製鉄を含む一〇万坪以上の工場敷地をもつ大規模工場は六七%、七一%、八四%、八五%とその比重を次第に増大させてきている。また一万坪以上の工場敷地をもつ工場まで含めると、工場数では四〇社程度にすぎないが、ほぼ北九州における工業用地の九五パーセントを利用して、それが推測しうるものである。とはいふものの、この一〇万坪以下一万坪以上の用地規模の工場集団は、そしてその中には黒崎窒業（九万九、〇〇〇坪）、日本板硝子（九万八、〇〇〇坪）、東海鋼業（五万四、〇〇〇坪）、住友セメント（四万六、〇〇〇坪）といった相当大規模な敷地をもつ諸工場を含んでおり決して中小企業の範疇に属するものばかりではないのであるが、その比重は低下の傾向を示しているのである。北九州における工業用地利用状況の歴史的経過からみるかぎり、僅かひと握りの一〇数工場によって工業用地が独占的に利用されているという特徴がますます強くなっていく傾向にあることが、全く明白になるのである。

- (1) 創立二五周年記念『戸畑鑄物株式会社要覧』、昭和一〇年、三ページ。
- (2) 『社史』、旭硝子株式会社、昭和四三年、五〇ページ。
- (3) 同右、六八九～六九〇ページ。
- (4) 『安川電機四〇年史』、同社、昭和三年、五ページ。
- (5) 同右、四ページ。のち安川第五郎『わが回想録』、百泉書房、昭和四五年、五七～五八ページに転載。
- (6) 『明治製糖株式会社三十年史』、同社東京事務所、昭和一年、一八ページ。
- (7) 『東京製鋼株式会社七十年史』、同社、昭和三年、六七～六八ページ。
- (8) 『黒崎窒業五十年史』、同社、昭和四年、二八～二九ページ。
- (9) 『日本板硝子株式会社五十年史』、同社、昭和三年、六四ページ。
- (10) 同右、六五ページ参照。

- (11) 同右、六六ページ。
- (12) 『日本製粉株式会社七十年史』、同社、昭和四三年、二一六ページ。
- (13) 『浅野セメント沿革史』、同社、昭和十五年、一三四ページ。
- (14) 『日本水産五〇年史』、同社、昭和三六年、二八四ページ。
- (15) 旧陸軍兵器廠については板倉勝高『日本工業地域の形成』、大明堂、昭和四一年、一四一ページ以下にふれられている。

第四節 海面埋立と工業用地取得に関する諸問題

われわれは前節で、北九州における工業用地利用をめぐって独占的大工場と中小企業とのあいだにいかなる状況が生じているかということを数字のうえからのみ明らかにしておいた。しかしここでは北九州における平坦地（工業用地への転用の可能性をもった）も次第に拡大されてきていること、および工業用地の利用をめぐる諸資本間の競争、北九州のばあいにはもはや独占資本による中小資本の圧殺であろうが、この競争とならんで、この工業用地の取得をめぐる独占資本と農民との競争関係についてはふれえなかつた。本節では、北九州における海面埋立の歴史的経過と工業用地取得をめぐる二、三の問題についてふれたいと思う。

北九州における埋立の経過については、すでに第二章第一節で若干みておいたところであるが、次下では洞海湾、戸畑海域、小倉海域、門司周辺海域、若松北海域についてみていきたいと思う。

(一) 洞海湾

八幡製鉄が立地したのち、製鉄所の洞岡（五〇万五、八二九坪）をはじめ、洞海湾の南部は西方へむけて埋立が

つづく。昭和三年から昭和三〇年に至るまでの埋立経過は次の第一八表のとおりであるが、それによると五三万三、一八三坪が埋立てられたことになる。〔第一図をも参照のこと〕

なお昭和三四年段階では、皇后崎船溜の東部七万五、〇〇〇坪が三菱化成により埋立中、洞岡と葛島間三万

二、六三〇坪および西八幡船溜七万五、五一一坪が新日鉄により埋立中、北部沿岸七、九四八坪、および若松側以東（福岡県と日本炭鉱共同）六六万四、六七九坪が埋立進行中となっている。⁽¹⁾ これらの埋立中の面積を合計すると、八五万五、七六八坪となるが、昭和四七年の現時点ではそのすべてが埋立竣工している。

しかしながら、工業用地利用との関連でもう少し歴史的にさかのぼってみると、慶応三年（一八六七年）から明治二〇年（一八八七年）にかけて、久我庄七によってなされた妙見、藤田の約五〇町歩（一五万坪）の埋立地のことにふれざるをえない。つまりこの五〇町歩のうちの過半分である三四町歩が、大正六年に三菱合資会社により「三菱製鉄所」の建設用地として買収されるからである。ところで

第18表 洞海湾（八幡側）の埋立経過

地区名	年月	面積(坪)	※
西八幡地区A	昭和3年2月	12,345	(a)
黒崎地区A	10年6月	72,258	(b)
" B	12年6月	46,065	(c)
" C	13年10月	22,896 ^{※※}	(d)
妙見築地地区	15年9月	133,315	(e)
西八幡地区B	16年12月	167,837	(f)
皇后崎地区B	20年3月	14,867	(g)
" A	30年5月	62,600	(h)
合計	—	532,183	

資料：『八幡市史』続篇，昭和34年，437—438ページ。

※は第一図参照のための記号。

※※：『八幡市史』（続篇）の付図では、23,896坪となっている。

「三菱合資会社ではさらに折尾の陣の原と、城石以西の皇后崎に至る土地約二三万坪を買収、若松築港会社の埋立地約二万坪と合わせて三菱合資会社が製鉄所建設用地として予定した土地は約六八万坪にも達していた。」⁽²⁾

といわれている。結局、この三菱製鉄所の建設構想は破綻してしまいが、その後建設された日本合成工業のち

の三菱化成と旭硝子の工場用地となるのである。なお、その他黒崎窯業、小野田セメント、九州製鋼などの諸工場もこの洞海湾内の埋立地にその用地を確保しているのである。

(二) 戸畑海域

戸畑海域では明治二十一年に鳥簞地先を漁業者が二、〇〇〇坪埋立てたのをはじめ、昭和十三年には名古屋崎界川間の海面一七万九、〇〇〇坪が埋立竣工し、その後大正十四年から昭和二十八年まで戸畑の内浦外浦あわせて七三万八、〇〇〇坪が日本製鉄により埋立てられている。⁽⁴⁾

(三) 小倉海域

小倉海域では大正年代までに小倉鉄道（一万五、五〇七坪）を中心に二万一、五一一坪が埋立てられ、昭和二〇年までには浅野小倉製鋼所（一四万五、二九四坪）をはじめ一九万八、〇九三坪の埋立がなされる。戦後についてみれば、昭和三六年頃までに住友金属工業（四万八、二九四坪）を中心に一九万五八〇坪の埋立が完了している。⁽⁵⁾ また昭和三八年以降、日明海域に約五六万坪の造成地が完成し、九州電力（新小倉発電所）、新日本製鉄化学工業等約四〇社が立地している。

(四) 門司周辺海域

門司港・大里地区のいわゆる表門司では明治二十八年、小森江地先の海面約六、〇〇〇坪が埋立てられるが、その後は主として門司築港会社によって埋築工事がすすめられ、明治三〇年までに一一万三、七八七坪が完成する。しかし、関門海峡という航路水面との関係もあり、その後は三万三、八九一坪が昭和三五年頃までに埋立てられているにすぎない。⁽⁷⁾ むしろ門司海域では北方にあたる田ノ浦の埋立が昭和三〇年から三五五年頃までにすすみ、小

野田セメント(二万三、四一〇坪)をはじめ、四万三、七〇六坪の完成をみている⁽⁸⁾。その後は大刀浦の方へも埋立がすすんでいるが、むしろ門司海域として脚光をあびているのは裏門司の方であり、これについては第四章で後述する。

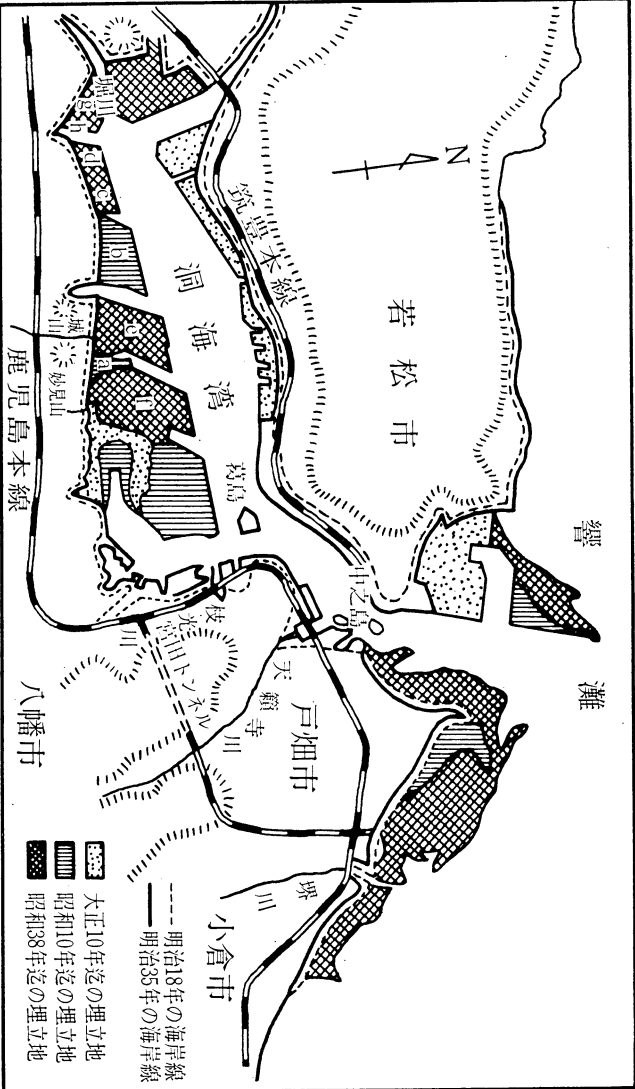
(四) 若松北海域

若松の北海域は半島の最東部六万六、〇〇〇坪が昭和九年に埋立されたのをはじめ⁽⁹⁾、その後、沈船利用をするなど、地勢は一変している。北湊方面はもとより安瀬地区もすでに市街化し、鉄道も延長されてきている。昭和四七年現在では北湊以北の埋立はなお進行中でありながら、およそ三〇〇万坪にも達している。なおこの響灘の埋立は第四章で後述する。

これからみてもわかるように、北九州の周辺海域は相当の規模と年月でもって埋立がつづけられてきている。しかも、その大半は工業用地として利用され、さもなければ鉄道・道路用地や埠頭用地としていわば工業発展の基盤として利用されたのである。この海面埋立は、北九州の自然的条件からみて当然そうなるべき性格のものと考えられやすいが、この自然条件を海面埋立の決定的条件とみなしてはならない。つまり、それは北九州に立地した、あるいは立地を予定している独占的大工業が、資本蓄積に必要な直接的または間接的労働手段としての土地を求めた結果であり、そのかぎりにおいて日本資本主義の発展と不可分なたちでむすびついているのである。

ところで、北九州における海面埋立には一つの特徴がある。それは八幡製鉄や旭硝子のばあいがそうであるように、生産活動の結果生じてくる鉱滓や廃滓を廃棄処理するための場として海面埋立権が設置されているのである。

第一図 洞海湾地形の変遷図(明治18年より昭和38年まで)



出所：『八幡商工会議所全集』(前出)，607ページ。

り、そのかぎりでは、海面埋立が自己目的ではないということである。ちなみに、八幡製鉄の工場用地の拡大は次のような過程を経てきている。

「生産工程から発生する燐滓あるいは熔滓は、創業当時は投棄されていたが、逐次その量が増大するにともない、大正八年（一九一九）から、これをもって洞岡四〇万坪の埋立を開始し、昭和九年（一九三四）には九〇％を完成した。この間、昭和五年に八幡・戸畑専用鉄道が竣工してからは、戸畑地先の埋立に着手し、現在にいたった。なお、昭和十七年（一九四二）戸畑の埋立はすでにその認可面積の八〇％に達して、わずかに二〇万坪を残すのみとなったが、一方、廃滓はしだいに増加するばかりであったから、その対策として、若松・戸畑間に一、二〇〇メートルの海底トンネルを計画し、関門トンネルの経路者の応援をえて地質調査を行った。しかし、まもなく終戦となり、かつまた昭和二〇年にはさらに八〇万坪の埋立権をえたため、この大計画はついに中絶することとなった。日鉄解体時現在、廃滓量（昭和二四年実績）は、年間八〇万立方メートル（溶滓二四万立方メートル、燐滓五六万立方メートル）に達し、埋立面積も、当所創立時の用地面積の約二倍に相当する一六八万坪を算えるに至った。⁽¹⁰⁾」

だが、こうした海面埋立に全く問題がなかったわけではない。もともと「洞海湾は埋立してはいけないという鉄路があった⁽¹¹⁾」し、その理由は

「洞海不可埋の原則とは往年内務省の傭工師デレック氏の定めたるところなり。デレック氏は明治二二年の頃官命に依り洞海湾の实地調査を行ひ、洞海湾不可埋の説を発表せり。その決論に、洞海湾はその容潮量に由り、自然に湾内及び航路の水深を維持し得る天恵を有するを以て容潮量に關係を及ぼすが如き埋立は絶対にこれを許可すべからずといへり。⁽¹²⁾」

というものであった。

すなわち、湾内の自然還流による水深保持を説いたものであったが、現在からみれば、さらに湾内の自浄作用

——汚濁の防止という観点からも十分に傾聴すべきデレーク氏の説であった。しかるに

「北九州に於ける工業の発達の気運は、洞海の沿岸に工場敷地を需要するの急なるを致し、工場用地の為には所謂背に腹はかへらざるの実情に迫り、云々」⁽¹³⁾

という理由によって、大正七年頃から埋立が開始せられるのである。その結果、このデレーク氏の所説どおり、湾内の水深を維持するのに浚渫作業が必要となり、さらに洞海湾は甚々しく汚染され汚濁し、有名な「死の海」と化してしまった。

また、現在、新日鉄戸畑製鉄所のある地域、すなわち中原沖合の埋立権を久原製鉄が獲得する過程は、北九州における工業立地が惹起こさせるいわば典型的な問題点を含んでおり、これについては農業用地からの半強制的転用の問題ともからませて、やや詳しくみておく必要がある。

石井鉄太郎氏は当時の状況を次のように伝えている。

「大正四年末久原製鉄が、名古屋（岬―杉野）より中原一帯、天籟寺、鞘ヶ谷方面の土地六〇万坪を買収する迄の戸畑は、農漁本位の小さな町であった。尤も其頃牧山の三菱炭（現在日本タール会社）、旭硝子、明治紡績、戸畑鑄物、明治製糖の各工場はあったが、これとても今日のやうな大工場ではなく、創立したばかりの中工場で、各工場とも缺損続きで、辛じて経営を継続して居つたに過ぎなかつた。」⁽¹⁴⁾

「大正五年久原製鉄が戸畑製鉄と改称し、工場建設準備に着手した処に、例の東洋製鉄が九州各地に亘つて鳴物入りで土地を物色し、遂に戸畑製鉄と合併した。」⁽¹⁵⁾

「毎日毎日多数の者が、妻子を連れて移住して来るのに、住宅の用意は少しもないので、二階借りや座敷借りをして、一時しのぎをして、町当局や、町会議員連は、昼夜兼行で、宅地や家屋の世話をするばかりでなく、市街割工事施行、衛生設

備等々、転手古舞の大多忙を極め、大正七、八年頃は、バラック建ではあったが、一日平均二〇戸から三〇戸の家屋の竣工を見ると云ふ躍進ぶりであった」⁽¹⁶⁾

大正四年から七、八年にかけて「僅か一坪一円か二円の土地が、一躍一四、五円、高い所は四、五〇円という相場に暴騰した」⁽¹⁷⁾

このようにして、久原製鉄―東洋製鉄は戸畑の状況を大きく変えていく。一方では巨大な工場の進出と他方は赤貧のなかに生活を求めてあえぐ労働者層という二つの状況の創出である。

石井鉄太郎氏の話はつづく。

「久原製鉄が名古屋岬より中原一帯の田畑二五万二、九八九坪と、鞠ヶ谷の山林原野、田畑三二万一、九二九坪を、貯水池用に、其他天籟寺、澤見、高峰の各所を社宅用に買収した総面積は、実に六二万七、一四〇坪であって、戸畑市の総面積の約三分の一に及んだ。是れが大正四年二月であった」⁽¹⁸⁾

だがこうした状況の創出過程にあって、われわれは次のことに注目する必要がある。それは企業立地に関連する土地収奪の方法と行政の果たした役割である。

「大正四年一二月、当時農家は財政上極度に困って居るのを見きわめ、時の町長故蒲瀬氏と町会議員一同を集め、久原製鉄の大計画を説明し、一坪一円五〇銭平均で、前記工場用地名古屋崎二五万坪の買収方を依頼したのである。そして若しも此の土地買収に応じなければ、第二の候補地たる山口県下松に持って行く。同地は坪当り一円位で、買収の見込みがついて居るとて、鮎川氏は高飛車に出た。喜んだのは蒲瀬町長、助役田尻亀録氏を始め町会議員一同であった。といふのは歳末に差し迫って、農家は借金の為め首も廻らぬ場合であるから、全く福の神が舞込んだとばかりに、直ちに町会議員一同（明紡岡田音次郎、三菱炭炭藤田臣直の両氏を除く）は、土地買収委員となつて、其翌日から地主会を開いて、土地買収方を交渉した

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

ものだ⁽¹⁹⁾」

土地買収に応じなければ他の候補地に行くという半脅迫的な八幡製鉄所式立地方式と農民の窮乏につけこんだ低価格による土地の大量収奪。それに積極的に加担する行政担当層。われわれは戸畑のほぼ三分の一を買ひ占めた大企業立地のすさまじき貪慾性をありありとここに見出す。かくして久原製鉄は次のようなとてつもない暴利を得るのである。

「名古屋崎より中原一帯の現在工場敷地の土地二五万坪の買取価格一坪平均一円七五銭で交渉が纏まったので、次ぎには大貯水池用地の目的で、字鞘ヶ谷山村原野田畑三二万一、九二九坪を一坪四五銭から、高い田畑で一円二、三〇銭で買収が出来た。更に名古屋岬より中原地先海面と、泥田電車停留所地先所謂川代海岸より名古屋岬に至る海面総計六一万九、五一七坪の権利を、鮎川氏は一厘の金も出さず、町当局と交渉の結果、証書一本で、此の莫大な権利を獲得したものだ⁽²⁰⁾。」

この暴利の具体的内訳は久原製鉄が東洋製鉄との合併にさいして、金額的に評価推定できるようにする。すなわち、

「そこで莫大の利益を見たのが、久原製鉄であって、名古屋崎一帯の土地一坪平均一円六五銭、鞘ヶ谷の山林原野四〇銭から一円二〇銭迄で買収し、総面積六二七、〇〇〇余坪を高く見積って仮に一坪平均一円五〇銭としても、東鉄と合併の際は、一坪平均三円三銭で合併したのだから、九四万六、〇〇〇円、ザット一〇〇万円の利益を得、更に海面埋立権六一万九〇坪の内二割即ち一八万坪の埋立権を、久原製鉄が獲得したのである。そこで久原製鉄は大正四年に土地は安くたいたいて買収し、海面埋立権は無償で取り上げ、工場建設に着手したばかりで、約百四、五〇万円は戸畑町を利用して利益を得た⁽²¹⁾。」

また海面埋立にかかわる問題としては、埋立後の利用がどうなっているかという問題がある。たとえば、戸畑の中原海岸は北九州随一の海水浴場であった。大正一一年七月二日に正式開場したが、現在の北九州市域はも

第19表 日明臨海埋立地の利用地別面積表

埠 頭 用 地		工 場 用 地	
上屋用地	81,400 m ² (24,600 ^坪)	工場用地	1,260,700 m ² (381,400 ^坪)
倉庫用地	118,000 (35,700)	野積場用地	6,700 (2,000)
野積場用地	107,300 (32,500)	福利厚生センター	30,200 (9,100)
道路用地	195,100 (59,000)	道路用地	153,600 (46,500)
エプロン用地	22,700 (6,900)	緑地用地	24,100 (7,300)
鉄道用地	41,800 (12,600)	鉄道用地	8,000 (2,400)
鉄護岸用地	1,200 (400)	鉄護岸用地	7,000 (2,100)
計	567,500 (171,700)	計	1,490,300 (450,800)

資料：『北九州港，小倉・日明臨海工業地帯』，北九州港管理組合，昭和45年，6ページ。

とより遠く直方、飯塚からも集まり、多い日には二万人もの人が海水浴に来たという。⁽²²⁾

こうした海水浴もいまはない。北九州市民のレジャー権はこうしたかたちで奪われていく。しかし、もし埋立地をこうした市民のレジャー用地として再確保するなら、それはそれで一つの社会的有効性をもつであろう。また現実に北九州で緊急課題となっている中小企業用地や宅地としての土地利用を考えるならば、それでも良い。けれども、現実にこうした権利を奪って埋立てられた土地は、市民のためにひろく利用されるのではなく、もっぱら一握りの独占資本やその活動に関連する付随施設として利用されるのである。後者については、いわく「公共施設」としてである。次に示すのは、昭和三八年に起工した日明地区における利用別面積表であるが、独占資本本位の土地利用状況が明白なかたちで浮きぼりにされている〔第一九表〕。

第一九表からわかるように、ここでは中小工業用地や宅地といった土地利用が全くなされていない。もっとも「福利厚生センター」という項目があるが、これは立地してきた諸工場に関連したものであって、市民一般との関連はきわめて薄いか、あるいは全くないと云った方が適切かもしれない。もともと、この臨海埋立の用途が「工業」用地として、独占資本に奉仕するため

第20表 日明臨海工業地域における企業立地状況(面積7,000m²以上)
[昭和45年12月1日現在]

会社名	所在地	業種	面積
九州電力株式会社	福岡市	電力所	125,620 m ²
日本石油	東京都	油槽	99,714
宇部興産	宇部市	生コン	9,917
日本運送	加古川市	トラックターミナル	22,790
九州産業交通	熊本市	トラックターミナル	23,840
日本紙運倉庫	東京都	倉庫	8,695
福山通運	福山市	トラックターミナル	24,000
阪九フェリー	下関市	フェリー基地	8,878
西濃運輸	大垣市	トラックターミナル	26,381
日本郵船	東京都	冷蔵倉庫	7,986
山九運輸機工	北九州市	海倉庫	30,511
福岡日野自動車	福岡市	倉庫	11,421
久留米運送	久留米市	修理工場・車庫	7,685
シエル石油	東京都	トラックターミナル	14,974
三井物産	東京都	油槽	16,581
名鉄運輸	東京都	油槽	9,450
株式会社 筑豊製作所	名古屋	トラックターミナル	14,826
株式会社 臨海土木工業所	福岡市	建設機械修理販売	9,360
株式会社 富安	東京都	建設業	13,514
	大阪市	鋼材加工	10,005

資料：日明臨海（管理組合）による。

るので、この日明臨海工業地域に立地してきた企業は、どのようなかものであろうか。次の第二〇表は、敷地面積に造成されたものであれば、宅地や中小企業用地として利用される余地がないのは当然なのかもしれない。とこ

七、〇〇〇平方メートル以上の立地企業の状況を調べたものである。

第二〇表からわかるように、この日明臨海工業地域で用地取得した企業は、「山九運輸機工(株)」を除けば、いずれも北九州に本拠を置いた企業ではない。その大部分が東京に本社を置く独占的大企業が営業路線およびその営業区域を独占している運輸関係の大企業によって新しい用地が取得されているのである。いかなれば、北九州市民の生活をはなれたところで、北九州の新しい土地は取得され利用されているのである。こうした土地利用の方向がつづくかぎり、北九州市民が土地利用との関連で現実にかかえている問題を一つ一つ解決していくことはできないであろう。

以上、われわれは海面埋立にもなって、いろいろな諸問題が北九州で生じていることをみてきた。こうした埋立土地利用にもなっているような問題が生じてくるのは、北九州における埋立造成地の利用を専ら独占資本本位の工業用地としてしまうとところに根本的原因があるのである。それはまた門司築港（株）、若松築港（株）の両会社
が中央資本によって設立・運営されたという事実と、その後における一連の歴史的過程のなかで明らかとなった
北九州工業用地利用の特徴とも一致する基本的性格なのである。さらに逆のほっていえば、筑豊の諸炭鉱が明治
二〇年代に大手資本の手に移りはじめた時から、その石炭移送との関連で、北九州臨海部における輸送条件の整
備は必然的であり、そうとなれば、北九州における大資本を中心とした土地利用の方向は、すでにこのときから
はじまっているともいっているのである。そしてその典型が製鉄所の八幡への立地であったとも考えられるのであ
る。

われわれは、こうした北九州における工業用地利用の事実認識にもとづきつつ、次の章では他の産業部門や地
域住民の土地利用にどのような影響を与えているのかの分析に移りたと思う。

- (1) 『八幡市史』、続篇、八幡市役所、昭和三四年、四三七～四三八ページ参照。
- (2) 『八幡商工会議所全史』、前出、二五三ページ。
- (3) 『戸畑市史』、前出、二〇一ページ。
- (4) 『市勢要覧』、昭和三〇年版、戸畑市、七三ページ。
- (5) 『北九州工業地帯の発展方向』、九州経済調査協会、昭和三七年、二八三～二八四ページ。なお北九州における工業
用地造成の経緯については第Ⅲ篇第一章第2節に詳しいので参考とされたい。
- (6) 『小倉経済年史』、前出、三九ページ。
- (7) 『北九州工業地帯の発展方向』、前出、二八六ページ。

- (8) 同。
- (9) 同右、二八二～二八三ページ。
- (10) 『日本製鉄株式会社史』、昭和三四年、六三三ページ。
- (11) 『八幡製鉄五十年誌』、前出、三九四ページ。
- (12) 『七十年史』、若松築港株式会社、前出、九七ページ。
- (13) 同右、三六ページ。
- (14) 『戸畑市史』、前出、一三〇ページ。
- (15) 同。
- (16) 同右、一三〇～一三一ページ。
- (17) 同右、一三一ページ。
- (18) 同右、一三八ページ。
- (19) 同右、一三九ページ。
- (20) 同右、一四一ページ。
- (21) 同右、一四四ページ。
- (22) 『戸畑市史』、第二集、前出、六三二～六三六ページ参照。

第三章 北九州における土地利用の問題点

第一節 一般的土地利用状況と地価問題

北九州における産業構造の変革、それはとりもなおさず北九州の工業化過程、また土地利用の面からみれば工業用地の拡張過程としてあらわれるが、その過程の歴史的経過についてはすでに前章でみてきたところである。

しかしながら、こうした地域における工業用地の拡張は従来からの土地利用構造をはじめ、地域社会に多大の直接的・間接的影響を及ぼすことになる。したがって本章では、この地域社会における土地利用をめぐる諸問題を考察の対象とする。ところで、こうした考察に入るまえに、われわれは次の二点を検討しておきたい。その一つは、北九州における土地面積がどのように変化し、また地目別にみた土地利用状況がどのように変わってきているかということである。その二は、この変化を経済学的にみるとき、それは土地所有権の売買過程としてあらわれるのであるが、この売買過程の結節点をなす「地価」はどのようになっているのかという点である。つまり、北九州における土地利用問題を考察するときにはどうしても北九州を全体としてあらかじめ検討しておく必要があるのである。

そこで、われわれはその第一点である北九州における土地面積の変化についてみておこう(第二表参照)。

第21表 北九州市域の面積推移
(単位: km²)

年次	面積
昭和元年	109.28
10年	180.37
20年	385.71
30年	451.06
※ 38年	452.22
40年	456.90
41年	458.04
42年	458.68
43年	459.04
44年	462.69
45年	465.63

資料:『北九州市統計年鑑』, 北九州市, 昭和38年及45年版。

※ 昭和38年2月に北九州市は発足しており、それ以前は旧五市。

入および昭和三〇年に遠賀郡香月町、木屋瀬町の八幡市への編入があるだけで、それ以後における市域拡張は、海面埋立によるものだけということになる。ところで、こうした市域の拡張とならんで、土地利用の方ではどのように変化してきているだろうか、その点を見ておくことにしよう。

第22表 北九州市地目別面積（課税地）（各年1月1日：単位1,000m²）

地目別 年次	総面積	宅地					農地		山林	原野	池沼	雑種地
		総数	商業地	工業地	住宅地	その他	田	畑				
昭和35年	224,286	46,914	2,622	12,927	19,740	11,625	59,913	24,023	66,061	28,904	787	16,255
36年	234,058	49,605	3,149	14,228	21,773	10,455	58,361	22,044	59,821	26,644	763	16,821
37年	233,930	50,874	3,144	14,616	22,681	10,433	57,641	21,378	60,132	25,900	773	17,232
38年	234,960	53,720	3,151	16,542	23,379	10,647	56,990	21,002	60,171	26,008	772	16,297
39年	234,867	60,057	2,986	19,880	28,694	8,497	52,987	18,515	63,129	24,501	1,509	14,168
40年	236,297	62,109	2,996	20,131	30,192	8,790	51,736	17,928	63,083	24,452	1,506	15,483
41年	217,755	59,956	2,992	20,773	28,609	7,582	47,842	15,367	56,360	21,357	1,478	15,396
42年	223,392	62,419	2,990	21,126	30,005	8,298	47,684	15,621	57,834	22,790	1,458	15,584
43年	225,986	64,691	2,996	21,479	31,251	8,965	47,083	15,521	57,978	23,634	1,461	15,618
44年	228,438	66,731	2,999	21,845	32,272	9,615	46,254	15,218	57,681	24,019	1,461	17,073
45年	231,344	69,713	2,980	23,022	35,442	8,269	45,415	14,818	58,093	23,787	1,310	18,208
46年	234,189	77,340	2,980	24,777	38,380	11,203	43,483	14,107	57,740	24,356	1,302	15,861

資料：『北九州市統計年鑑』，昭和40年及昭和45年版。

次の表は、最近の北九州における地目別土地利用状況の推移である。とはいえ、これが「課税地面積」であり、この表にでてくる総面積は、北九州市域のおよそ半分を占めているにすぎない。⁽¹⁾

第二二表の地目別課税面積の推移からみれば、総面積としては昭和三五年以降漸次的に増加してきているものの、絶対量としてはさほど大きな変化はない。昭和四〇年から四一年にかけて約一八・五平方キロメートルの減少があり、それ以後ふたたび漸増しているというのが概略的な特徴である。そして、この一八・五平方キロメートルの減少内訳を地目の点からみると、宅地二平方キロメートル、田四平方キロメートル、畑三平方キロメートル、山林七平方キロメートル、原野三平方キロメートルというように多目目にわたっており、この一八平方キロメートルの減少がなにか特定の地目において生ずるといった特徴点は検出しえない。⁽²⁾

次に各地目別に検討していこう。

まず、宅地のうちの商業地であるが、これは北九州市域全体で二九八万平方メートルの規模で大体一定の水準を保っている。ところで工業用地についてみると、昭和三五年から四六年の一二年間でおよそ二倍に近い数字になっている。つまりこの期間一貫して拡大してきた工業用地は一、二九三万平方メートルから二、四七八万平方メートルとなってきているが、これは第二表における第一の特徴である。また住宅地もこの工業地と相対的に同じような比率で二倍近くに拡大してきている。この住宅地一、八六〇万平方メートルの増大が、工業用地の拡大とどのような相関性があるのかはともかく、類似性を示すものとして注目すべき第二の特徴であろう。

これらの工業地、住宅地と対極をなしているのが、農地である。

田はこの間に約一、六四〇万平方メートル、畑は約一、二〇〇万平方メートルの減少を示している。昭和三五年を基準としてその減少率をみれば、それぞれ二七・四％、四一・二％となり、農地のうちでも畑の壊廃・転用のほうが大きいことがわかる。しかも、農地減少の現象はほぼ毎年みられるものとして一貫性をもっている。

山林については、年々の推移からみると、一貫的傾向性に欠けているが、最近の数年間はおよそ五、八〇〇万平方メートルの水準規模におちついている。原野は昭和三五年から二、三年は減少し、昭和四一年に大きな落ちこみがあるが、それでも平均して二、四〇〇万平方メートル程度で安定性がみうけられる。

以上、われわれは北九州における土地利用状況を地目別にみてきたが、ごく大雑把に云うと、農地から工業地、住宅地の転用が相当規模でおこなわれているということが推測できる。ちなみに、この期間農地の減少面積は約二、六三〇万平方メートル、住宅地と工業地をあわせた増加面積は約三、〇五〇万平方メートルである。

こうした土地利用の変化は、北九州における社会経済構造の変化によって強く規制されている。地理的現象と

して捉えられた土地利用の動向はひどく無政府的なかたちであられるが、それでもなおかつ土地利用移動の基本的契機は資本制生産様式のもとにおける資本運動の一般的な原理、すなわち利潤追求という原理に求めなくてはならない。もっとも、土地利用の多様な形態のなかには、直接的な営利活動をしない宅地としての利用や公園学校といった公共用地としての利用もある。だが、これらもまた資本主義的社会関係のもとでは、資本運動の展開に規制される側面を強くもっているのである。いうなれば、現実の土地利用関係は、資本関係としての産業部門間および企業相互間の競争、資本と賃労働との競争、またそれに規定された公共施設利用をめぐる階級間の競争としてあらわれるのである。とはいえ、これらの競争は無媒介的におこなわれるのではなく、一般的には利潤をめぐる、賃金をめぐっておこなわれるのであるが、土地利用のばあいにはさらにもう一つ土地所有をめぐって競争がおこなわれるのである。いわば三位一体的な関係として競争がおこなわれるのである。

資本主義社会における土地所有は、その所有権の売買をつうじて変動するのであるから、土地利用の変動について分析するばあいには土地価格が基本的分析視角とならねばならない。ところでこの土地価格は、一般的にはその土地の収益性あるいは住宅地ではその効用をめぐる需給関係によって規定されるのであるから、その土地の社会的・自然的位置や豊度といった性質が、資本の運動法則との関係をつうじていかに評価されるかという側面もまた検討されねばならない問題である。だが、問題は余りに深く、余りに多様である。したがってここではきわめて多くの特殊なものしくは個別的な側面の分析と考察が必要となるが、われわれとしてはいま述べてきたような問題意識をふまえながら、現象的にみて北九州の土地価格はどのように変化しているのかということを、きわめて一般的なかたちで捉えておくにとどめたい。

いま、昭和四七年の『地価公示』⁽³⁾によれば、北九州のばあいには七六の事例があげられている。その内訳は住居地域四五、商業地域二一、準工業地域六、工業地域四である。ここでは、工業地域と準工業地域にかんする事例が少ないという難点はあるが、各用途地域別にその最高、平均、最低の土地価格を摘算出してみると次のようになる〔第三表〕。

第23表 北九州における用途別公示価格
(昭和47年)
(単位：1平方米あたり円)

地域別	最高価格	平均価格	最低価格
住居地域	24,500	14,000	2,700
商業地域	535,000	113,600	27,000
準工業地域	20,500	14,300	8,200
工業地域	16,500	12,400	8,200

資料：『地価公示』，建設省土地鑑定委員会編，昭和47年。
251～257ページ。

この表からわかるように、土地価格としては商業地域がもっとも高く、その最低でも住宅地域の最高価格より高い。つまり概略的に云えば、商業地域は住宅地域の約一〇倍の価格を示しているのである。もっとも商業地域と一口に云っても、その最高と最低では二〇倍近くの格差があり、現象的にみると、北九州でもっとも賑やかな小倉区魚町と若松区本町一丁目における賑やかさとの格差としてあらわされる。こうした用途別地域内格差は住居地域でもみられ、その最高である小倉区大谷通と最低の八幡区香月との格差は約九倍である。このように住居地や商業地域では土地価格に相当の格差があるが、工業地域や準工業地域についてみると、その格差はせいぜい二～三倍であって、ここに土地利用形態の差異にもとづく土地価格の特徴があらわされている。また準工業地域の地価はその性格上、ほぼ住居地域と同じであるが、工業地域は表にはでない農業用地を除く他の用途地域より低いということができよう。したがって最も安いと思われる農業用地から工業用地→準工業用地→住宅用地→商業用地という土地利用移動にかんする一般的方向性を考えることもできるが、社会的諸関係との関連で必ずしもそうでないところに、土地利用問題のむづかしさがあるのである。

第24表 旧北九州五市における用途別地価 (昭和28年9月) (単位坪当り円)

市名	最高価格	商業地区			工業地区			住宅地区		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
門司	60,000※	35,000	28,000	25,000	8,000	6,000	3,000	5,500	3,400	1,500
小倉	102,000 (又は120,000)	84,000	36,000	24,000	12,000	6,000	3,600	3,000	2,400	1,800
戸畑	25,000	25,000	6,000	2,500	8,500	4,000	600	5,000	3,000	800
八幡	25,000	13,000	8,000	3,500	5,000	3,500	200	5,000	2,500	1,000
若松	35,000	30,000	18,000	15,000	4,000	3,600	1,500	3,500	2,500	1,000

資料：「閩門経済史」，第三輯，門司市役所，昭和30年，195ページより。

※「閩門経済史」では12,000円となっており，誤植とおもわれるので訂正した。

なお原資料は「北九州五市都市計画基礎調査一調査の部，其の1」（昭和28年9月，福岡県，46ページ）であるが，そこでも12,000となっているとのこと。

る。
次にわれわれは、北九州における土地価格の変動がどのようなようになって
いるかをみておこう。昭和二八年九月段階で、北九州五市における用途
別地価の概略は第二四表のとおりである。

本表を前の第二三表と比較してみよう。

住宅地域における最高価格は坪あたり五、五〇〇円が八万八五〇円へ
一四・七倍、最低価格は八〇〇円から八、九一〇円へ一一・一倍、平均
価格で二、五〇〇円が四万六、二〇〇円へ一八・五倍の高騰。また商業
地域では、最高価格坪あたり一〇万二、〇〇〇円から一七万五、五〇
〇円へ一七・三倍（又は二万円から一四・七倍）、最低価格は二、五〇〇
円から八万九、一〇〇円へ実に三五・六倍の高騰、そして平均価格で二
万一、二〇〇円から三七万四、八八〇円の一七・七倍へ騰貴している。
ところが、工業地域では最高価格で坪当り一二、〇〇〇円が五万四、〇
〇〇円への四・五倍、最低価格で二〇〇円から二万七、〇六〇円へと一
三五倍⁴という暴騰を示し、平均価格で四、六〇〇円から四万〇、九二〇
円へ八・九倍の騰貴を示している。

土地価格公示の事例が少ないために、この分析結果もまた多くの難点

をもつことになるが、北九州における住宅地域や商業地域の土地価格がこの最近二〇年間にほぼ一七〇—一八倍に上昇しているのに対して、工業用地価格はその上昇率よりも低い九倍程度の上昇率にとどまっているのではないかと推測はなしうるように思われる。つまり市街地では土地に対する需要は相当大きく、それを反映して地価上昇がいちじるしく、工業用地として利用するには土地価格の面で難点があり、むしろ埋立造成等によって工場敷地および関連施設利用のみに規制化し、工業用地価格の低廉化を図っているものと考えられる。しかしながら、北九州における地価表示例が少ないために、これ以上の分析をすすめることは困難である。したがって「地価」を基軸とした土地利用の分析は今後に残された一つの課題としておきたいと思う。⁽⁵⁾

もっとも、土地利用はこの「地価」というこうした経済的要因だけで変動するのではない。そのかぎりでは、社会的および経済的に多様な側面が考察の対象となる。しかも、土地利用の具体的形態や問題をとりあつかうばあいには、社会、政治、経済の特殊個別的な諸条件も入ってくるし、また逆にこうした具体的諸関係の絡みあいのなかで、現象としての土地価格が設定されてくるのである。

したがって、本節では、北九州における土地利用が工業中心に展開され、かつ住宅地がそれと類似的なかたちで拡張しているということ、また商業地域および住宅地域ではその同じ用途地域であっても、場所によって大きな格差が存在するのに、工業用地ではその格差が小さいこと、そして第三に、商業用地および住宅地域では土地価格の上昇率が大きいのに対して、工業用地は相対的に上昇率が小さいこと、この三点を、北九州における土地利用の一般的状況としての特徴としておさえておくだけになりたい。われわれはこうした北九州地域の土地利用および土地価格の推移における特徴を念頭におきつつ、以下の各節では、独占的な工業用地利用が各産業との関係

で、あるいは地域住民の生活面との関係でどのような問題が生じてきているのかを追求してみよう。

- (1) 昭和四六年度における非課税地面積は七万二、二四五反(約七一・五平方キロメートル)で、評価地積は二五万三、七〇七反(約二五一万平方キロメートル)である。〔北九州市税務統計〕、昭和四六年一月、北九州市財政局、三六ページ)。しかし、この両者を合計しても、北九州市域の総面積四六六平方キロメートルにはならない。
- (2) この一八平方キロメートルという減少の理由は不詳である。
- (3) 『地価公示』、建設省土地鑑定委員会編、昭和四七年。
- (4) この一三五倍という数字は余りに大きすぎるが、対象としている土地が異なり、しかも地価事例が少ないために生じてきた数字と思われる。もっとも、工業適地が昭和二八年段階では北九州に相当あったとみなすこともできるかもしれない。
- (5) 北九州市における地価例については、不動産鑑定士協会などにより、今度逐次集収していきたい。

第二節 農業的土地利用

農業用地の工業用地への転用は土地利用としての農業用地を物理的に減少させる。とはいえ、このこと自体に問題があるわけではない。問題は、いかなる価格で農地を農民が手離したか、そしてその結果、農民の生活条件はどうなったのかということにある。そして土地利用の問題としては、農業用地の工業用地への転用によって、いかえれば、農業用地周辺に工場が立地することによって、既存の農業はいかなる点でどのような影響をうけるようになったかという営農条件の変化にかんする問題である。たとえば北九州における工業化の第一期の問題としてみれば、八幡製鉄の立地にともなつて、農地が、いわゆる「お国のために」という大義名分のもとに、時価の半値という極端な低価格で収奪されたという事実がある。その結果、農民はどうなったかという事について

は次の文章が如実にこれをあらわしている。

「われわれは祖先伝来の農家だ。それで結構なんだ。いやそれが何よりも良いのだ。この土地が、もしも工業地となり、ヨソモノがたくさん入りこめば、金銭の融通がはげしくなる。そうなたら祖先から貰うた財産はみんな消えてなくなる。自分の代はよからうが、孫子の代にはきつとつぶす。ましてあの土地を相場の半分で取上げられ、それを貰うカネなどは子供を怠けさせるだけのことだ。耕やすに土地なく、住むに家なき、非常な悲境に陥ることはきまっている。」⁽¹⁾

これは八幡製鉄所に土地を奪われんとしている農民が将来を憂う声である。そして現実にも技術上の理由で熔鉱炉の建設が一時的に中止されたとき、次のような事態が生じた。

「住宅は空家となり、他町村の余米は、不払が多く、土地売却金を預金したものの銀行が閉鎖したり、村民の非難が私に集中したものでした。」⁽²⁾

この文章に出てくる「私」とは、芳賀八幡村村長のことであるが、事実この時期に芳賀村長は村民に個人的なかたちで相当の援助をしているが、にもかかわらず、かなりの資産家でさえも八幡村から立ち去っていったと伝えられている。⁽³⁾

一柳氏もまた

「買収代金、移転料のうち、はたして何パーセントがそのまま三部落に残り、生業資金に活用されたものか、おそらく、たかの知れたものであった。」⁽⁴⁾

と述べている。

八幡製鉄の立地にともなう問題はこの箇所だけでなく第二章第二節では農地収奪との関連ですでにみておいた

第25表 戸畑における土地利用の変遷

年 代	田		畑		山林原野		宅 地		雑 地		小 計		官無	公租	有地	合 計		
	町	反	町	反	町	反	町	反	町	反	町	反			町	反	町	反
明治30年	230.4		155.0		277.8		31.2		44.8		730.4				70.4		809.8	
“ 44年	227.3		148.1		281.6		41.4		7.7		706.1				—		—	
大正12年	144.1		90.9		184.1		95.0		7		420.3		※	349.2			870.5	

資料：『戸畑市史』第二集，493ページ

※ 官公有無租地増加は製鉄所敷地貯水池敷

第26表 大正期における戸畑の田畑面積推移

年 別	田		畑	
	総 反 別	増 減△	総 反 別	増 減△
大正 6年	町 216.2922	△ 5.7902	町 145.6504	△ 4.9308
“ 7年	210.0710	△ 6.2212	140.7229	△ 4.9205
“ 8年	208.1814	△ 1.8826	139.0414	△ 1.6815
“ 9年	196.6627	△ 11.5117	145.4415	6.4001
“ 10年	144.2322	△ 52.4305	137.0901	△ 8.3514
“ 11年	144.2005	317	90.9200	△ 46.1701
“ 12年	144.1714	221	97.8626	6.9426

備考 1. 大正9年及12年ニ於テ畑反別ノ増タルハ耕地整理成功ノ結果山林原野モ畑トシテ地目ノ組換ヲナシタルニ依ル
 2. 大正10年ニ田畑ノ甚タシク減シタルハ東洋製鉄工場地トナリタルニ依ル
 3. 大正11年ニ於テ畑著シク減シタルハ東鉄工場及所属貯水池敷地トナリタルニ依ル
 4. 其他各年ノ田畑反別ノ減シタルハ大部分宅地ニ組換タルニ依ル
 5. 宅地増加ノ趨勢調査中台帳面々積ノ増分ト本表中6年7年8年ノ組換面積ト差異アルハ山林原野ヲ開墾シテ宅地トナセルモノアルニ依ル
 資料：『戸畑市史』第二集，494ページ。

五表参照)。
 鉄の事例をわれわれはみておいた。そこで、この久原製鉄との関連で当時の戸畑において土地利用が、とりわけ農地利用がどのように変わっていったかを調べておこう(第二
 ところである。また第二章第三節では、農民の貧窮につけ込んで農地を買収した久原製
 九二(六七二)

ここでは、大正期における田、畑、山林の急激とそれに替る宅地(含工業用地)と官公有無租地の急増が目立つ。この内実は、いまでもなく、久原製鉄の立地に関連した土地利用の変化である。この点についてももう少し詳しくみると、戸畑における田畑は、大正六年以降、大正一年まで一貫して減少している(第二六表参照)。
 この表についての説明は、その備考を参照することでもはや

多く語るを必要としないであろう。一口でいえば企業立地およびそれに伴って生ずる人口急増が田畑を宅地〔含工業用地〕へと転用せしめているのである。

明治二〇年代には

「溪谷ニ包圍サレタ荒レタ赤土山……何モナイ、殆ンド野原」⁽⁵⁾

であった戸畑の中原も大正一二年には工業専用地としておよそ三四万坪が出来⁽⁶⁾、住宅地も大正三年には一四万七、〇〇〇坪であったものが、大正一二年には二八万三、〇〇〇坪へと増加している。⁽⁷⁾

これらの数字は、田畑の激減にもとづく土地利用の変化をあらわすものであるが、同時に、土地利用の変化がもっとも急速にかつ集中的にあらわれた大正期の北九州の様子を典型的なかたちで表現している。

では最近の北九州における農業的土地利用はどのようになってきているのだろうか。すでに本章第一節の第二二表でみておいたように、農地（課税地分）面積は、多い年で五〇〇万平方メートル、少い年で一〇〇万平方メートルというように年々によって差はあるが一貫して減少の途をたどっている。昭和三五年から昭和四五年までに減少した農地面積は二、四〇〇万平方メートル、つまり年平均二二〇万平方メートルの減少を来たしている。また同じこの期間における農地の減少率は年平均三・四％に達しているが、この減少率についてみるかぎり、最近緩和の傾向にある。また樹園地やその他の農業用地利用を加えた第二七表でも、経営耕地面積は同じこの期間に、六、〇一八万平方メートルから四、八三五万平方メートルへと減少している。

これら二種の統計のあいだには数字上相当のちがいがあがあるが、しかしいずれにしても農地が相当の規模で減少していることでは一致している。ただし項目別にみると、樹園地では増加の傾向がみられるほか、山林面積では

第27表 北九州における経営土地面積の推移 (各年2月1日, 単位10a)

年次	経営土地 総面積	経営耕地 総面積	内 訳			保有山林 総面積	採放 草地 面積
			田	樹園地	畑		
昭和35年	108,997	60,187	47,956	831	11,397	41,854	6,953
“ 40年	90,939	53,620	43,395	1,834	8,391	36,282	1,037
“ 45年	120,233	48,359	38,979	2,027	7,352	71,458	416

『世界農林業センサス市町村別統計書』各年版より。

第28表 北九州における経営耕地規模別農家数推移

年次	総戸数	0.3ha 未 満	0.3~ 0.5ha	0.5~ 0.7ha	0.7~ 1.0ha	1.0~ 1.5ha	1.5~ 2.0ha	2.0~ 2.5ha	2.5~ 3.0ha	3.0~ 5ha	5ha 以上	例外 規定
昭和35年	9,687	2,754	2,043	1,423	1,439	1,376	486	100	16	5	—	45
“ 40年	8,169	2,130	1,800	1,164	1,283	1,177	442	115	21	7	2	28
“ 45年	7,432	1,952	1,633	1,112	1,072	1,034	388	110	37	17	6	71

『世界農林業センサス市町村別統計書』各年版より。

この五年間に倍近くの増加があり、このことが経営土地総面積を増加させる結果となっている。この保有山林面積の拡大は何に起因するのかよくわからないが、おそらくは相当規模の造林がなされたのではないかと推測される。

次にこうした農地利用状況のなかにあって、農民の生活はどうなっているであろうか。その点につき、経営耕地規模からみた農家数の変動をみておこう。

全体としての農家戸数が減少しているということを念頭におきつつ、この第二八表を検討してみると、二ヘクタール未満の農家戸数の減少と同時に、二ヘクタール以上の農家戸数は増加しているというきわだった事実が明らかとなる。いまもし、かりに○・五ヘクタール未満の農家戸数が増加しておれば、農民層の両極分解の典型となるが、資本主義の発展に対応する農家動向の一般的傾向が、北九州では小・貧農のプロレタリア化、いうなれば脱農家という現象がここに鋭く貫徹していることをわれわれは見てとることができよう。

この傾向は専兼業別および自小作別にみた農家の推移によって

第29表 北九州における専兼業別自小作別農家戸数推移

年次	農家総数	専・兼業別				自小作別					農家人口
		専業	兼業	第I種	第II種	自作	自小作	小自作	小作	例外規定	
昭和35年	9,687	2,149	7,538	1,904	5,634	7,293	1,320	395	634	45	54,819
〃 40年	8,169	1,548	6,621	2,136	4,485	6,546	973	304	318	28	43,429
〃 45年	7,432	991	6,441	1,804	4,637	5,635	1,073	324	325	71	36,487

『世界農林業センサス市町村別統計書』各年版より。

も覗い知ることができぬ。

つまり農業に専業しているものは、農家総数の減少率よりもはげしく減少し、昭和三五年に比して昭和四五年の戸数はその半分以下の四六パーセントとなっている。つまりこのことは、農地の住宅地への、あるいは工業用地への転用によって耕地経営面積が減少あるいは皆無と帰し、農業だけで生活できる農家はきわめて少なくなってきたということである。その結果、農業を兼業とする農家が相対的に増加（減少率は一五パーセント）していることは、一つの特徴であるが、これは農業用地の絶対的減少にともなう農民の新しい生活形態のあらわれであろう。また自小作関係からみれば、小作の圧倒的減少が、いわゆる高度成長期にみられ、自作農家も一貫して減少している。昭和四〇年から同四五年にかけては自作農家が減少し、その他自小作、小自作、小作が若干ではあるが絶対数で増加している。しかし、これは経営面積拡大の結果としての自小作、小自作化ではなく、むしろ自作の没落化にともなう新しい変態なのである。こうした兼業化の増大、自作農の減少という二つの特徴をもちつつも、昭和三五年から四五年にかけて実に三五%の脱農家がおこなわれているのである。

ところで農業用地の工業用地への転用が農業人口の減少の直接的な原因ではない。つまり、農業で安定した生活ができれば、農地を手離すこともないからである。とすれば、農地の工業用地等への転用は、社会経済的に規定された農産物価格の相対的低さに求め

られねばならない。この農産物価格の不安定性と急激な低廉化がこれまで多くの農家を不幸に陥し入れてきたし、作物転換や近郊菜園化なども結局は失敗に帰している。とりわけ大都市における悪性ガス類、汚染泥塵などによる作物育成条件の悪化が、こうした近郊農業の経営をきわめて困難にしている。このような農業破壊の諸結果がつまるところ農民に土地を手離させ、脱農家の途をたどらせることになるのである。敢えていえば、こうした農民の没落政策こそ、大資本にとって、豊富な低賃金労働力と立地すべき低廉な土地を大量に確保していく手段なのである。農地価格の低廉さ、それはつまるところ農産物価格の低廉さに規定されるが、この低廉さが農地をば、その他の形態での土地利用へと容易に、かつ無計画的に移動する可能性と現実性を与えるのである。したがって、この点では国家諸政策をはじめ、経済的諸関係とも深くかかわってくるのであり、資本主義のもとで、大都市域で農業的土地利用を恒常的に安定させるといふことは、全くの奇跡に近いといわねばならないであろう。だが、北九州市域、とりわけ「本線地区」では、もはや農業用地からの転用というかたちでは、大規模な工業用地の確保はともできない。⁽⁶⁾むしろ最近の工業化のための用地の確保なり拡張は、北九州をとりまく海面埋立による方法が支配的であり、この海面埋立もまた社会経済関係として大きな問題を生じさせている。次にわれわれはその点を検討していくことにしよう。

- (1) 『官営製鉄所物語』、上巻、前出、五九〇～六〇〇ページ。
- (2) 『八幡市史』、前出、一二四ページ。なお『八幡商工会議所全史』(前出)にも同趣旨の記述あり。一二四ページ。
- (3) 『八幡製鉄所五十年誌』、前出、四二二～四二三ページ。
- (4) 『官営製鉄所物語』、上巻、前出、一〇四ページ。
- (5) 『戸畑市史』、第二集、前出、五八四ページ。

(6) 同右。六六六ページ。

(7) 同右。四九三ページ。

(8) 福岡県内において、農地からの工業用地への転用については、昭和二八年から三五年まで、用地取得一件あたり平均四三〇坪であったといわれる。この「零細性は工業用地を内陸耕地に求めることの一つの限界を示す」ものとみなされている。九州経済調査協会『北九州工業地帯の発展方向』、前出、二七七ページ。

第三節 漁業との関係

北九州における工業用地としては、明治三〇年代において製鉄所が枝先に、あるいは大正時代において食品工場が大里にというかたちで内陸が利用された時期もあるが、現在の主要な工業用地はとくに昭和一〇年以降洞海湾、戸畑・小倉海岸、関門海峡、若松北海岸の埋立造成によって出来あがったものである。海面はそれ自体としては土地ではないが、しかしその海面の独占的な使用権をもつ海域、すなわち漁業権のある海域や専用航路水域などは、いかなれば所有関係を有するものとして土地的性格をもっている。海域の陸地への、したがってたとえ工業用地への転換は、やはり一定地域における諸産業の「空間的」分布状況になんらかのかたちで変動をもたらす。そのかぎりにおいて、海面埋立にともなう工場用地の造成が、漁業にどのような影響を与え、漁民の生活にどのような変化が生じてきたかをみておくことも一つの大きな課題であろう。

北九州における海面埋立と漁業問題にかんする歴史的経過を簡単にみれば次のように云えるであろう。

「漁業権補償は明治四三年以降、慣行契約化し、第一次大戦後、八幡製鉄・旭硝子・日本タール工業・日本板硝子・日華製油・九州化学工業・服部製作所の諸工場、第二次大戦中に旭硝子・日産化学等の契約が成立した。そのとき若松北海岸の

若松燈台から小竹地先までの海域は、埋立およびそれに関連する漁業補償の契約が完了し、埋立申請がなされ免許を受けている。第二次大戦後は、昭和三四年、日本炭鉱、電源開発の若松沖漁業補償、海水汚濁による損失補償契約が成立している。したがって、諸企業の既得埋立免許地域の漁業権問題は解決している。しかし、それ以外の地域は……漁業権と埋立計画地域の衝突部分が極めて大きい。⁽¹⁾

また

「埋立の契約に関しては、約三〇万坪、八幡製鉄との間に明治四三年三月契約したのを嚆矢としている。その後、若松築港・久原鉱業・市及県と約五〇〇万坪(実施は、途中解約あり減少)になんなんとする契約を行っている。一例をあげると、脇之浦漁協が昭和一三年に日本製鉄と約四六万坪、昭和一五年に旭硝子と三二万坪、昭和一七年に日産化学(日炭高松)と一四二万坪(後に埋立中止)を夫々埋立契約している。埋立の強行に関しては、戦前軍事的要請が強く作用したことは、想像に難くなく歎願書が残されている。それは旧漁業法第二四条に依る軍事上の制限命令によるものであった。⁽²⁾」

一定の海域を埋立し、工業用地を造成するためには、その海域における漁業権を関連漁協から買いあげねばならない。この漁業権の放棄に関する埋立契約の成立は、いかなれば土地売買契約の成立と同じようにみなされる。だが、土地売買と異なる点は、漁民が一定海域の漁業権を放棄したとしても、「漁業」という生産行為がなくなるということを必ずしも意味しないということである。つまり漁業権の放棄がそのまま直接的なかたちで漁業の廃絶や漁業人口の減少につながるということである。いってしまえば、工業用地としての埋立造成が、沿岸漁業と関連して問題となる点は、海水汚染にもなつて魚介類が死滅し、結果的に漁獲量の減少、漁業の廃絶となることである。

洞海湾における海水汚染の問題については、戸畑および若松漁業組合から陳情書(昭和九年三月)、および再陳

情書(同年一月)がだされている。これらについては、すでに中樞興氏につて紹介されているが、工業立と漁民との關係をもっともきびしいかたちであらわしていると思われるので、ふたたびここに収録しておいた。

「陳情書」

洞海湾ハ古來響灘廻海漁族ノ一大産卵場ニシテ嘗ツテハ魚貝藻類ノ饒産シタルコト普ク人ノ知ル所ニ有之若松戸畑漁業組
合員老百數拾人ハ同湾並ニ湾口附近ヲ唯一ノ生活根源地トシテ専ラ祖先伝來ノ漁業ニ従事シテ一家ノ生計ヲ營ミタルモノ
有之候

然ルニ洞海湾附近ニ工硯業工場設立セラルルニ至ルヤ次第ニ湾内魚貝藻類ノ減少ヲ來シ漸次工場數ノ増加並ニ事業ノ拡張
ニ伴ヒ其實情益々甚敷從テ該湾ノ漁業ニ従事スル兩浦漁業組合員ノ漁獲物ハ益々減退ヲ來シ生活上痛ク脅威ヲ感スルニ立至
リ候

而シテ上述ノ原因ハ主トシテ附近工場ヨリ多量ニ排泄セラルル極メテ有害ナル悪水ノ昼夜間斷ナク湾内ニ流入シ湾内魚貝
藻類ノ逃出若クハ死滅ノ直接原因トナル或ハ外海ヨリノ入込ミヲ阻止スル為ナルコトハ工場設立以來屢々貝藻類死滅ノ跡乃
至魚群斃死浮上スルニ至リテ容易ニ推知セラルル所ニ有之尚又湾内魚貝中ニハ特異ノ惡臭ヲ有シテ全ク經濟價值ナキモノヲ
生シ或ハ湾外ヨリ活魚ヲ漁獲シ売却ノ目的ヲ以テ之ヲ活州内ニ放タンカ一夜ニシテ悉ク斃死ニ會スル等從前曾テ見ザリシ種
種ナル現象瀕発シ一面漸次湾内広範圍ニ波及致候為漁民一同ハ惡水被害ノ甚大深刻ナルニ驚愕戰慄スルト共ニ之ガ將來ニ對
シ憂慮ノ念禁ズル能ハザル所ニ有之候

然レドモ被害ノ初期ニ於テハ工場ノ増設立ニ事業ノ隆盛ハ國富ノ増進地方繁榮ニ寄与スル所多ク漁民モ亦一面其恩恵ニ浴
スル所アルヲ以テ洞海湾内ノ漁業衰頽ハ勿論生活上ノ打撃ニ就テハ出來得ル限り之ヲ隱忍シ全ク泣寝入ノ姿ニ經過致シ來タ
ルモ爾來年ト共ニ魚貝藻類ノ減滅程度著シク殊ニ依ツテハ全ク根絶シタルモノサヘアリ且又該被害範圍頗ル延長擴大シテ干
潮時ノ如キハ湾外遠ク沖合迄モ影響スルモノノ如ク兩浦漁業組合專用漁場中湾内ハ云フ迄モナク湾外ニ於テモ漁獲物激減シ

北九州における工業立地と土地利用問題(杉野)

終日操業スルモ漁獲皆無ノ日ハ往々ニシテ有之全ク漁家ノ生計ヲ維持スル能ハザルニ至リ漁民ハ屢々相会シテ喧々譁々シ或ハ呆然自暴自失ニ陥ラントスル者アルニ立至リタルヲ以テ兩浦漁業組合ニ於テモ此儘放擲スルコト能ハズ種々対策ニ就テ協議ヲ重ネタル次第ナルモ事重大ニシテ容易ニ決定スルニ至ラズ則チ最近二、三年来前陳ノ如キ不漁困憊ニ若松・戸畑兩浦漁業組合約一、〇〇〇名ノ家族ハ全ク糊口ニ窮スルノ悲惨状態ニ立至リ申候

曩ニ本県当局ニ対シテハ之等ノ窮状ニ付陳情シタル結果過日來本県水産試験場ニ於テ洞海湾ノ実地調査ニ着手セラレ候処漁業者ノ予想セシ如ク前記被害ハ全ク附近工場ヨリ排泄セララル有害悪水ノ湾内流入ニ原因スルコトハ學術上今ヤ一点ノ疑ヲ容ル能ハザル所ニ有之候

而シテ此被害ハ到底恢復ノ見込ナキノミナラズ歳ヲ遂テ益々激甚ヲ加フルニ至ルヘク今日饑餓線上ニ彷徨セル漁業者ハ遂ニ祖先伝來ノ唯一生業ヲ奪取セラレ貴重ナル漁業權ヲモ空カラシムルニ至ルヘク然リト雖モ海上生業ヨリ陸上生業ヘノ轉換亦容易ナラズ兩浦漁業組合員ガ洞海湾漁業ヲ失ヒタルコトハ全然糧道ヲ杜絶セララル悲惨事ニ有之申候

前述ノ通り吾等漁民ト雖モ各種工場ノ国家的乃至地方的ニ資益スル所大ナルハ知悉セル処ナルモ工場排泄ノ悪水影響ニ依リ独リ漁民ノミハ直接的前陳ノ如キ困窮苦難ニ会スルコトトナリ一家ヲ拳ゲテ路頭ニ迷フノミニシテ此際御救済ヲ仰グノ外他ニ採ルベキ手段方法無之仕儀ト相成候ニ付テハ若松・戸畑兩漁業組合員連署ヲ以テ嘆願書提出仕候様ノ次第ニ有之希クハ刻下ノ漁民並ニ其家族一、〇〇〇余名ノ者ハ為スニ手段ナク饑餓ニ瀕シテ前途全ク望ヲ失ヒ言語ニ尽シ難キ窮状宣敷御憐察御同情被成下急々可然救済方御処置相賜度組合員名ヲ連ネテ右此段及陳情仕候也

昭和九年三月

戸畑組合 伊崎吉松以下 六二名連署

若松組合 石田久蔵以下 六七名連署

この陳情にたいしては、なんらの音沙汰もなく、同年一月に再陳情書がだされるが、これについては省略す

第30表 最近の北九州における漁業経営体の動向

	年次	総数	漁非使用船	無動力のみ	1t未満	1~3t	3~5t	5~10t	10~100t	100~1,000t	1,000t以上	小定着型網	の養殖
全 市	38	793	95	51	187	345	15	—	—	—	3	46	151
	43	794	42	11	145	247	18	2	2	—	2	17	300
筑前海区	38	448	70	41	154	161	7	—	—	—	3	12	—
	43	449	40	10	127	229	15	2	2	—	2	14	8
豊前海区	38	345	25	10	33	84	8	—	—	—	—	34	151
	43	345	2	1	18	18	3	—	—	—	—	3	292

資料：『北九州市統計年鑑』昭和38年版，104ページ。同45年版，98ページ。

る。(4)

北九州における漁業権の買収は比較的スムーズなたちでおこなわれたとされている。しかし、それは巨大な独占資本と零細漁民との力関係からすれば、一つの社会的強制としてあらわれたであろうし、かつまたこのことが戦前においておこなわれたのであるから、軍部からの圧力も「生産増強、戦力拡大」という論理で相当であったのではないかと推測される。したがって、この漁業権を放棄した洞海湾内漁民や北九州関連水域で操業していた漁民の生活が、その後どうなったかという点が一つの問題であるが、資料不足からその点までは論じえない。一般的には、一方で既存の生産力をいっそう高めるため生産手段が近代化され、また他方では漁民層の分解や脱漁業化などが推測されるが、これは残された課題としておきたい。

もっとも、昭和三八年から昭和四三年にかけて北九州市における漁業経営体の動向についてみれば次のようになっている。(第三〇表参照)

つまり、経営体数としては変化がないが、そのほとんどが漁船を使用するようになり、しかも漁船は大型化、動力化へと進む傾向がみられる。このことは、沿岸で漁業が不可能となり、漁船を使用して、かなりの沖合まで行かなければ操業できなくなっていることを示している。その原因の一つはたし

かに漁業資源の枯涸ということもあるが、海水汚染と操業海域の絶対的制約によって規定されていることもまた大きな原因である。

さらに、沿岸漁業の一形態としての定置網がこの僅か五年の間に激減しているが、これは門司区柄杓田における「のり養殖」への転換が決定的な原因とみられる。柄杓田の南海岸が埋立てられ、かつそこが「のり」の乾燥場として利用されているため、従来とは全く異なった景観を呈しているが、そのことがここに数字となってあらわれてきているのである。この「のり」養殖の激増は「のり」価格の恒常的な高値ということにもよるが、一方での沖合漁業の収獲減が「のり」養殖業への転換を加速させたということも一つの原因であろう。

さて、残された問題としては現時点において工業化にともなう海面埋立と漁業補償、海岸利用の問題がある。北九州における工業用地の不足という制約は、これまで洞海湾をはじめ響灘側の海面埋立で打破してきた。やがてそれは周防灘の方面にも押し寄せてくることとなった。とりわけ、北九州周辺部としての苅田地先の埋立はその「走り」であったが、北九州市域においても、裏門司開発というかたちで、すでに第一期埋立工事は終了し、昭和四八年末から第二期埋立工事に入らんとしている。そこで、第一期埋立工事における漁業補償の実態をまず調べておこう。

埋立目的は

「門司市大字恒見、今津附近地先における工業用地造成に伴う公有水面の埋立及び港湾浚渫工事のため」

となっており、その埋立規模は七八万六三八坪(二五八万六一三平方メートル)で中央泊地区域二九万一、〇三五坪、浚渫区域は七四万五、二〇〇坪となっている。これが補償の対象となった理由は、

「埋立による漁場の消滅ならびに浚渫による漁場の荒廢、減収のため」

であり、またその補償は金銭による一括補償という方法のもとに総額一億六、六五〇万円が支払われている。その内訳は、恒見漁協一億四、四〇〇万円、今津漁協七五〇万円、柄杓田漁協一、五〇〇万円となっている。

これらの補償金がどのように使われたかについては、今津漁協のばあい、その大半が組合の負債に使用されたほか、その他は不明である。旧門司市水産課の調査によれば、漁船の建造二、網類の新造四、その他家屋の新築、改造した者二、三名程度とされている。

またわれわれが昭和四七年一二月におこなった現地ききとり調査では、補償金の相当部分が飲食遊興費となり、一人あたりの補償額をうわまつた場合も多々あるとのこと。また恒見の漁民については、従来から比較的豊かであったため、漁業権の喪失による生活の困難化ということはなかったとの声もあった。

だが、問題は残っている。まず、この漁業補償ではすでにこれまでの北九州で問題となっている海水汚染に対する補償がなされていないということである。このことは、沿岸漁民の生活に今後きびしく悪影響を及ぼして行くものと予想される。

とはいえ、土地利用に関連させていえば、次のような重大な問題が残っている。もともと、自然としての土地や海洋は誰の所有でもない。漁民は確かに漁業権を区域的、共同的にもっていたかもしれないが、それはただ漁業権のみについてである。海岸は、とりわけ若松北海岸や裏門司の海岸は、「本線地区」の埋立による工業用地から残された、いわば北九州市民の海水浴場であったし、憩の場であった。したがって北九州市民、いやそれだけでなく北九州周辺地域の住民のすべては、日常的にこれらの海岸を利用する権利を持っていたのである。いわ

ば北九州におけるレクリエーション地域としての役割をこれらの海岸は果たしていたのである。だが、北九州市民の憩の場として利用する権利は全く無視され、これらの海岸は一方的に工業用地へと転用されることになったのである。ここでは市がなにゆえに工業資本のために用地を確保しなければならぬのかという行政の姿勢に問題があるにしても、さらにもう一步すすめれば、北九州市民の日常的権利をなぜ無視するのか、その権利剝奪に対して、なぜ北九州市民全員に対して補償しないのかという根本的問題は残されるのである。海岸埋立は、ひとり漁民の生活だけにかかわるのではない。それは北九州市民の生活にも深くかかわる問題なのである。たとえ漁協がこのような補償をうけたとしても、漁協に加入していない地元住民はもとより、北九州市民としては、決して市による海面埋立——工業用地造成という一方的行為を許したことはないのである。

- (1) 経済調査会九州支部『響灘埋立計画経済調査報告書』、一九六三年、一三二六ページ。
- (2) 中橋興「漁業における工場汚水の社会経済構造」(下)、『産業労働研究所報』、第一七号、昭和三四年、六ページ。
- (3) 同右、六〇七ページ。
- (4) 同右、七ページに所収されている。
- (5) 昭和一三年には小倉市だけで「水産業者は本業として業主四八三人、被用者二七六人、副業としての業主一八六人、被用者一四八人、計一、〇九三人。漁船は動力を有せざる漁船二七七隻、動力を有する漁船二一一隻、計四二八隻。」『小倉市勢要覧』、昭和一三年版、なお『小倉市誌』、続篇、昭和一五年、四二二ページ)であり、これが昭和三八年になると、筑前海区の水産業者をあわせて四四八となっている。

第四節 中小工業と土地利用

ここでは、大企業の独占的土地利用との関連で、中小工業あるいは零細工業の土地利用を検討する。すでに第

一章第一節でみておいたように、北九州地域で利用されている工場用地は四九六社で二、三八二万平方メートル（昭和四四年）である。そして第二章第三節で明らかにしておいたように、昭和四七年時点では、八九社の占める工場用地は七四九万坪即ち二、四七四万平方メートルである。この間には三年という時間的なズレがあるが、この上位八九社が占める土地利用の比率はほとんど一〇〇%に近い数字になることが一応の推測として成り立つ。また昭和四七年における上位九社の占める工場敷地面積は、約六三八万坪、すなわち二、一〇〇万平方メートルであり、八九社をあわせた全工場敷地面積のほぼ八五%近くを占めている。このことは、おそらく従業者三〇人以上の四九六社（昭和四四年）の土地利用全面積をとりあげたばあいでも、おそらく前記九社の占める比率は八〇パーセントをうわまわるのではないかと思われる。つまり、すでに確認しているところであるが、北九州における工場用地利用面積にしめる上位九社の占める比率はきわめて高く、独占的な土地利用の形態をとっているのである。

ところで、昭和四五年においていわゆる零細工業（この場合には従業者規模二九人以下とする）は、北九州における総事業所数二、四一二のうち一、九一四で、およそ八〇%近くにも達する。はたしてこれらの零細工業はどれほどの工場敷地をもち、かつまた企業活動のうえでどういう問題が生じているであろうか。これら零細企業の敷地面積を捉えた統計資料はないが、われわれは次のようにして試算する。つまり、製造工業における各産業（中分類）をとりあげ、北九州の零細工業（従業員二九人以下）の出荷額を全国における同一産業の出荷額と対比し、その比率でもって全国の同一産業の事業所敷地から北九州のそれを逆算出してくるというやり方でもってである。この方法は、企業間における生産性格差や北九州における零細工業の特殊性といった要因をすべて捨象してしま

第31表 北九州における零細工業(従業員29人以下)の
敷地面積(推定) [単位:100 m²]
[年次:昭和45年]

業種	面積	業種	面積	業種	面積
食品	1,500	化学	270	金属	850
繊維	920	石油	250	一般機械	850
衣服	150	ゴム	30	電気機械	100
木材	1,000	なめし皮	4	輸送用機械	230
家具	400	窯業	1,950	精密機械	15
パルプ	220	鉄鋼	1,420	その他	350
出版	58	非鉄金属	60	合計	10,377

資料:『統計北九州』, 1971, 12, 北九州市, 40~53ページより作製。

っているので、結果的には必ずしも正確なものとして算出できないのであるが、それでも一応の概略的数値だけは把握できると考えられる〔第三一表参照〕。

すなわち一、九一四企業が占める工場敷地面積はおよそ一〇四万平方メートルであり、これは昭和四五年における四九八社が占める工場敷地面積二、一九〇万平方メートルの二〇分の一にも達していない。つまり全体の八〇パーセント近くをしめる一、九一四の零細工業は工場用地においてしめる比率は僅かに四・五パーセントでしかないのである。つまり北九州における工業用地利用の全構造は、上位九社でその八〇%を、そして上位一〇社から四九八番目までのいわゆる従業者三〇人以上の工場がほぼ一五%を、そして八割をしめる三〇人未満の工場がほぼ五パーセントをしめるというきわめて特徴的な土地利用構造を示しているのである。

これを『八幡商工会議所全史』のなかから摘出してみよう。なぜなら北九州における中小零細工業の立地問題は、とりわけその大部分が地理的に集中している八幡や戸畑地区において顕著にあらわれるからである。八幡地区における中小工業の立地——工場街形成の第一期はとくに枝先地区においてあらわれ、それは大正時代から昭和一

八年までに続く時期である。すなわち日露戦争後、鉄鋼需要が急増し、八幡製鉄は第二期計画（明治四三〜大正五年）に入るが、工場用地としては、製鉄所敷地の東北部が主として利用されはじめた時期である。

「特に安田製釘工場の敷地約二万坪の埋立は、これまで、東門中心に動いていた八幡商工界を北部へと拡大することになり、全くの僻地で人家もまばらであった枝光地区の開発がこれを契機として始められる要因となった。さらに重要なことは、安田製釘による運河、船溜、道路、排水溝、架橋等の近代的な工場建設は、これまでの湿田と荒地が工場街となりうることに実証となり、決定的には第二製鋼工場を中心とする八幡製鉄所東北部への拡張が、それに関連する中小企業群を引き寄せ誘い水になった。こうした工場建設の空気を統みとった枝光地区の農家達が、安田製釘工場の北側に約三万坪の耕地整理を行い（大正二年七月〜同二月）、これが数年を経ずして大正五年頃より次第に工場敷地に転化されていくわけであるが、これが後の東雲町、港町、横町となり、特に港町は工場街として北部枝光商工界の中心となるに至った。」⁽¹⁾

大企業の工場ができれば、その建設・修理や下請関連等で中小工業が立地してくるのは資本制生産における一つの法則であるが、このことは、八幡における工場街形成の第二期においてもあてはまる。その第二期は、昭和一五年頃から現在にいたるまでの時期であり、それは黒崎工場街の形成となってあらわれる。

黒崎工場街の経済的形成要因としては、

「一、枝光地区に於ける旭硝子の拡張により、立地的に土地の狭隘を招来したこと。
二、洞海湾西部の埋立に伴い、相対的に西部へ比重が傾いたこと。

三、製鉄所第三製鋼場及び西八幡工場（旧九州製鋼）の新設により、製鉄所の工場拡張が西部を指向していたこと。

四、安川電機の好況と、三菱化成の黒崎工場建設（昭和一〇〜一五年）により、工場敷地に適する西部に広大な

埋立地区が存在していたこと。

五、東部地区が既に工場街としての限界にあるという判断が一般業者にあったこと。

六、都市計画に基き、西部地区が工業地域として指示されたこと。⁽³⁾(傍点「杉野」があげられている。

「黒崎南部即ち鹿児島本線より南側にあたる南陣山、久喜町、紅梅町一帯に工場が本格的にできはじめたのは昭和六年以後と見ることができ。それも西部、即ち紅梅町の方が久喜町より一步早かった。というのは、黒崎窯業に関連する企業より、安川電機との結びつきによる企業が多い⁽⁴⁾ことを示すものである。」

「西通町筋(電車通)以南の久喜町、紅梅町、南陣山町に工場ができはじめたのは昭和一三年から第二次大戦へかけてからであった。」⁽⁴⁾

昭和一三年頃の工業関係の企業を業種別にみると、電機・モートル部品関係一二社、電機・その他各種機械六社、農機具・刃物三社、合金鑄造二社、練炭二社、その他三社の合計二八社となつて⁽⁵⁾いる。この二八社は当時八幡における全工場九〇のうちの約三一パーセントにあたるものであり、内容的にみると、安川電機の下請関連の強さが指摘しうる。

戦後は黒崎を益々工場街として形成させていくことになるが、

「昭和二六年度……(八幡市内の「杉野」全工場数一〇五のうち黒崎は約六五パーセント以上を占め、そのなかで半数が、西通町筋以南に位置をしている。この関係は現在(昭和三九年度)も変わらず、黒崎地区としては益々工場の集積率を増し、西通町筋以南と北(築地町)との比率は余り大差なく、増加数は黒崎西部から陣原、折尾にかけて移動をはじめている。その理由は西通町筋を含めてその以南の地区は住宅地に取り囲まれ、工場敷地の余地が無くなつて、からであり、道路網の発達と奥洞海の整備によって黒崎西部がより有利な立地点となりつつあるからである。」⁽⁶⁾(傍点「杉野」)

かくして、昭和三五年以降もはやこの黒崎における中小工業の立地は飽和状態となり、新しい立地動向が展開されることになる。

「久喜町、紅梅町、南陣山一帯に住宅街がびっしりと空間を埋めつくし、そのなかにあって工場は騒音、悪臭、油煙など経営外部との接触の面で色々な問題を惹起するようになった。特に、工場拡張の計画上重大な壁に突き当り、経営内部的にも敷地、設備上支障を招来し、その時点に於て「工場移転」が始まるのである。」⁽⁷⁾

こうしてはじまる工場街形成の第三期は、折尾周辺地区の国道三号線と一九九号線に沿った地区でおしすすめられている。なおこの地区では、これを局地的にみるかぎりにおいていまなお過密状況とはいいきれないが、この状態がいつまで保ちうるかは、これまでの歴史的経過からみて、もはや時間的な問題となりつつある。

中小工業の発展は、もとより基本的にはその内部的資本蓄積にもとづくとはいえ、そしてそれは独占からの収奪によって発展の制約をうけているが、こうした歴史的経過のなかからも察せられるように、工場周辺部に拡張すべき工業用地の欠如という条件によっても中小工業の発展は制約されているのである。⁽⁸⁾つまり、旭硝子の拡張と周辺部の独占的土地利用は枝光地区の中小工業の発展を阻害せしめている。かつまたその解決策としての黒崎方面の工場街の形成は、たしかに独占的大企業とのあいだの土地利用上の矛盾関係は直接的なかたちではあらわれていない。しかしながら、この地域における中小工業は住工混在という資本主義的土地利用の無政府的性格にもとづく矛盾によって、その発展が阻害されている事実はここでも明確に捉えることができるのである。

こうした歴史的状況は決して過去にのみ属することではない。北九州における臨海埋立地はほとんど独占資本のための工場用地、輸送倉庫関連用地として利用されるだけで、中小資本のための工業用地として利用されない。

このことが、ひいては、北九州の各地区でみられる住工混在という問題を有効に解決することをきわめて困難にしているのである。しかも、地元中小工業者にとっても、低利、無担保、長期分割払といった工業用地購入資金が確保されるならば、工場団地のような集团的形態でもって臨海部に進出することは決して困難ではないし、またそのような土地利用の方向が考えられねばならないのである。

- (1) 『八幡商工会議所全史』、前出、二四七ページ。
- (2) 同右、二五一ページ。
- (3) 同右、二七一ページ。
- (4) 同右、二七二ページ。
- (5) 同右、二七二～二七三ページ。
- (6) 同右、二七三ページ。
- (7) 二八一ページ。
- (8) ちなみに、北九州の中小企業三九六企業においては、「一企業平均六七一坪、うち自有地は五六・五パーセント、借地四三・ニパーセント、過剰四八坪、不足坪数五九坪、差引一一坪不足となっている。」(福岡県、福岡県商工会議所連合会『福岡県商工要覧』、昭和三五年、二〇一ページ)、もっとも、この数字からはどれだけの中小企業が拡張用地の不足を訴えているかわからない。

第五節 商業的土地利用

われわれは大企業の独占的土地利用が商業の土地利用にどのような影響を及ぼすかみておきたい。一般的にいえば、工業用地が増大していけば、工場が誘致され、それにもなって人口も集中する。この人口集中は地域的

第32表 北九州における人口動態

	総人口 (千人)	自然 増加率	社会 増加率
昭和36年	1,000	11.3	10.7
“ 37年	1,023	11.4	11.6
“ 38年	1,032	11.1	3.6
“ 39年	1,036	12.3	0.0
“ 40年	1,042	13.6	△ 2.5
“ 41年	1,047	8.9	△ 5.7
“ 42年	1,053	13.7	△10.2
“ 43年	1,050	13.4	△14.6
“ 44年	1,050	13.7	△14.6
“ 45年	1,042	—	—

資料：『計画ハンドブック』，1971. 北九州市
企画局，4～5 ページ。

消費力を増大させる。さらに購買力が増大すれば、それに対応して商業地も拡張されるであろう。また工業生産力が高まれば製品の移出入量が増え、それをとり扱う商社、商店の活動も広がるであろう。

ところが、すでに本章第一節の第二二表でみておいたように昭和三六年から昭和四六年にかけての期間に、北九州における商業用地はほとんど変化していないのである。ということは、さきに述べた工業立地の拡大にともなう必然的に商業地も拡大するという一般的な考え方は、北九州においては適用できないということである。

つまり、そこでは検討すべき若干の問題が生じてくるのであって、その第一は、工業用地の拡大にともなう、北九州では人口が増加してきたのかどうか、第二に、人口動態の分析とあわせて消費力が上昇したかどうか、第三に北九州商業にとつての市場構造、こうした点について検討しておかねばならない。

この時期に照応した北九州における人口推移指数は次のようになっていゝ（第三二表参照）。

この表をみて気づくことは、総人口は僅かながら増加しているが、工業化にともなう社会的人口増、つまり社会増加率は昭和三九年以降マイナスであり、むしろ地域外へ人口流出の状況にあるという事情である。その結果、昭和四二年以降、北九州市の人口は減少傾向をたどっている。つまり、この要因からみるかぎり、商業用地の拡張する動機はある程度否定される。次に、北九州市における商店数、従業者数、年間販売額は次のとおりである（第三三表）。

商店数は微増してはいるが、年間の総販売額の上昇率ははるかにそ

第33表 北九州における商店数・従業者数・年間販売額

年次	商店数	従業者数	年間販売額			
			総販売額	一店あたり販売額	物価指数調整一店あたり販売額(A)	物価変動調整一店あたり販売額(B)
		人	億円	万円	万円	万円
昭和35年	14,344	62,511	2,685	1,872	2,057	4,212
“ 37年	14,327	65,634	3,671	2,562	2,740	3,843
“ 39年	15,437	77,387	5,088	3,296	3,473	3,708
“ 41年	16,121	80,175	5,426	3,366	3,221	3,029
“ 43年	15,878	80,080	6,455	4,065	3,517	3,048

資料：『計画ハンドブック』，前出，6～7ページ，26～27ページ。

れをうわまわる。そのことは一店あたりの平均販売額に端的に表わされている。ところが実質的な貨幣価値でしめされる販売額としてみようとするれば、物価指数で除してみる以外に手が無い。とするなら、北九州における物価上昇率がはたして適確に捉えられているかが問題となる。総理府統計局による北九州の物価指数は、昭和三七年から昭和四三年に至る期間に二四パーセントの上昇となつており、この数値でいけば、年々三・二パーセント程度の上昇率になる。この物価指数をもとに昭和四〇年を一〇〇として算出した販売額が表の(A)である。しかし、このような物価上昇率は生活感覚としても納得しえないし、昭和三五年頃の大学卒の初任給がおよそ一万二、〇〇〇円で、同四三年頃のそれがおよそ三万六、〇〇〇円であったことからわかるように、この高度経済成長期における物価騰貴は異常ですらあったのである。そこで、この後者の初任給をベースとして物価指数を得、昭和四〇年を一〇〇とした実質的な販売額の推移を求めたのが(B)である。

一店あたりの販売額を(A)でみれば、昭和三五年から三九年にかけて販売額の急増があり、その後四三年までは停滞している。また(B)を使つてみると、昭和三五年以降、北九州における一店あたり実質販売額は減少傾向をたどり、とくに昭和三九年から四一年にかけては、ほぼ二〇パーセントの激減を示している。

第34表 七大都市における宅地面積 (昭和46年1月1日)

都市名	宅地総数	商業地	工業地	住宅地	その他
東京※	287,709,900 (100.0)	30,481,500 (10.6)	37,831,900 (13.1)	218,654,500 (76.0)	742,000 (0.3)
横浜	125,389,618 (100.0)	4,190,988 (3.3)	25,964,081 (20.7)	89,163,554 (71.1)	6,070,995 (4.8)
名古屋	103,195,847 (100.0)	8,533,560 (8.2)	19,848,681 (19.2)	58,824,589 (57.0)	15,989,017 (15.4)
京都	61,425,328 (100.0)	6,603,904 (10.8)	12,400,508 (20.2)	29,247,601 (47.6)	13,173,315 (21.4)
大阪※	96,582,956 (100.0)	13,231,667 (13.7)	27,545,466 (28.5)	55,805,824 (57.8)	—
神戸	52,633,000 (100.0)	2,285,000 (4.3)	9,507,000 (18.1)	33,032,000 (62.8)	7,809,000 (14.8)
北九州※	77,340,000 (100.0)	2,980,000 (3.9)	24,777,000 (32.0)	38,380,000 (49.6)	11,203,000 (14.5)

※印の都市には法定免税点以下は含まない。

資料：『大都市比較統計年表』、昭和45年、大都市統計協議会、2ページ。

北九州における工業立地と土地利用問題 (杉野)

この(A)と(B)という二つの計算方法によって結果は相当異なるが、昭和三九年以降については購買力は停滞ないし、減退しているという点では一致している。

北九州においては、工業用地は拡大されたが、しかし、それともなつて人口の地域流入はなく、むしろ人口流出があり、昭和三九年より地域における実質的購買力は停滞しているという一応の把握ができるのである。

つまり、その結果として、土地利用についていえば、北九州における商業用地は昭和三五年か三六年にかけて一時的に増大するが、それ以後停滞しているというこの原因は、工業用地の拡大があったにもかかわらず、他地域からの人口流入はなく、地域購買力が上昇しなかつた為とみなされる。

では、この北九州における商業的土地利用の面積は、他の大都市と比較してどのような特徴があるのかみておこう。

いま宅地面積を一〇〇とすれば、北九州における工業用地比率は、三二と最大であり、その反面、商業用地は三・九、住宅地四九・六といずれも最低の割合を示している。とくに、工業用地を

第35表 工業用地を100としたときの商業用地比率
(七大都市)

北九州	横 浜	神 戸	名古屋	大 阪	京 都	東 京
12	16	24	43	48	53	81

:第34表より加工したもの。

一〇〇として商業用地の相対面積をみると、北九州では僅か一二となり、この数字は他のどの大都市よりも低い。

とはいえ、このことから北九州の商業用地は、この工業用地の拡大のために狭小となっているのだという結論を引き出すのは早計である。つまり工業用地との機械的な関係だけからみれば、こうした結論が出るとしても、土地利用としては、その地域全体からみて、商業用地としての利用がどうなっているのかという視角をもつ必要があるからである。ところで、田、畑、山林原野なども含めた総面積(課税対象地)に対して商業用地が占める比率からみれば、北九州はその土地利用として特別なかたちを示すわけではない。

つまり第三六表からみるかぎり、商業用地比率の大きいのは、日本を二分する東京、大阪という大経済圏の中心地であり、それにつづいて中部経済圏の中心地としての名古屋である。それ以外の地域は、いわば副次的な地方市場圏を構成している地域であって、そのかぎりでは、商業用地の広

さは、工業用地との関係よりも、むしろ商業圏あるいは市場圏というものに規定されているように思われる。問題はこの商業圏というもののおおきさがどのようにして規定されるかということになるが、少くとも商品流通に規定されている以上、商業の規模や性格によってきまってくるのである。つまり商品の年間販売額の中で、卸売業、小売業、飲食店のう

第36表 総面積を100としたときの工業用地および商業用地の比率 (七大都市)

	工業用地	商業用地
東 京	10.7	8.6
横 浜	8.4	1.3
名 古 屋	9.5	4.1
京 都	3.8	2.0
大 阪	26.4	12.7
神 戸	3.6	0.9
北 九 州	10.6	1.3

資料:「大都市比較統計年表」, 昭和45年, 前出, 2ページ。

第37表 商業年間販売額にしめる卸売業、小売業、飲食店の比率（七大都市）
（年間販～額=100）

	卸売業	小売業	飲食店
東京	90.3	8.1	1.6
横浜	64.0	32.1	3.9
名古屋	91.0	7.9	1.1
京都	75.2	22.2	3.6
大阪	92.6	6.2	1.2
神戸	76.0	21.1	2.7
北九州	70.7	26.4	2.9

資料：「大都市比較統計年表」，昭和45年版，74～77ページ。

停滞的性格をもたせることになるのである。

さらにつきつめると、卸売業が少くないということは、北九州における産業構造が原料素材供給型であり、この原料素材の販売は本社を通じておこなわれるため、地元の小売業とは無縁的存在になっていることに注意しておく必要がある。こうした生産と販売との地域関連の欠除こそ、北九州における商業の発達を停滞させ、結果として商業用地の狭少性を形成しているのだと考えねばならない。⁽²⁾

したがって、工業用地の巨大化が商業用地の、かつまた売場面積の狭小性を直接的に作りだしているとは考えることはできない。とくに売場面積については、土地価格が決定的に重要であり、この土地価格は、工業立地による土地狭隘化とは直接的関係はない。つまり、工業用地としては昭和四六年で坪当り二万円程度までであ

ち、広域にわたって販売対象地域とする卸売業の占める比率が大きければ大きいだけ、それだけその都市商業の圏域は大きいことになり、そのことが商業用地としての土地利用の大きさを規定してくるからである。

第三七表からもあきらかなように、その都市の商業的性格が明らかになり、商業用地比率の大きな都市は、卸売業がいずれも九〇パーセント以上になるという特殊の姿態をとっている。とすれば、北九州における商業用地の狭隘さは工業用地との対比の結果よりも、まずもって、その地域的消費力の狭隘性によるものであり、しかも、その市場構造として広域性をもたないことが、卸売業を少なくし、その結果として商業用地を小さくかつ

り、地価がそれよりはるかに高い商業用地を工業用地へと転化させる論理は働かないからである。

そして土地価格、とりわけ商業用地価格は、消費人口の集中を背景とした売上高、そして利益率に規定される。

だから売場面積の広狭は年々における人口流入によってかなり規定されるが、商業資本の蓄積や店舗の腐朽性ともかかわって歴史的な規定も無視することができない。ちなみに、北九州における小売業の売場面積は大都市のなかで最大であるが、一平方メートルあたりの販売額は逆に最低である(「第三八表参照」)。

さて、八幡地区には、昭和三九年に集団的店舗を形成している小売市場が四九ヶ所あるが、このうち店舗数ならびに敷地坪数のでている三六ヶ所についてみると、合計店舗六〇九店で、敷地面積で、四、五五八坪、したがって一市場あたり店舗数は一七店平均となり、かつ一店舗あたりの平均坪数は七・五坪でしかない。ちなみに昭和一〇年頃の八幡の西本町にあった「想い出の店」として『八幡商工会議所全史』は、九四店舗をあげている。⁽⁴⁾これらの店舗の開業年は、明治期二〇店、大正期三九店、昭和期三五店となつて、年代との関連からいえば、大正期に開業した店舗が多い。このことは、工業の発達にともなう人口集中とそれに照応した小売業の発達という一つのシエーマを立証しているとも考えられるが、ここでは、戦前における小売店の敷地面積をみておこうと思う。この九四店舗の総坪数は、二、〇一七坪であり、一店舗の平均坪数は約二二坪である。

第38表 七大都市小売業売場面積 (昭和45年, 単位100万円)

	小売業数	売場面積 (m ²)	年間販売額	平均売場 面積(m ²)	1m ² あた りの販売額
東京	112,297	3,892,853	2,799,604	34.7	0.719
横浜	23,684	1,055,055	544,695	44.5	0.516
名古屋	31,516	1,598,269	654,586	50.7	0.410
京都	23,450	917,092	392,377	39.1	0.428
大阪	50,164	2,019,935	1,175,090	40.3	0.582
神戸	17,450	728,670	341,091	41.8	0.468
北九州	13,634	700,485	227,840	51.5	0.325

資料:『大都市比較統計年表』, 昭和45年, 74~77ページ。

「平均売場面積」および「1m²あたり販売額」は杉野が算出した。

第39表 旧八幡市における店舗面積の推移

年次	坪数					計
	3坪以下	6坪以下	10坪以下	10坪以上	不明	
昭和14年	20.6	26.8	23.4	19.5	9.7	100
昭和25年	23.3	34.6	19.0	19.0	4.1	100

資料：『八幡商工会議所全史』，前出，400ページ。

これらの店舗の中には中本呉服店三〇〇坪、高村百貨店一二〇坪が含まれており、これら両店舗を除いた、平均坪数でも、一八坪となる。

またこの西本町につづいて発達してきた八幡の中央町に昭和一〇年頃にあった店舗として六七店舗があげられているが、そのうち坪数の不明な二店舗を除いた一店舗あたりの坪数は一八坪強であり、さらにウサギ屋（二五〇坪）、田中洋反物店（九五坪）、大山洋服店（六〇坪）の三店を除いた六二店舗の総坪数は八九

坪で、一店舗あたりの平均坪数は一四坪強となっている。

時期的にみれば、昭和一〇年頃西本町商店街とそれから五程おくれて発展してきた中央町商店街とを比較してみると、後者では一店舗あたりの坪数に「減少」がみられる。これらの坪数は現在（昭和四五年）の北九州における平均売場面積一五・六坪からみれば、まだ広い方であったのではないかと思われる。なお、八幡に関していえば、戦前（昭和一四年）と戦後（昭和二五年）における店舗坪数を比較した資料があるが、一店舗あたりの坪数は戦後減少している。

もっとも、昭和三八年頃における八幡の「市場」にある店舗坪数は七・五坪ときわめて狭いが、これは個々の有名独立店舗といわゆる「市場」内の集団店舗という規模の差を考えた方が妥当であろう。

おわりに、工業立地と商業用地との関連からいえば、工業立地の結果、地域に消費力のあ

つく性格のものかどうかという媒介項を入れたうえで商業的用地利用の広狭が問題となるのである。たとえば一坪あたりの売上額を問題としたばあい、北九州は東京の四五パーセント、大阪の五五パーセントでしかなく、売場面積は広くても、それだけの売上高をあげえないのである。したがって全国的視角からこの店舗の広狭を検討するとなれば、利潤率（利益率）の地方的な差異といった点までも含めて考察を深めていく必要があると思われる。したがって、売場面積については、さらに多様な諸条件を入れて考えていかねばならない。したがって工業立地と売場面積の広狭とは直接的には結びつかないのである。

(1) 『計画ハンドブック』（一九七一年、北九州市企画局、二六～二七ページ）。

(2) 『八幡商工会議所全史』（前出）では次のように述べられている。

「北九州工業地帯がわが国工業界の主導的地位にあるのに比べると、商業部門に於ては中央に遅れること二〇～二五年であった。それは工業が余りにも大工場に偏し、関連工場が育成されなかったことから、産業構造に“いびつ”さをきたし、ために商業もその影響を受けたものと思われる。例えば、八幡四大工場の殆んどは従業員の福利厚生施設としての“購買会”を持ち、市中商業との接触は専ら物品販売業以外のものによって占められるといった恰好になつてしまつたのである。例えば、鉄鋼屋は殆んど中央資本に占められ、化学製品に就ても直接メーカーから関係間屋を経て二次的ぐらゐに地元商人の手を経てるのが実情である。従つて八幡に於ける商業といへば、飲食関係、衣類、日用品雑貨、食料品等生活関係の部門が殆んどで工業製品の配給部門を担当することはなかつた。」（一八六ページ）

(3) 『八幡商工会議所全史』、前出、四一六～四一七ページ。

(4) 同右、四二九～四三〇ページ。

(5) 同右、四四四～四四五ページ。

第六節 地域住民と土地利用

これまでは地域における諸産業が大企業の独占的土地利用によってどのような影響をうけるかについてみてきたが、次にわれわれは地域住民の土地利用にどのような問題を生じせしめているかをみていきたい。

企業は、それが無人工場でないかぎり、それを稼働する労働力を必要とする。その必要とする労働力が多ければ多いほど、労働力人口の地域集中を惹起させることになる。だが、以上のことは、技術的条件としてのみいえることであって、それ以外にその企業の賃金や労働条件、あるいは

立地する周辺地域の生活条件などの社会的諸要因によって、労働力が集中してくるかどうかが強く規定されるのである。

企業立地が急激におこなわれた典型的な一例として、われわれは戸畑における久原製鉄の事例を知っているが、そのばあいの労働力の集中状況は次のようであったと伝えられている。

「当時は久原製鉄と東洋製鉄が合併した砌りではあり、新聞宣伝に花が咲いて、戸畑には黄金の雨が降って居るものやりに思ひ込んで祖先伝来の田畑迄売払って、戸畑へノ戸畑へと流れ込んで来る人が夥しいので家は忽ち払底して、多くは二階借りをするという状態。それで一日平均一四、五戸から最も多い日には三〇戸の新家が竣工すると云ふ素晴らしい大景気であった。」⁽¹⁾

第40表 戸畑における本籍・出寄留・寄留人口推移

	本籍人口	出寄留人口	寄留人口	計
明治36年	3,574人	208人	1,038人	4,404人
40年	4,151	349	2,048	5,850
44年	5,099	499	3,427	8,027
大正4年	6,316	837	8,844	14,323
5年	6,618	885	11,431	17,164
6年	6,947	841	12,747	18,853
7年	7,481	1,047	16,627	23,061
8年	8,336	1,187	22,200	29,349
9年	8,997	1,418	23,825	31,404
10年	9,670	1,569	25,776	33,877
11年	10,129	1,836	26,847	35,138
12年	10,589	1,983	28,218	36,824

資料：『戸畑市史』，第二集，前出，491～492ページ。

その頃における戸畑の人口は第四〇表のように推移している。

この表からわかるように、本籍人口と寄留人口の比率は大正四年に逆転するが、それ以後大正一二年まで、本籍人口は約六八パーセントの増加に対して寄留人口は約二二九パーセントの増加であり、両者の比は、一對二・

六六となつてその差は拡大している。また久原製鉄が設立された後の大正六年では戸畑からの出寄留人口が一時的に減少していることも、いかに戸畑の景気が良かったかの一現象として見のがせない事実であろう。こうした戸畑の状況であつたから、宅地は拡大する一方であつた。〔第四一表〕

この表からわかるように、大正六年から八年にかけて宅地面積はいちじるしく増加し、この三年間の増加面積は戸畑の大正三年における宅地面積の七四パーセントにも達するものであつた。しかも、東洋製鉄(久原製鉄)の社宅地を加えれば、増加した宅地は一四二、八九二坪で、九七パーセントとなり、ほぼ等しいだけの宅地が、この僅か三年間で新たに造成されたことになる。

だが問題はこのようにして急増してきた宅地がはたして住宅用として適するものであつたかどうか、また地価との関係で一

第41表 戸畑における宅地面積推移

年 別	台 帳 面			実 際 利 用		
	総面積	前年ニ比較		総面積	前年ニ比較	
		坪	増		歩	増
大正3年	147,299	10,127	0.69	—	—	—
“ 4年	150,810	3,511	0.23	—	—	—
“ 5年	158,620	7,810	0.49	—	—	—
“ 6年	192,798	34,178	1.77	386,028	49,368	1.28
“ 7年	231,105	38,307	1.66	438,826	52,798	1.20
“ 8年	268,313	37,208	1.39	479,552	40,726	0.85
“ 9年	276,343	8,030	0.29	503,280	23,728	0.47
“ 10年	278,159	1,816	0.07	506,184	2,904	0.06
“ 11年	278,803	644	0.02	525,986	19,802	0.37
“ 12年	283,266	4,463	0.16	547,106	21,120	0.39

備考 本表中實際利用面積ハ免租地中東洋製鉄社宅地新開免租年期中ノ土地ニシテ事實宅地トナレルモノ第二第三市街割成功地ニシテ宅地ノ現況ヲ為セルモノ其他開墾年期中又ハ交換手續未了ニシテ實際宅地ニ利用セルモノ等ハ総テ調査掲上セリ
資料：「戸畑市史」，第二集，前出，493ページ。

戸あたりどの程度の敷地面積をもち、その自然環境をはじめ、周辺部にどのような文化・娯楽・衛生等の公共施設があったのか、その点の検討は、いまの段階では問題として指摘することとどめておきたい。

ただ戦前の（昭和一三年頃）の北九州における住宅環境としては、そして現在でもその状況はいっそう激化しているのであるが、次文章が端的に表現してくれる。

「下関方面から見た門司の夜景が美しいのは、△断層崖下の崖錐や、小溪による扇状地の上に這ひ上った階段状市街▽から放つ電燈の關係である。これの模式的なものは寧ろ八幡かもしれない。」⁽²⁾

地理的現象としては、美しくみえるこの夜景も、経済的にみれば、狭隘な谷間や危険な崖にへばりついて建っている劣悪な住宅事情の反映なのである。しかも、そうした地形的な意味での危険性とならんで、都市計画上からみた住居区域としても、きわめて雑然とした市街地の形成が、北九州における一つの特徴となつてあらわれてきているのである。

さて、一般的にみると、北九州における企業立地と宅地造成にかんするこうした状況は、大正期から昭和にかけて急速にすすみ、この状況は昭和三五年以降今日にまで及んでいる。第二表からも明らかのように、昭和三五年（一、九七四万平方メートル）から昭和四六年（三、八三八万平方メートル）の一二年間で約二倍に拡大している。

この拡大規模は工業用地の拡大規模とほぼ同等であるが、人口増加率が、昭和三五年から四五年にかけて約五パーセント程度の上昇であるから、そのかぎりにおいて住宅用地事情は相対的には緩和されつつあるのかもしれない。もつとも、全国七大都市のなかでは、第三四表からもわかるように、住宅地の宅地にしめる比率では、四九・六パーセントで、京都の四七・六パーセントについて低い比率でしかない。かつまた、工業用地とちがって土

第42表 北九州における地区別校区人口動態内訳
(昭和35年～45年)

人口動態	区 別	門 司	小 倉	八 幡	戸 畑	若 松
3,000人以上増		2	10	9	1	1
1,000人以上増		3	8	1	1	1
1,000人以内の変動		5	13	7	4	3
1,000人以上減		7	1	8	1	3
3,000人以上減		2	4	9	3	2

資料：『計画ハンドブック』, 1971, 北九州市企画局, 49～67ページ。

地価格の上昇率は一七～一八倍（昭和二八年から四七年まで）にも達していることは、住宅地の確保がとりわけ本線地区では困難になっていることを示している。

北九州における人口動態を行政区別にみると、昭和三五年から四五年にかけて人口の増加があつたのは小倉区と八幡区だけであり、門司、戸畑、若松の三区はいずれも減少している。さらにこうした行政区の内部を小学校区別にみると、増加している区でも人口減少している校区があり、逆に減少している区でも人口増加のいちじるしい校区がある。小学校区といえども、その面積にはひどく広狭の差があるが、この一〇年間に於ける人口動態を念頭において地区別に作表してみたものが次の表である（第四二表）。

そこで、人口減が三、〇〇〇人以上の校区についてみると、門司では大里柳、小森江西の二校区、小倉では米町、小倉、中島、清水の四校区、八幡では、高見、槻田、山ノ口、八幡、平原、陣山、城山、黒崎、香月の九校区、戸畑では、戸畑、浅生、三六、の三校区、若松では若松、浜町の二校区となっている。

これらの小学校区は、香月を除いていわゆる「本線地区」に位置するものであることに注意しなければならぬ。つまり、本線地区における人口減少の原因はなにか、それは土地価格や土地利用形態とどういふ関係があるのかということが残された研究、分析課題となる。

つづけて、人口急増地域についてみると、門司では、西門司、萩ヶ丘の二校区、小倉では、日明、井堀、南小

倉（含南丘）、寿山、足原、霧ヶ丘、北方（含若園）、徳力（含広徳）、葛原、吉田の一〇校区、八幡では、高槻、穴生、萩原、引野（含竹末）、上津役（含大原、塔野）、永大丸、則松（含折尾西）、池田、楠橋の九校区、戸畑では大谷の一校区、若松でも小石の一校区である。

これらの小学校区については、いずれも本線地区の周辺地域とりわけ交通の便利な日豊本線、筑豊電鉄に沿うような姿で、小倉では東南部へ、逆に八幡では西南部へと外延的に展開している。また一方では本線地区内の山地部での人口増も一つの特色となっている。例外的にみれば、西門司校区は本線地区にありながら、いわばその中でも開発のおくれた校区であったし、それ以外の本線地区にある萩ヶ丘、日明、井堀、高槻、大谷などの校区は、山地という自然的条件によって宅地化の遅れた校区であった。

こうしてみると、本線地区における人口減少に対比したかたちで、現象的には、本線地区の危険な山地や国道一〇号、国道二一一号に沿いつつ、楠橋や曾根方面の平坦地における集中的人口増となつてあらわれてきている。いふならば、北九州市域における人口動態のドーナツ現象とスプロール現象の同時的なあらわれである。

地域住民の公共的生活に関連して問題になってくると思われるのは、学校の敷地面積と位置である。学校のなかでも、各地域で共通性をもつのは、小・中学校である。高等学校や大学ともなれば、その高校や大学自体がもつ歴史的伝統や国・公・私立などといった特殊な問題も関連してくるので、その敷地面積とその位置を工業用地の拡大とかかわらしめて直接論ずることはきわめて困難である。

そこでいま、小中学校という義務教育段階で、それらの敷地面積が北九州でどうなっており、全国の他都市と比較してどういう特徴があるか検出してみよう。

第43表 主要都市における小中学校敷地面積

昭和47年5月現在

		学校数	生徒数	学校敷地面積 総面積 m ²	1校あたり敷地面積 m ²	生徒1人あたり敷地面積 m ²
東京	{小中}	837	651,852	6,708,859	8,015	10.29
		377	252,771	4,017,714	10,657	15.89
横浜	{小中}	193	193,465	2,222,094	11,513	11.49
		74	67,689	1,196,295	16,166	17.67
名古屋	{小中}	199	182,462	2,226,793	11,190	12.20
		74	70,851	1,323,196	17,881	18.68
京都	{小中}	174	105,174	1,498,259	8,611	14.25
		82	44,565	747,151	9,112	16.76
大阪	{小中}	269	245,976	2,448,871	9,104	9.96
		106	103,653	1,492,549	14,081	14.40
神戸	{小中}	120	110,027	1,055,449	8,795	9.59
		53	44,070	683,199	12,891	15.50
北九州	{小中}	121	95,275	1,644,851	13,594	17.26
		62	45,543	1,018,783	16,432	22.37
千葉	{小中}	58	49,298	953,930	16,447	19.35
		26	17,478	557,390	21,438	31.89
川崎	{小中}	86	82,506	1,149,038	13,361	13.93
		37	29,755	740,808	20,022	24.90
倉敷	{小中}	55	33,933	799,079	14,529	23.55
		25	14,873	463,274	18,531	31.15
福山	{小中}	39	24,886	479,367	12,391	19.26
		17	11,559	301,113	17,713	26.05
広島	{小中}	58	46,647	783,045	13,501	16.79
		21	18,495	388,219	18,487	20.99
福岡	{小中}	87	73,101	1,356,605	15,593	18.56
		40	31,635	836,077	20,902	26.43
熊本	{小中}	53	40,976	766,968	14,471	18.72
		22	19,874	477,314	21,696	24.02

資料：『大都市比較統計年表』，昭和45年，前出，なお七大都市以外は昭和47年11月「大都市における土地利用調査」結果による。

次の表は最近における小学校・中学校の敷地面積を示したものである〔第四三図〕。

北九州市における小中学校の敷地面積は、他の六大都市に比すれば、学校一校あたりでも、生徒一人あたりでも敷地面積は広いが、他の地方都市に比べれば相対的に狭いという、丁度その中間接点にある。いってみれば、日本の大都市としては学校の敷地面積それ自体としては余り問題はないように思われる。ところが、これらの小中学校

の位置という点からは相当問題がある。その一例は門司区における多くの小中学校のように、山地や谷間に立地していることである。⁽⁴⁾ そのために通学が不便であるという難点もあるが、崖崩れや山津波にあらう危険性があること⁽⁵⁾、上水道の不便（断水）などの問題が当然のこととして生じてきている。

第44表 主要都市における公園面積

	公園総数	公園面積	人口	総面積 (千m ²)	面積に 対する比 率(%)	一人あた り公園面 積(m ²)
東京	701	8,368,156	8,623,225	577,000	1.45	0.97
横浜	330	2,256,537	2,173,469	421,310	0.53	1.04
名古屋	298	6,570,900	2,018,930	325,660	2.02	3.25
京都	245	1,869,709	1,426,245	610,610	0.31	1.31
大阪	415	4,488,000	2,952,919	205,600	2.18	1.52
神戸	250	3,667,693	1,253,160	537,180	0.68	2.93
北九州	376	3,263,300	1,076,438	465,630	0.70	3.03
千葉	167	1,763,000	471,086	248,070	0.71	3.74
川崎	136	969,200	929,872	130,010	0.74	1.04
千代田	57	479,000	345,140	286,370	0.16	1.39
福岡	115	653,890	248,282	214,920	0.30	2.63
広島	102	1,254,500	547,878	153,840	0.81	2.29
熊本	143	2,196,000	824,676	254,480	0.86	2.66
熊	122	1,619,500	434,596	171,720	0.94	3.73

資料：昭和47年11月に行なった「大都市における土地利用状況調査」結果より算出。

他の一例は、市街地内にある八幡の小中学校がひどい公害に悩まされていることである。それは煙害、ガス害をはじめ、騒音、悪臭など多方面に及んでいる。小倉、戸畑、若松といえども決して例外ではない。

つまり、北九州市域の小中学校はその敷地面積としてはともかく、その位置からくる不便さや危険性あるいは公害といったことに悩まされているのである。

次に市民の日常生活に関連がある土地利用の問題として、公園についてみておこう。公園面積を全国の主要都市と比較してみると、第四四表のように、昭和四五年で七大都市中第四位であるが、一人あたり公園面積は北九州市は三・〇三平方米で、名古屋の三・二五平方米に次いで第二位である。また他の主要な工業都市と比較してみても、千葉の三・七四平方米に続いて北九州市は比較的上位にある。ところで土地利用のうえからは全市域面積のなかで公園面積がどれだけ占めるかということが問題となるが、この点では北九州市は総面積中、僅かに〇・七%を占めるにすぎず、これは大阪(二・一八%)、名古屋(二・〇二%)に比しては勿論、東京(一・四五%)に比しても約半分の規模ではない。つまり土地利用からみて北九州市域における公園

面積比率は、日本における三大都市にはほど遠いということが検出されるのである。

とはいへ、京都(〇・三二%)、横浜(〇・五三%)あるいは倉敷(〇・一六%)、福山(〇・三〇%)などと比べると、北九州市の〇・七%はさほど低い数字ではないことがわかる。しかしながら、京都には御所をはじめ、鴨川河川敷などはもとより、嵯峨野などのようにその周辺地域はほとんど公園と称してよい地域であり、倉敷や福山などでは周辺地域の田園が公園にかわる役割を果たしているものと考えられる。このようにみても、たんに数字のうえからだけではなく、その都市域との関連で公園というものを考えていかねばならない。北九州市の公園について具体的にみていけば、市街地域には、小規模な児童公園を除外すると、門司の老松公園と小倉の城内公園がある程度である。つまり、その他の地域には夕食後にふらりと散歩できるような平地の公園はない。むしろ北九州市域の公園は、その自然的条件に規定される点もあるが、一般的には山地公園が多いのである。門司の和布刈公園、清滝公園、貴船公園、小倉の手向山公園、安部山公園、到津遊園、八幡の帆柱公園、戸畑の菅原公園、金比羅公園、都島展望公園、若松の高塔山公園などすべて山地か山地の谷間にひらかれた公園である。これからみても北九州市域の公園は平地にはほとんどないといつてよいであろう。それは土地利用の上からみて、平地は工業が優先的に利用し、商業用地がそれに付随し、したがって住宅地とそれにもなう学校、公園などの市民が日常的に利用する公共施設が、すべて山地方面へと追われていったという歴史的経緯を地理的に表現しているのである。しかも、こうした山地にある公共施設でさえも、北九州市域、とりわけ本線地区における住宅問題の深刻さによって駆逐されることさえあるのである。われわれは『八幡商工会議所全史』からその一例を引き出すことができる。

「白川公園。大正一三年頃の八幡地図を見ると、長尾町の道を山へ登りつめたところに「遊樂地」と記したところがある。

俗称白川公園と言ったところで桜の名所として知られていた。現在の製鉄原料線の宮田山トンネルの山部にあるところで、当時地理的には製鉄本事務所と製鉄大川社宅の中間にあり行楽客で賑ったものである。その頃遊園地としては八幡には無く、昭和二年三月河内貯水池、同年十月養福寺が完成するまでは自然公園としては唯一のものであったが、地理的な関係と住心地としての必要性から公園としての姿を消して行った。⁽⁷⁾

こうした事例は北九州のばあい決して例外的なものではない。ここでは、市民の日常生活を土地利用の点からも確保していくという側面が次第に失なわれてきていることを明白に物語るものである。少なくとも、こうした「市民の豊かな生活を」という視角からは、一人あたりの公園面積を区域に一〇平方メートル程度は確保せねばならないし、また今後の土地造成とその利用についてもこの公園の造成・整備という点は決して忘れてはならない一つの大きな課題であろう。ちなみに、外国の主要都市における都市公園の整備状況からすれば、この一人あたりの公園面積一〇平方メートルという数字は決して「空想」といえるものではないのである。北九州市では公園計画として一人当り六・八二平方メートルを目標としており、昭和四五年ではその進捗率四一パーセントとなっている。⁽⁹⁾しかしながら、北九州市域における既存公園がほとんど山地にあること、豊かな日常生活の追求などという点を考えれば、この目標はもう少し内容的に高める必要があると思われる。

都市はこれを歴史的にみれば、生産力の発達に規定されて一定の生産関係のうえで成立してきたものである。したがって、資本主義社会における都市は、一般的にいえば工業の発達と不可分のかたちで結びついている。つまり、都市域に工業地域が存在しているということは、決して「道徳的に悪い」ということにはならない。とはいえ、都市は市民が生活する場である。市民の存在しない都市というものはありえない。だから、まず第一に市

民が平和でかつ豊かに生活できる都市こそ、理想的な都市である。この「平和でかつ豊かな」という点では、資本賃労働関係を基軸とした社会経済的諸関係によって規定されるが、土地利用という側面からみれば、それは市民のゆったりとした日常生活を確保する都市の土地利用が考えられねばならないのである。こうした土地利用の点からみるなら、今北九州市にもっとも求められているものは、広大な労働者用の住宅地の整備・確保である。また日常的に利用される施設としての公園の質量的拡大であり、安全で授業に支障のない学校の建設である。このことは北九州の工業都市としての性格からみても、健全な労働力を確保するという点からも最重視せられる必要がある。また中小工業の敷地を埋立造成地へ優先的に確保することが、住工混在の問題の解決という点では勿論、中小企業の育成発展にもつながり、地域住民の生活と健康をまもることにもなるのである。こうした市民生活の豊かさは、ひいては地域購買力の拡大、地域商業の発展にもつながってこよう。地域商業が地元中小企業の発展と不可分な関係にあることもすでにみておいたところである。農業的土地利用という点では、北九州の工業都市という性格から相対的には減少していかざるをえないが、少なくとも、既存の農業者に対しては安定した農産物価格の保証ということが、農業的土地利用としても安定させることになるであろう。また沿岸漁業については、海面利用との問題になるが埋立造成地をただ工業用地として利用するのではなく、漁業基地および水産資源の確保という点を重視した埋立土地利用こそ考えられるべき方向といえよう。したがって、われわれは、こうした北九州における現時点での土地利用問題を念頭におきつつ、北九州市および福岡県といった行政関係が、都市計画として、あるいは開発計画としてどのように土地利用を策定してきたかという歴史的過程と、現在から将来にかけてどのような土地利用を考えているのかという点の分析をしておきたいと思う。なぜならここにこそ北九

諸外国主要都市との都市公園整備状況比較

都 市	1人当り 都市公園面積	都 市	1人当り 都市公園面積
東京	1.15 (m ² /人)	ニューヨーク	19.2 (m ² /人)'67
横浜	1.32	ベルリン	24.7 '68
名古屋	2.86	ロンドン	22.8 '67
京都	0.99	モスクワ	9.7 '56
大阪	1.42	ミュンヘン	20.3 '68
神戸	2.97	ウィーン	15.5 '62
北九州	2.52	ウイーン	21.7 '68
全	2.70	アムステルダム	12.6 '58

資料：『建設白書』、昭和47年版、76ページ

州の土地利用を市民のためのものとするか、あるいは一にぎりの独占的大企業のものとするかを決定していく大きな鍵があるからである。

- (1) 『戸畑市史』、前出、二〇六ページ。
- (2) 『福岡県地誌』、刃江書院、昭和一〇年、一四五ページ。
- (3) とりわけ門司地区の風師山一带は地質が悪く、断層の多い関門地層群からなっており、昭和二八年六月二八日には山津波による大災害をひきおこしている。
- (4) 門司港区域の小学校（古城校、門司校、清見校、錦町校、丸山校、庄司校）はいずれも山地や谷間にある。
- (5) 昭和二八年六月から錦町小学校では山崩れのため半年にわたって運動場が使用できなかった。また同年同月、旧門司東高校も運動場の一部が濁流で削り取られてしまった。
- (6) 八幡区城山小学校は公害の定点観測地になっているほどである。
- (7) 『八幡商工会議所全史』、前出、四五八〜四五九ページ。
- (8) 上表参照。

(9) 『計画ハンドブック』、一九七一年、前出、九二ページ。

第四章 北九州における開発計画と土地利用

第一節 都市計画と区劃整理事業

独占的大企業がその工場用地を獲得する過程は、国家権力をつうじた地方行政財機構の効果的利用によって北

九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

九州における農地および漁業権を収奪する過程でもあった。しかも、土地利用の視角からすれば、土地の工場用地化、それ自体が農業用地および漁業免許水面の漸次的な減少をもたらす。しかも北九州に特徴的にみられるように大企業による独占的土地利用は中小企業の土地利用を制約し、かつまた逆に既成地域への新規な大規模立地を不可能とする。さらに工業用地の増大は、市民生活に関連する土地利用、とりわけ住宅地、公園、学校敷地などの悪化をもたらす。かくして既成の土地利用をめぐる社会的諸矛盾はいっそうきびしいものとなり、土地利用問題の「計画的解決」が資本主義的に志向されるに至る。大正一五年七月二六日、門司、小倉、八幡、若松の各都市計画区域が閣議において決定され認可されたことは、北九州における土地利用問題がすでに顕著となり、その解決が国家的に要請されるまでに至ったことを示している。なおそれまでにいたる北九州における都市計画の沿革は次のようになっている。

「都市計画ノ沿革

一、門司市

門司市ハ明治初年ニ於テハ一面ノ草原ニシテ海岸ニ漁業家点々タル有様ナリシカ、廃藩置県ニ際シ楠原、門司、田野浦ノ三村ヲ合シ文字ト称セリ。明治一九年時ノ県令安場保和ハ港湾トシテ将来有望ナルニ着目シ計画スル処アリシモ実現ニ至ラス。明治二二年九州鉄道株式会社ハ門司ヲ起点トシテ其ノ工ヲ起セリ。同二年文字ハ町村制実施ニ当リ小森江ヲ合シテ文字カ関村ト称セリ。其ノ当時戸数僅カニ六百余人口三千余ヲ算シキ。同年三月門司築港株式会社創立セラレ海面ノ埋立、埠堤ノ築造、運河ノ開鑿、船溜ノ計画ヲ為シ着々トシテ其ノ工ヲ進メ為ニ明治二三年一月石炭外四品ノ特別輸出港ニ指定セララルニ至レリ。当時人口一万余、其ノ後益増加ノ趨勢ヲ示シ明治二七年文字カ関村ヲ門司町ト改メ、明治三二年四月一日市制ヲ施行スルニ至レリ。之ヨリ先市ハ明治三一年一月ヨリ市区整理ノ計画ヲ樹テ明治三四年三月其ノ工事ニ着手シ四〇年

二月面積六万八千余坪ノ竣工ヲ見タリ。又明治四〇年既ニ上水道ノ調査ヲ完了シ同年十月市会ノ議決ヲ經テ工費一六二万円ヲ以テ明治四二年三月起工シ明治四五年三月竣工スルニ至レリ。尙大正八年内務省ハ五二五万円ヲ投シハカノノ繼續事業トシテ門司港修築ノ工ヲ直営スルニ至リ、大藏省ハ大正九年ヨリ七カ年繼續事業トシテ工費四五〇万円ヲ以テ道路、上屋、税関庁舎其ノ他諸般ノ設備計画ヲ樹立シ共ニ其ノ工事中ニ属ス。又一面市ハ曩ニ沿岸整理工事ヲ施工シ今ヤ第二船溜埋立築地六千九百坪ニ対シ既ニ鉄道、道路、上屋、倉庫等ノ陸上設備ヲ完成シ、門司市ノ面目將ニ一新セントスルニ至レルモ更ニ五ニ連関セル計画ヲ定ムルニ非サレハ都市永遠ノ福利公益ヲ増進スル能ハサルニ由リ、知事ハ曩ニ都市計画法適用方ヲ内務省ニ対シ内申スル所アリ。大正一二年五月勅令第二号ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行セラルルニ至レリ。

二、小倉市

本市ノ起原ハ其ノ年月ヲ詳ニセスト雖モ文永ノ頃ナリト伝ヘラル。明治時代ニ入り明治三年二月日田県管轄トナリ、四年一月小倉県ヲ置カレテ庁ノ所在地トナレリ。八年四月歩兵第一四連隊ヲ設置シ、同一年福岡県企救郡治下ニ属シテ小倉町トナリ町長ヲ公選シテ自治ノ緒ニ就キタリ。同三年一月一二師団ヲ置カレ、越テ同三三年四月市制ヲ施行シ、大正一四年四月二六日企救郡板櫃町(大字機田ヲ除ク)ヲ合併シタリ。本市ノ上水道ハ明治三九年五月上水道布設調査委員ヲ設ケテ調査ヲ始メ、同四二年五月二四日市会ノ議決ヲ經テ同年二月二八日事業ニ着手シ、予定ヨリ後レテ大正二年五月其ノ竣工ヲ見タリ。工事費総額ハ百六万七千七百貳拾余円ニシテ、給水区域ハ小倉市全部及小倉衛戍諸隊ナリ。

三、八幡市

本市ノ起原ハ極メテ古ク古書ニ小倉庄ノ内トシテ載セタリ。其ノ後幾多ノ変遷ヲ經テ明治一七年ニ至リ枝光ニ役場ヲ設ケ、枝光、尾倉、大藏、戸畑、中原ノ五ヶ村ヲ管轄シタリ。明治二二年町村制ヲ実施スルニ及ヒ中原、戸畑ヲ割キ戸畑村ヲ分立シ、大藏、枝光、尾倉ノ三村ヲ以テ八幡村ト改称セリ。蓋シ三カ村共ニ八幡宮ノ氏子ナリシ為メ斯ク名付ケタルナリ。當時全村ノ戸數ハ三七〇戸、人口一八四五人に過キサリシモ、明治二九年ニ至リ本邦唯一ノ大工場タル製鉄所カ本村ニ建設セラ

ルルニ至リ突如トシテ大發展ヲナセリ。同三三年ニハ本村ノ戸数ハ既ニ一七〇〇ニ達シ八幡町ト改称シタリ。承来駁々乎トシテ發展ヲ続ケ、各般ノ施設ハ市制施行ノ急ヲ要スルモノアリタル為之カ前提トシテ大正五年四月一日企救郡板櫃村槻田ノ一部ヲ、同年七月一日遠賀郡黒崎町大字前田ノ一部ヲ本町ニ編入シテ都市ノ形体ヲ為スニ至リ、翌大正六年三月一日ヲ以テ市制ヲ施行シ、大正一四年四月二六日企救郡板櫃町大字槻田ノ一部ヲ、更ニ大正一五年一月一日遠賀郡黒崎町ヲ合併シタリ。

本市ハ明治三九年九月市區改良委員ヲ設置シ当該年度内ニ新設及改良スヘキ道路、溝渠、橋梁等ノ調査ヲ為スト共ニ関係地主ヘ土地交渉其ノ他実行上ノ斡旋ヲ為サシメ、大正一一年四月迄ハ時々委員会ヲ開催シタルモ爾後開会シタルコトナシ。

又上水道ニ付テハ大正五年七月水道調査委員ヲ設置シ大正一五年度ニ至リ調査ヲ了シタルヲ以テ其ノ筋ノ認可ヲ得目下之カ敷設計中ナリ。道路ハ市街發展ノ実状ニ応シ各年度予算ノ許ス範圍内ニ於テ新設及改良ヲ為スノ現状ニシテ別ニ系統的計畫ヲ為シタルコトナク、又区劃整理ニ付テハ市内大字尾倉ト前田間ニ介在スル西尾倉山及小伊藤山ハ市街地造成上大ナル障害ナリシヲ以テ之ヲ切取り整理セントシテ大正一〇年一月関係地主ヲシテ耕地整理組合ヲ組織セシメ、其ノ事業ヲ市ノ市區改良事業トシテ遂行スルコトナシ、大正一二年一月二五日工事着手昭和元年一月二七日工事竣功セリ。

其ノ面積及道路ノ延長幅員左ノ如シ。

一、地区内総面積 一万五千八百二十九坪七合

二、道路ノ延長 八百八拾三間七分

三、幅員 三間乃至五間

四、若松市

若松市ハ元黒田家ノ旧領地ニシテ元和年中修多羅ヨリ分離セシモノナルカ、往時ハ寥寥タル一漁村ニシテ島門村大字鬼津字若松ト区别スル為世人ハ往々呼ンテ修多羅ノ若松ト唱ヘタリ。明治維新ニ及ヒ廢藩置県ノ制トナリ欧米ノ文明輸入セラレ商工業発達ノ途ニ向ヒ石炭ノ需要増加シタリト雖當時ノ石炭市場ハ遠賀郡芦屋ニアリテ若松港ハ僅ニ艇船ノ一部分カ集中ス

第45表 大正期における戸畑の耕地整理事業

	面積	年次
戸畑第一耕地整理	302,987 ^{m²}	(大正7年—大正11年)
戸畑第二耕地整理第一工区	234,466	(大正9年—大正15年)
戸畑第二耕地整理第二工区	272,739	(大正13年—大正15年)
戸畑中原耕地整理	134,226	(大正13年—昭和6年)
合計	944,418 ^{m²}	

資料：「北九州市都市計画整理図」，昭和47年6月，付表より。

ルニ過キス。明治二三年ニ至リ若松築港会社起リ同二四年筑豊興業鉄道開通スルヤ俄然発展ノ曙光ヲ示シ、石炭市場ハ芦屋ヲ去リテ若松ニ移リ其ノ集散量激増シ随ツテ一般ノ商業モ漸ク繁栄ニ赴キ、若松村ノ名称ハ明治二四年二月一日ヨリ改メラレテ若松町トナリ、隣村石峰村大字修多羅ハ若松停車場ノ設置以來数年ヲ出スシテ純然タル市街地ト化シ、到底若松町ト行政区域ヲ異ニスルヲ許ササル状態トナリタルヲ以テ石峰村ノ内大字修多羅ハ明治二一年一〇月一日若松町ニ合併セラレタリ。

築港ノ拡張ハ漸次実行セラレテ其ノ埋立地ハ石峰村大字藤木二島ノ沿岸ニ連続シ、一見若松町ノ一部分タルノ観ヲ呈スルニ至レリ。是ヲ以テ明治三九年一〇月一日再ヒ同村全部ヲ若松町ニ合併スルニ及ヒ若松町ハ広袤東西二里十町南北一里八町余ニ達シ人口ハ逐年増加シ、商工業ハ殷盛ニ赴キ遂ニ大正三年四月一日市制ノ施行ヲ見ルニ至レリ。

本市ハ大正四年ヨリ重要道路幅員ノ拡張、街路曲折部ノ調整、新旧市街地並枢要区間ノ連絡等ニ関シ種々調査ヲ進メ着々実現シツツアリ。上水道工事ハ明治四五年三月竣成シ、其ノ工費精算額ハ五七万六千一二三円余、給水区域ハ若松市大字若松、大字修多羅ノ全部及藤木地内岬ノ山ノ一部ナリ。其ノ後之ヲ拡張スル所アリ、其ノ工事ハ大正一四年三月完成ヲ見、工費精算額ハ七拾九万一七四余円ニシテ、給水区域ハ若松市一円ナリ。下水道ハ大正四年一月ヨリ調査ニ着手シ、大正七年二月一二日市会ノ議決ヲ経テ同年七月事業ニ着手シ、昭和三年三月竣功ノ予定ナリ。此ノ設計金額ハ参拾七万二千元ナリ。区劃整理ニ付テハ夙ニ調査ヲナシ、計画ノ成ルニ随ツテ実行シタリ。其ノ施行面積ハ修多羅、藤木、古前、大島ニ亘リテ約七万八千五百余坪ニシテ、総工費ハ約三万三千八百円(但シ修多羅ニ関スルモノヲ除ク)ナリ。⁽¹⁾

なおここでは、戸畑についてふれていないが、戸畑ではとくに耕地整理というか

たちで土地の区画整理事業がおこなわれている(第四五表参照)。

もっともそれ以前の耕地整理としては、八幡枝光の民間による約一町五反のものがあり、これが後の港町、東雲町、日吉町、横町となるのであるが、行政によるものではなかった点に注意しておきたい。⁽²⁾

ところで、こうした歴史的経過にもとづいて、門司、小倉、八幡、若松における各都市計画区域が決定されるのであるが、その理由は次のとおりである。

「門司、小倉、八幡、若松各都市計画区域決定理由書

都市計画区域決定ノ基本ハ将来ニ於ケル都市發展ノ予測ニ在リ、而シテ都市ノ發展ヲ測定スルハ主トシテ人口ノ増加率ニ依ルヲ適當トス、門司、小倉、八幡、若松ノ四都市ハ地理的ニ殆ト相隣接シ其ノ相互關係密接ナルノミナラス時間帯ノ調査ニ依レハ門司、小倉間及小倉、若松間ハ各四〇分以内小倉、八幡間ハ三〇分以内八幡、若松間及八幡、門司間ハ各六〇分以内又若松、門司間ハ七〇分以内ヲ以テ相互ニ其ノ中心部ニ到達シ得ヘク從テ門司以西八幡、若松ニ至ル間ノ地帯ハ将来交通運輸系統ノ計画ヲ初メトシ各種地域ノ制度等或ハ彼此交錯シ或ハ有無相通シ一ノ連繫的計画ヲ要スルモノナルヲ以テ人口密度及面積ニ付テハ之ヲ一体トシテ考慮セサルヲ得ス。

今之等四都市ノ市域内ニ包容シ得ヘキ人口及其ノ密度ニ付其ノ許容量ヲ考察スルニ大正九年国勢調査ニ依レハ各市人口密度ハ一人当リ若松市ハ四一、九坪門司市ハ三七、六坪小倉市ハ八六、三坪八幡市ハ二五、〇坪ニシテ尚相当ノ余裕アリト雖旧小倉市ハ一九坪旧八幡市ハ二〇、七坪ニシテ何レモ既に飽和ノ状態ニ達シタルモノト見ルヘク而シテ右四都市ハ経済的並社会的状態ハ殆ト同一ノ程度ニ在リト看做サルヘキヲ以テ市街地門司市、旧小倉市、旧八幡市、若松市)標準密度ハ何レモ一人当リ二〇坪(旧小倉市一九坪)トシテ之ヲ決定セムトス、然ルトキハ市街地利用面積七、九九〇、七八〇坪(総面積一九、八五五、六二六坪)ニシテ其ノ収容人口ハ四〇一、二三四人(大正九年国勢調査人口計二六八、七四一人)トナル、而シテ右市街地ニ於テ人口飽和ノ状態ニ達シタル以後ニ於テハ専ラ郊外地ニ於テ人口ノ増加ヲ見ルニ至ルヘシ、而シテ其ノ範圍ハ之等四都市ト經

濟の並社会的ニ密接ナル關係アル地域タルコトヲ要シ即チ交通機關ノ相當普及發達シタル時期ニ於テ約三、四〇分以内ヲ以テ市ノ中心部ニ到達シ得ヘキ範圍ヲ基本トシ之ニ天然ノ地形、行政区劃等ヲ參酌シテ以テ都市計畫區域ヲ定メサルヘカラス、如上ノ見地ヨリスルトキハ東鄉村、企救町、足立村、黒崎村、上津役村、折尾町、島鄉村ノ諸町村ヲ包含スル一連ノ地帯ヲ得ヘシ、而シテ右郊外地に於ケル密度ヲ近郊部一人當リ四〇坪トシ外郊部一人當リ八〇坪トセハ其ノ利用面積三三、三七五、九九七坪(總面積四六、七〇六、七六七坪)ニ収容シ得ル人口ハ五四八、五六六人(大正九年國勢調査人口計八〇、九三七人)トナリ從テ前記四市ノ都市計畫區域全体ノ利用面積四一、三六六、七七七坪(總面積六六、五六二、三九三坪)ノ収容人口ハ九九九、八〇〇人(大正九年國勢調査人口計三四九、六七八人)トナリ大正五七年於テ人口飽和ノ状態ニ達スヘシ、而シテ各都市計畫區域内總面積ヲ現在ノ各市内總面積ニ比スレハ約二倍五分トナリ利用面積ニ於テハ約三倍四分トナルヲ以テ此ノ地方一帯ノ將來ノ發展ニ備フルカ為メ計畫區域トシテ大体ニ於テ誤リナキ範圍タルヲ推定スルニ足ラム

今各都市別ニ其ノ都市計畫區域ヲ案スルニ門司ハ大正一二年人口九一、九九〇人ニシテ既往一〇年間ノ増加率一四%ニ過キスト雖目下施行中ニ係ル港湾修築工事完成シ陸上設備成リタル暁ニハ樞要ナル貿易港トシテ將又商業都市トシテ一層ノ發展ヲ為スコト疑ヒヲ容レス、右ノ状態ニ鑑ミ其ノ都市計畫區域トシテハ市ニ接続スル東鄉村ヲ包含スル一市一村ノ區域ヲ以テ適當トス、同村ハ丘陵起伏セル一漁村ニ過キスト雖將來交通機關ノ整備ヲ得ハ門司市ト經濟的並社会的ノ關係益々密接トナリ將來同市ノ都市計畫ト離ルヘカラサル關係ニ在ル地ナルヲ以テ門司市ト都市計畫區域内ニ包含セシムルヲ要スルモノナリ

小倉市ハ大正一二年人口三九、九五三人ニシテ既往一〇年間ノ増加率一一%ニ過キスト雖右ハ從來市域狭小ノ為既ニ人口飽和ノ状態ニ達シ著シク市外ニ溢流シツツアリタルモノニシテ此ノ情勢ニ依リ考察スルニ小倉都市計畫區域ハ小倉市ニ隣接スル企救町及足立村ヲ包含スル一市一町一村ノ區域ヲ以テ適當トス、右町村ノ一部ハ何レモ本市ト連担セル市街地ヲナシ又市トノ經濟的並社会的ノ關係密接ニシテ且將來ノ都市計畫ト離ルヘカラサル關係ニ在ル地ナルヲ以テ小倉都市計畫區域内ニ包含セシムルヲ要スルモノナリ

北九州における工業立地と土地利用問題(杉野)

八幡市ハ明治二三年ニ於テハ戸数三七〇戸ノ村落ニ過キサリシカ同二九年製鉄所ノ設置ヲ見ルニ及ヒ突如トシテ大發展ノ機運ニ向ヒ加フルニ諸工業陸續トシテ勃興ヲ見ルニ至レリ、大正一二年人口一一五、九五八人ニシテ既往一〇年間ノ増加率一〇六%ヲ示シ人口増加ノ趨勢最モ急激ナリ、從テ其ノ周囲ノ発達モ亦愈々滋キヲ加フルニ至レリ、右ノ情勢ヨリスルトキハ其ノ都市計画区域ハ黒崎町、折尾町ノ一部、上津役村ヲ包含スル一市二町一区域ヲ以テ適當トス是等ノ町村ハ何レモ本市トノ経済的並社会的關係密接ニシテ且將來ノ都市計画ト離ルヘカラサル關係ニ在ル地ナルヲ以テ八幡都市計画区域内ニ包含セシムルヲ要スルモノナリ

若松市ハ明治二三年ニ若松築港会社起リ翌年又筑豊線ノ開通ヲ見ルニ及ヒ石炭ノ一大集散地トナリ漁村ノ姿ハ全ク一変スルニ至レリ、爾來益々發展シ現ニ若松港ニ蠅集スル大小ノ船舶幾千ヲ以テ数フルニ至リ出入亦頻繁ナリ、加之対岸戸畑市及其ノ近郊ニ於ケル諸工業ノ隆盛ハ延イテ本市商業ノ殷盛ヲ招致シ人口著ク増加スルニ至レリ、即チ大正一二年人口五三、三二一人ニシテ既往一〇年間ノ増加率五四%ヲ示シ若松築港会社計画ニ係ル築港及洞海湾内修築事業完成ノ曉ニ至ラハ其ノ沿岸ニ於ケル郊外一帶ノ地ハ工業勃興シ人口ノ愈々増加スヘキハ想像ニ難カラズ、是ヲ以テ其ノ都市計画区域トシテハ本市トノ経済的並社会的關係密接ニシテ且將來ノ都市計画ト離ルヘカラサル關係ニ在ル島鄉村及折尾町ノ一部を包含セシムルヲ要スルモノナリ⁽³⁾

だが、この都市計画は、いわば計画の対象となる区域の設定だけであり、この設定にもとづいて北九州の各市で土地利用との関連のもとにいったいどのような都市計画が具体的に施行されるのかという点については全くふれられていない。そして、またここにでてくる都市計画の必要性が人口の急増加とそれによる人口密度の増大への対応と、通勤時間三〇分以内というきわめて抽象的次元で問題を処理しようとしたものでしかなかった。もっとも、この人口急増が自然的な人口増としてではなく、社会的な人口増として、いいかえれば商工業の隆盛にもなう他地域からの人口流入として捉えられていることは云うまでもない。

第46表 八幡市における組合施行区画整理一覧

組 合 名	地 積	公 共 用 地		設 立 年 月 日	備 考
		道 水 路	公 園 保 有 地		
黒 崎 駅 前	57,073 ^坪	15,803 ^坪	1,046 ^坪	昭 5. 7	現在黒崎駅前商店街
藤 田	202,313	40,010	5,973	6. 10	黒 崎 地 区
神 原	132,514	27,188	3,710	6. 12	〃
槻 原 田	171,377	40,524	4,497	7. 3	〃
東 浜	134,991	26,654	8,144	9. 1	黒 崎 地 区
鳴 水	11,186	2,166	375	9. 7	〃
中 畑	33,745	8,357	965	9. 1	〃
汐 入	3,411	1,110	—	10. 4	黒 崎 地 区
山 手 線	123,393	22,200	3,700	10. 7	〃
河 頭	27,900	4,581	837	12. 2	〃
古 屋 敷	33,690	4,709	1,093	12. 6	黒 崎 地 区
西 部	274,000	53,679	15,069	12. 6	〃
岸 の 浦	126,145	26,635	5,232	16. 9	〃
合 計	1,331,738	273,616	51,640		

資料：「八幡商工会議所全史」，前出，178ページ。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

すでにみておいたように、各市町村での都市計画は区画整理というかたちでおしすすめられており、北九州におけるその嚆矢で、かつそのもっとも典型的なのは黒崎駅前の区画整理であった。

「昭和五年七月一日の駅前の土地所有者が相寄って、区画整理組合を結成し、総面積五六、三〇〇坪、予算六三、〇〇〇円を以て同年八月事業に着手（昭和七年二月大部分完了後竣工、昭和十一年五月三二日竣工、同組合解散後引続き八幡市継承）したものである。この区画整理の成功によってその後、槻田、藤田、神原、鳴水など八幡市の街づくりがなされ、今日の整然たる配置の基礎ができたが、その背後に住宅地建設計画や工場配置計画の影響があることを見逃すことができない。

例えば、槻田、高見、前田、大蔵など、すでに整然とした区劃のもとに街づくりがなされていたし、埋立工事とともに埋立地の街づくりは枝光地区ですでに経験していたと云ってもそれは黒崎駅前の区劃の意義を弱めるものではなく、特に放射線式区劃整理と角番式番地の制度はその近代性、合理性に於て、当時は勿論、現在でも優れた劃期的な事業としてた

たえられてよい。⁽⁴⁾」

こうした区画整理は昭和一六年まで八幡地区で行われているが、その内訳は第四六表のとおりである。

その内容は道路拡張を中心としながら、その居住区画を整理し、かつ緑地としての小公園の建設や街路樹を植えるなど市民生活に直結したものであった。

とはいえ、区画整理組合の性質からいって、その事業はとも工場地区の整理をも含んだ大規模な都市計画とはいえなかった。それはせいぜい都市の工業化にもなって混雑化してきた住居・商業地区にたいする整理という性格にとどまるものであった。

また、若松では昭和九年五月に都市計画用途地制が施行され、栄盛川地区二五万坪、二島地区約六万一千坪、藤ノ木中部地区一四万坪、小石地区四一万四千坪と合計八六万五千坪の住宅地開発がなされ、その後昭和一五、一六年にわたって大井戸通りの延長四五メートルの拡幅工事、昭和一四年からは高塔山公園の整備に着手している。⁽⁵⁾

戸畑では、大正一五年から都市計画法の適用をうけることになるがそれ以前にも市街地整理をしている。すなわち大正五年東洋製鉄創業にともない新設家屋が随所に建ち、乱雑を極めていたが、この年に一万七千七〇〇坪の市街割をし、大正七年に東本町以北七万三千七〇〇余坪、大正八年には一四万六千六〇八坪、大正一三年には四万六〇三坪となっている。また昭和に入ってから、昭和四年には二万五千六五三坪、昭和五年には一九万八千四九三坪、昭和七年一四万二千四六一坪、昭和一〇年六万六千九三二坪、昭和一一年六万六千四八坪がなされているが、このうち昭和五年以降の都市整理事業が「失業応救対策」としてなされていることは注目に値するで

第47表 北九州における土地区画整理事業（戦前）

門司	神田	64,859m ² (10-11)			
小倉	上富野	365,484 (7-17)	紫川	西部	391,213 (4-15)
	大正町	21,233 (6-7)	菜園	場	107,100 (7-14)
	柴川東部	477,768 (6-27)	下	到津	378,723 (10-21)
	到津	643,606 (7-16)			
戸畑	沖台	489,900 (7-17)	北	三六	85,983 (4-16)
	澤見	656,148 (5-17)	夜	宮	225,715 (12-35)
	中原西部	230,092 (10-17)			
八幡	槻田	566,535 (7-19)	藤	田	668,803 (6-22)
	中畑	111,553 (9-17)	神	原	438,062 (6-20)
	河頭	92,231 (12-33)	古	屋敷	111,371 (12-21)
	東浜	483,487 (9-35)	黒	崎駅前	188,671 (5-13)
	汐入	11,276 (10-13)	西	部	838,710 (12-34)
	鳴水	36,978 (9-14)	山	手	198,793 (10-34)
若松	二島	202,581 (8-30)	藤	木	80,224 (6-11)
	栄盛川	824,247 (6-29)	藤	木中部	468,826 (12-30)
		計	9,460,172m ²		

資料：『北九州市都市計画土地区画整理図』，昭和47年6月，付表より複製。
なお（ ）内は昭和年をあらわす

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

あろう。

無政府的企業立地はたしかに市街地区画の混乱を生じさせるが、それは低賃金と劣悪な労働条件を基底としたスラム街の形成を一つの内幕とする。

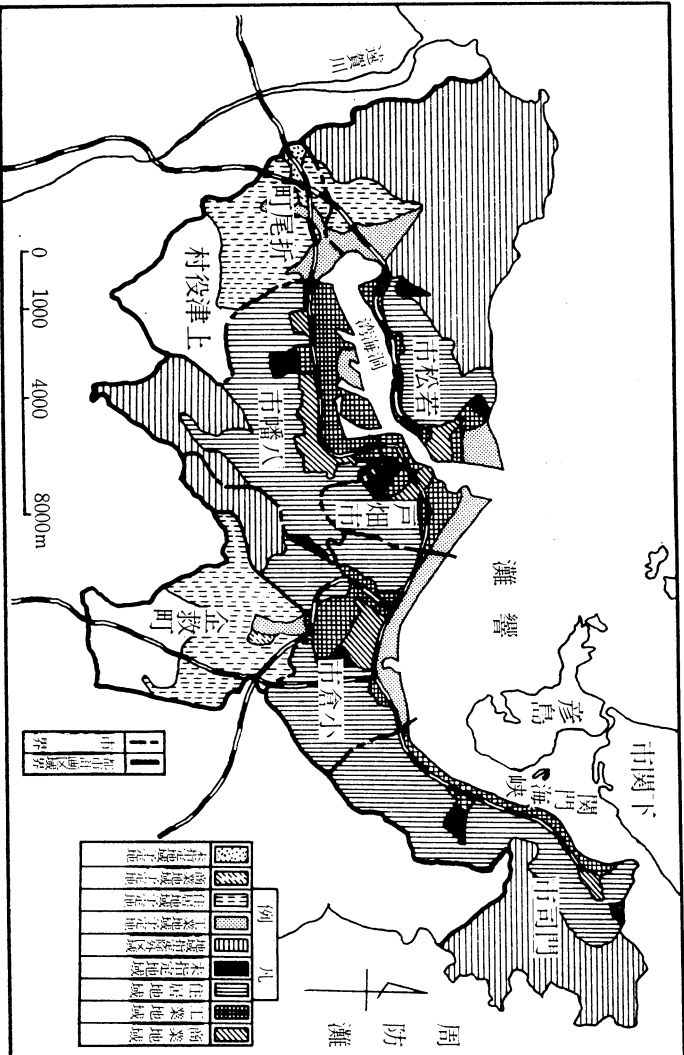
劣悪な住宅条件と不衛生はここで集中的に露呈する。それは労働者階級の生活と健康をたえず脅かすが同時にまた資本蓄積運動にとっても大きな阻害要因へと転化してくる。

北九州における工業立地とそれにとまなう都市機能の物理的低下を阻止するというかたちでの土地区画整理事業は、戦前においておよそ九四六万平方メートルに達している（「第四七表」）。

こうした人口増を、念頭におきつつ、各都市域における利用可能面積から飽和人口を想定し、さらに土地利用を現時点と、将来時点で計画化したものが、昭和八年の北九州都市計画であったのである。

それらの要点は第二図および次の三つの表にまと

第二図 北九州地方都市計画地域図



資料：佐々木清治『図説日本地理』中巻、賢文館、昭和9年、714ページ。
なお原図には道路、鉄道駅名等が記載されているが、繁雑さをさげるため本図では省略した。

第48表 北九州における都市計画区域面積及人口表

都市計画区域名	区域面積 全区	区域内面積 利用面積	昭和8年 末人口	飽和人口	飽和 率
門司市	3,846	1,724	115,191	183,926	昭和54年
小倉市	5,524	3,631	118,381	241,788	76年
戸畑市	909	734	61,300	109,031	30年
若松市	6,061	4,843	71,678	256,237	94年
八幡市	6,584	3,474	198,606	253,061	21年
計	22,924	14,406	565,156	1,044,043	

備考 標高50m以下を利用面積とする。

第49表 北九州における都市計画地域配分面積表（其一）

（単位ヘクタール）

市名	工業地域	商業地域	住居地域	未指定地域	合計
門司市	302 (31)%	84 (8)%	513 (52)%	84 (9)%	983 (100)%
小倉市	564 (28)	131 (6)	1,318 (61)	57 (3)	2,070 (100)
戸畑市	323 (44)	93 (13)	228 (31)	89 (12)	733 (100)
若松市	246 (37)	51 (8)	303 (46)	57 (9)	657 (100)
八幡市	665 (44)	166 (11)	628 (41)	53 (4)	1,512 (100)
合計	2,100 (36)	525 (9)	2,990 (50)	340 (5)	5,955 (100)

第50表 北九州における都市計画地域配分面積表（其二）

（埋築中又は埋築予定地積をも加算したる場合）（単位ヘクタール）

都市計画区域名	工業地域	商業地域	住居地域	未指定地域	合計
門司市	354 (35)%	83 (8)%	509 (49)%	84 (8)%	1,030 (100)%
小倉市	798 (23)	158 (5)	2,387 (70)	57 (2)	3,400 (100)
戸畑市	481 (54)	93 (11)	227 (25)	89 (10)	890 (100)
若松市	895 (54)	51 (3)	654 (40)	57 (3)	1,657 (100)
八幡市	1,170 (37)	211 (7)	1,691 (54)	53 (2)	3,125 (100)
合計	3,698 (36)	596 (6)	5,468 (54)	340 (4)	10,102 (100)

備考 標高50m以下を利用面積とする。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

一四二（七二一）

められている。
 なお昭和八年の都市計画で注目すべき点は北九州地域の飽和人口を一〇〇万余としていたことである。
 この点に関連して昭和四〇〜四五年現在の人口が一〇〇万余で停滞していることはきわめて興味深い。ここでの都市計画区域は現在の北九州市域とは異なり、このかぎりではあくまで参考という程度

にとどまるであらう。

- (1) 『都市計画要覧』、第二巻、内務省都市計画課、昭和二年、一〇九八～一一〇二ページ。
- (2) 『八幡商工会議所全史』、前出、四四八ページ。
- (3) 『都市計画要覧』、第二巻、前出、一一〇五～一一〇七ページ。
- (4) 『八幡商工会議所全史』、前出、一七六ページ。
- (5) 『若松市史』、第二集、前出、六〇三ページ。
- (6) 『戸畑市史』、前出、二〇一～二〇三ページ。

第二節 戦前における北九州開発論

北九州五市を住宅地域、商業地域、工業地域に分け、これらの地積およびその百分比を策定するという大まかな計画ではなく、各市の具体的状況を把握しながら、北九州五市における工業立地の将来展望を考察したものに、原伸太郎氏の論文⁽¹⁾がある。

「門司市は其の行政区域を以て都市計画区域とし人口一二万人を擁し其の工業地域は国道二号と西北海岸線に沿ひたる狭少なる地帯に限定せられ、既に大小工場を以て飽和の状態に達し、大里の小倉界海岸は関門海底隧道九州口に補せられ鉄道省用地に限定せられ居るを以て、小工場を市の北端大久保、田の浦海岸埋築地に求める外大工場を設置すべき余地を存せず、但し特種工場用地としては市の東海岸なる白の江、大積地方に相当面積を有するも、新設の大工場は小倉方面に分散せしむるを要す。

小倉市の都市計画区域は現市の外に、企救郡企救町を包含し人口一二万を有す。一二師団の久留米転退時は急に寂寞を感じたるも、其後東京兵器廠此の跡に移転し来るに及び、逐時市勢を挽回し現今は工業都市として真に回生復興の素質を備ふ

るに至れり。殊に工業地域豊富にして戸畑、八幡、門司各市よりの分散工場を收容して余りあり。尚本市は南方に広濶なる平野を控へ、紫川及び国道二号に添ひ無限に延び行き、過大都市化するのを恐れあるを以て、地方計画的考慮の元に之を防止するの途を講ずるを要す。恰もよし企救町北方(きたがた)旧兵營の西方に近接して、小倉競馬場移転し来り広大なる敷地を占拠し、一方兵營の東側一帯の地は練兵場、工兵作業場並に陸軍墓地等の官有地相連なれり。故に其の東北の企救町字水町と曾根町大字湯川の間、国道第三号線、省線日豊線、私設小倉鉄道を横断する附近延長約五、六百メートルの間並に小倉競馬場の西を流る柴川の西岸より、鷲峰山麓に至る間約三、四百メートルの間合計一キロメートルに充たざる区間の土地を善所する事によりて、先進大硬化都市の病患を感染する事なく、日本重工業の大宗たる北九州の工業都市に潑刺たる永遠の生命を付與する事を得る次第である。

戸畑市は東は小倉市に南及び西は八幡市に接し西北方僅かに四百メートルを以て洞海湾口を隔て、若松市と対峙し、北は響灘に面せるを以て市自体を以て都市計画区域とせり。五市内最も新興の都市なるも市勢著しく充実せり。地積僅かに九一〇ヘクタールにして人口六万余、工業地域は狹隘にして遠からず飽和の域に達すべきも、東南西の三方は豊富なる高級住居地域に恵まれ居るを以て、一日も早く風致地区を決定し、宅地化に際し樹木の濫伐を禁止、新興工業を他市に分散し、在来商業地域部の改造と道路其他都市的諸施設の充実を計りなほ、最も住み善き都市たらしむるを得べし。

若松市は現在市の行政区域の外に折尾町の一部を容れて都市計画区域とせり。区域内高地多く工業地域充分ならず、只洞海湾の北側並に其の西詰め江川運河の取付き点折尾町内に相当面積を獲得し得、又股賑街の北方築港埋築地帯には未完成の工業地域予定地ありて、漸時製鉄所鉾澤を以て埋築せられ居るため、其の整備充実するに從ひ相当の余猶を存するに至るべし。

八幡市は市の外に遠賀郡上津役村及び折尾町の一部を以て都市計画区域とせり。其の総地積六、五八〇ヘクタール人口九万、其の増加率の多き事五市内随一なり。洞海湾の南岸日本製鉄八幡工場の西方に沿ひ、折尾方面に至る間相当広大なる

工業地域を有するも、尚樂觀を許さず。故に工業地域飽和の際には、若松北方海岸埋築地帯内等に分散せしむるを要す。工場を中心最寄りの住宅地域は不遠飽和の状態に達すべきにより、過剰人口は之を黒崎の郊外並に上津役村内に分散せしむべく、又最寄りにて戸畑市、小倉市或は海を渡りて若松方面に分散せしむるを要す。是等に対する施設は大いに誘導的的地方計画的なるを要す。

企救郡曾根町は、小倉都心より約一〇キロメートル足らずの処にあり、国道三号線及省線鉄道日豊線によりて連繫せられ、周防灘に面し地積五、七〇〇ヘクタールの農漁町にして、小倉市に依立統制せらるべき地なり。当初小倉市の都市計画区域内に包容すべかりしも、小倉市自体の人口増加の趨勢より推定して、其の必要を感じざりしも是を地方計画的に考慮すれば、小倉市が門、戸、八三市の過剰人口を受けて、飽和に近づきたる場合殊に工業地域充実して、過大都市の徴を表はし来るの時、之等の過剰人口と分散工場を引受け、田園都市の性能を表はし得る処は、先づ曾根町を第一に推す事を得。殊に本村海岸は多少の遠浅を有するも少しく埋築して港湾施設を施せば、周防灘方面に於ける只一の要津たらしめ得、加ふるに土地東方に向つて緩傾斜を有し、都市排水を良好ならしめ、北九州の分身都市として申分なき素質を具備するものなり。⁽²⁾

この原氏の「考察」はすでに北九州における工業の集中的立地によつて、もはや「本線地区」には新規に立地すべき土地が欠除すること、そして新興工業は北九州に立地するといつても、その周辺地域（門司の北側、若松北方、そして曾根方面）に分散せしめる必要のあることを指摘している点で重要である。とはいへ、現在問題となつてゐる響灘および裏門司の埋立による工業用地造成が予見されていないのは、当時にあつてはまだまだ工業用地の不足という問題が最前面に出ていなかったという歴史的状況があつたのであろう。むしろ北九州工業地域をめぐる問題としては、すでにみてきたように人口の過度集中問題と産業構造の偏倚性——機械工業の貧困という点であつた。

田中定氏は、明治二三年から昭和八年までの八幡地域における人口集中を問題としつつ⁽³⁾、それを

「我国としての随一の重要工業地帯たるに応わしい巨大なる人口の集中」⁽⁴⁾

と規定し、北九州重工業地域の特色として、

「金屬材料の生産に偉容を誇り、材料の加工精製に萎縮している」⁽⁵⁾

点をあげ、これを端的に

「機械工業の貧困」⁽⁶⁾

ときめつけている。こうして田中氏は

「八幡製鉄所のみ膨張に北九州の将来を期待することは誤りであろう。鉄鋼石炭——これ等の特色的原料及び燃料に係のあるなしを問わず、多種多様の諸般の産業が誘致される、ということに、北九州地帯の全般的繁栄の基礎が見出されるであろう」⁽⁷⁾

この田中氏の論文にみられるように、「多種多様の諸般の産業が誘致される」ことの必要性が説かれるところに、まだ北九州における工業用地問題はさほど深刻化していなかったとも想像される。しかし、逆に工業誘致がそのまま地域の繁栄につながるといふ当時の支配的イデオロギーが、当時すでに存在した土地問題を意識させなかったのだとも解することができる。

北九州における工業の集中的立地と、それにもなう土地利用のあり方が問題となってくるのは、昭和一七年頃からであり、それは戦時国防体制との関連で国土計画が、そしてその一環としての都市計画が問題とされはじめた時期である。

かつて内務省下関土木出張所長であった金森誠之氏は北九州の状況を次のように描き出している。

「一度北九州都市群を汽車にて通過するとき、其れ等の工場より吐き出す黒煙の空を覆ふて天日為に暗き下、沿線に雑然と不健康に軒を並べた家屋の密集を見、自動車を馳せて、この都市群を縦走するとき、行き交う自動車、荷馬車、自転車の数々、その通路を埋めて電車へ雲集する人の群など名状し難い混乱にあって、まざまざと過大交通の苦を味はしめられる。」

「北九州都市群は、国土計画上より過大都市ならず、市街の形態は過大都市と等しき交通の混乱、保健に不適をなしているものであって、換言すれば、都市計画上不良なるためこの観を呈しているものである。これ等都市群の全面積は二二五平方キロにして、その内、工業地帯及住宅商業地は五七平方キロに密集し、而かも工業地帯与其他地帯との割合、工業地帯二に対し、其他地帯(住宅、商業及その中に含まれる緑地帯等)三にあり、これが為めこの状態を呈することゝなつたものであって、而かもこれ等貫通せる道路は巾一二メートル以上のもの僅かに一本に過ぎず、この上を、工業地帯の原料生産物其他が往復し、更に市街の交通を加へ混乱を極めつつあるものである」⁽⁹⁾。

金森氏による北九州市の状況把握は現在の北九州市のそれとほとんど異なるところはない。とりわけ「工業地帯」とその他の地帯との比率をとりあげ、工業地域の過大性が、こうした北九州の破壊的状况を生みだしていることを指摘した点では、きわめて適確性をもつたものであった。

しかし、問題はこうした現状をいかに打解していくかにある。そしてそのことが都市における土地利用をいかに合理的にするかという都市計画になるのである。もつとも「合理的に」というとき、資本にとっては広大な工業用地をより低廉に確保するということと、他方地域住民にとっては土地に関連した生活条件(宅地や環境条件)をいかに安く、快適にするかという二つの異つた階級的立場があることを忘れてはならない。金森氏は、この北九州の問題を次のような方法で解決しようと提案する。

「この地方の地形を見るに、恰かも急峻なる山嶽の重疊せるが如き観あるも、門司小倉の背面の土地は南向きで、夏涼しく、冬温かく、海を望んで風光明媚の緩かな山麓、平野であり、若松の西方は水美しき海水浴場などを備へ、山低く、高燥なる住宅地である。それ等面積六〇平方キロ以上に及び、現住宅、商業地帯の二倍にも達している。唯現況に於ては道路乏しく、その活用を欠いているのであって、この区域に交通機関を完備せしむれば理想的都市を整備せしむることが出来るのである」⁽¹⁰⁾

すなわち、ここでは交通機関の完備によって、「本線地区」の背面である裏門司から曾根地区にかけての地域、および若松西方地域に「理想的都市を整備」するということがいわれているのである。しかし、この金森氏のいう「理想的都市」とはいかなるものか、そして北九州において社会的諸問題を惹起させた大工業の集中的立地に對してどのような対応策をとろうとしているのか、これらの点については極めて不明確である。まずこの「理想的都市」に工業は誘致するかどうかという点が問われねばならないが、おそらくそこは、住宅地区・商業地区を中心とする地区であろうと思われる。とすれば、そこは、いわゆる北九州の再開発地域として、「機能地域」の再編制を行なうのか、それとも新規開発地域とするのかという問題が生じる。もし前者だとすれば、既存の住宅・商業地区の跡地はいったい誰が負担するのかという問題が残されるし、経済的にはその再編制にもなる経費はいったい誰が負担するのかという問題も生じるであろう。跡地に工場が進出・拡張してくるのであれば、問題がたんに拡大再生産されるにすぎないであろう。また、後者だとすれば、既存の住宅・商業地区において生じている問題は結局のところ解決されずに終ってしまうであろう。このように考えてくるなら、そしてすでに金森氏自身が感じているように工業とその土地利用をどう扱っていくかが、都市計画の主要な課題

となるべきはずのものであったのである。

北九州の都市計画については赤岩勝美氏による論説もある。氏は北九州五市における人口密度を問題にしつつ次のように述べている。

「都市の正常的な人口密度は一ヘクタール当り一〇〇〜二〇〇人と考えられているが、この地に於て、かかる正常都市の人口構成部分は全人口に対して僅かに二〇％に過ぎず、大部分は過密又は過少の非合理的都市形態にあり、然も、その四五％は過密なる最も悪き人口の構成であり、その範囲は海岸線に沿う带状の平地にして面積僅かに一、〇〇〇ヘクタールそこそこなれば全利用面積に対し僅かに一〇％以下の地帯であり、そこに全人口の約半数が集中しおる状況である。然して未だ市街化の余地十分なる大部分の土地が未開発のまま残されている事は、単にこの地の地形的な特質ではなく今迄都市発展に対し、都市生活圏の形成に対し、都市交通機関の拡充に対し全然地方計画的な考慮の払われなかつた資本主義都市の最も悪き例である。」⁽¹¹⁾

赤岩氏がどのようにして「都市の正常な人口密度」を一ヘクタールにつき一〇〇〜二〇〇人と考えたのかその根拠は明らかでない。それはともかく北九州における「過密」と「過少」というアンバランスのある状況を指摘しているのは、これまでの原氏や金森氏と同じである。だが、北九州の带状の平地〔本線地区〕における過密とあわせて背後地にある未開発地の同時的存在ということによって、北九州〔本線地区〕の過密はたんなる「地形的な特質」ではないという指摘には、まさしく社会科学の視角が導入されている。では、こうした北九州における土地利用の上にかかるアンバランスが生じたのはなぜかという問題になるが、赤岩氏は

「全然地方計画的な考慮の払われなかつた」

ことを理由としている。だが、はたしてそうであるうか、門司築港、九州鉄道、若松築港、八幡製鉄所、小倉第

一二師団につづく独占的諸企業の集地的立地という過去の歴史をひもどいてもわかるように、日本独占資本による北九州の土地利用にはそれなりの方向性と展望が考慮されたものであったのである。それが都市計画として文章化されるか否かは別の次元の問題であらう。とはいえ、赤岩氏のいわんとすることは、土地利用の無計画性のことである。この点では、独占資本の運動は相対的には計画性をもつとはいえ、絶対的には資本の本性に根ざした無政府性をその基本的性格としている。したがって、この独占資本の運動の無政府性が、現実の土地利用においては無政府的なかたちをとってあらわれてこざるをえない側面をもっている。赤岩氏はこの計画を一体誰がどのような立場でするのかという論点を避けている。つまり、独占資本の利益に即応するかたちで都市計画を作るのか、それとも、現代における土地利用問題の根本的原因を明らかにし、その原因をとり除くような、あるいはそこまできかなくても、当面する土地利用問題の焦点である、工業用地の拡張を規制していく計画を作るのかどうかということこそ、まさしく問われねばならなかった点であらう。赤岩氏が北九州における地方計画の欠除を指摘し、そして北九州の状況を

「資本主義都市の最も悪しき例」

としたのは、思想統制下にあった当時としてみれば、それで精一杯の表現であったのかもしれない。

ところで、戦前の北九州がもっていた軍事的工事基地として、あるいは大陸への前進基地としての性格は、アメリカ軍の主要な攻撃目標となり、それに対応すべく、北九州の山岳・丘陵は高射砲陣地となっていた。古城山、筆立山、砂利山、丸山、風師山、霧ヶ岳、帆柱山、陣山、高塔山などがそれである。こうした北九州の軍事的土地利用は、まさしく北九州工業の軍事的性格と関門港の侵略的性格の必然的な反映であった。こうした結果、北

九州においては、いわゆる一般の家屋の強制的疎開が暴力的なたちでおこなわれるのである。

「一般市民の人々の疎開も悲劇であったが、商工業者は一切の店舗工場を閉鎖しなければならず、特に機械設備の供出はその工場の生命を制し、消費抑制により商業は自ら大戸を降さねばならなかった。……(商業関係の疎開については)、第一回二四名、第二回五五名、計七九名がそれぞれの親戚、知人を頼って離散していった。疎開交付金の総額一六万二千三〇円―そのうち特殊預金一〇万三、八八七円、公債一万三、六〇五円、現金四万四、五三八円であった。特殊預金や公債は当時

名目だけであり、従って一人当たりわずかに五六四円の現金を握ってこれらの人々は再出発しなければならなかったのである。」⁽¹²⁾

こうした戦時経済社会との対応関係から考慮された区画整理事業としては次のようなものがある(第五一表参照)。

しかし、明確なたちでの強制疎開としては次のような事例がある。

たとえば、八幡では昭和一九年以來四回の家屋疎開があり、また軍用道路建設のため枝光港町地区の工場街が消滅するなど、八幡の疎開面積は三一五、七八〇万坪に達した。⁽¹⁴⁾

また若松市では、昭和一九年四月の渡船場付近(六六六坪)、同年七月中央部(二五、八二三坪)をはじめとして、昭和二〇年六月の昭和通(八、三八二坪)、波

第51表 北九州における区画整理事業
(戦前から戦後にかけて)

事業名	面積	年次
小倉 三萩野	1,222,981 m ²	昭和15~35年
〃 西北部第三	772,036	〃
八幡 岸之浦	417,008	昭和16~35年
若松 小石	1,367,061	昭和15~30年
小倉 南部第4	89,061	昭和17~24年
	3,868,147	

資料：「北九州市都市計画土地区画整理図」, 昭和47年6月付図より複製。

打町(六、四五〇坪)、白山町(四、四四〇坪)、正保寺町(二、〇五〇坪)を中心として、全市で二〇二ヶ所、疎開総面積で六万四千坪にも達した。⁽¹⁵⁾

こうした例からもわかるように北九州住民の住居権は聖戦遂行という美名のもとに全く無視せられ、かつまた生命の危機にもさらされることになるのである。

八幡市では

「昭和一九年に二回、翌二〇年に一回の空襲を受け、特に二〇年の焼夷弾攻撃により莫大の災害を被った。その罹災面積は九二万二千坪で、市街の大半に及んだ。」⁽¹⁶⁾

また門司市では昭和二〇年六月の焼夷弾攻撃により、門司港背後の繁華街は一夜にして灰燼と帰した。

若松市では約二六万坪が戦災をうけ、⁽¹⁷⁾小倉は師団があつたにもかかわらず、戦災にあわなかつたが、もし昭和二〇年八月九日が晴であつたら、小倉には原爆が投下される運命にあつた。

いづれにせよ、日本資本主義の帝国主義的海外侵略と物質的および空間的な発進基地としての北九州地域は、

第二次大戦の結果、惨々たる状況に陥つたのである。

(1) 原伸太郎「北九州五市の地方計画的考察」、『都市公論』、第一八巻第六号、昭和一〇年六月所収。

(2) 同右、一八七―一九〇ページ。なお明らかに誤植と思われるものは杉野が訂正した。

(3) 田中定「九州の経済地理的考察」、(『社会政策時報』、昭和一一年一〇月)、五五ページ。なお八幡地区における人口集中をみれば上表のとおりである。

(4) 田中定「九州の経済地理的考察」、前出、五五ページ。

(5) 同右、六八ページ。

(6) 同右、七三ページ。

(7) 同右、七四ページ。

年次	戸数	人口	備考
明治22年	251	1,229人	村制施行
〃 33年	1,700	6,460	町制施行
大正6年	17,641	84,682	市制施行
昭和8年	39,667	188,265	

資料：『八幡市概要』、昭和10年。

- (8) 金森誠之(国土計画研究所参与)、「北九州都市群の形成」、『国土計画』、第一卷第一号、昭和一七年、二三二～二三三ページ。
- (9) 同右、二三三ページ。
- (10) 同右。
- (11) 赤岩勝美「北九州地方計画上の諸問題」、『国土計画』、第四号、昭和一八年、九四～九五ページ。
- (12) 『八幡商工会議所全史』、前出、二二二～二二三ページ。
- (13) 同右、二〇五ページ。
- (14) 『八幡市史』、続篇、前出、三三五ページ。なお処理状況については同書三三六ページにあり。
- (15) 『若松市史』、第二集、前出、六一〇ページ及び九七六～九七九ページ。
- (16) 『八幡市史』、続篇、前出、三二四ページ。
- (17) 『若松市史』、第二集、前出、六〇三ページ。

第三節 戦後復興・五市合併そして都市開発計画

戦後日本資本主義は、敗戦による植民地市場の喪失、戦爆等による工業生産力の低下、戦時無計画経済による諸資源の荒廃、風水害による国土の破壊などという大きな困難に直面した。とりわけ戦災による住宅難は食料不足をはじめその他の生活物質の不足とあいまって、国民は重大な生活苦のなかに追いこまれた。だが、こうした反面において戦災は、近代的な都市計画を施行していくのの一つの契機を与えた。戦後まもなく公布された昭和二一年の特別都市計画法がそれである。

この特別都市計画法により、全国的にいわゆる“土地区画整理”がおこなわれたが旧北九州五市もまたそれぞ

第52表 戦後、北九州における
土地区画整理事業

門司水災復興	674,750m ²	(29—35)
門司柄杓田	9,781	(24—32)
小倉第二中央	152,092	(28—35)
小倉中央	233,200	(27—30)
戸畑鳥籠	38,740	(23—25)
戸畑汐井崎	82,558	(24—27)
戸畑大谷第一	165,765	(28—35)
若松堺町	32,231	(24—28)
若松藤木西部	674,148	(28—35)
小倉高田町	50,343	(22—23)
西八幡	28,386	(23)
合計	2,113,608m ²	

資料：「北九州市都市計画土地区画整理図」，昭和41年6月，付図により作製。()内は昭和年。

れこれを行っている。たとえば八幡市では昭和二年末に九五万四千坪を対象とする原案を作り、昭和五年度より八万四千坪を対象に五ヶ年計画でもって施行することを決定、その後施行面積を八三万四千六百七坪で申請、昭和三〇年三月一日に認可されている。⁽¹⁾

こうした戦災復興による直接的な土地区画整理事業は、門司九三七、一一四平方メートル(昭和二年—三年)、八幡二、六八七、二八九平方メートル(昭和二年—三六年)、若松一三三、二六九平方メートル(昭和二年—九年)の三、七五七、六七二平方メートルに達するが、ほぼ同時期におこなわれた区画整理事業は第五二表のとおりである。

戦争によって潰滅的な打撃をうけた日本資本主義も昭和二五年におこった朝鮮戦争を挺としつつ、アジアにおける反共戦略基地として急速な発展成長をみるようになった。

石炭と鉄鋼をもち、かつ大陸に隣接するこの北九州地域が、いち早くこの軌道に乗ったことも決して偶然ではない。

昭和二五年にわが国では国土総合開発法が制定され、その第一〇条にもとづいて一九の特定地域が候補地となり、そのなかで工業立地条件の総合判定で北九州はA級ランクされる⁽²⁾。かくして昭和二六年北九州五市は、背後の炭田地域とあわせて「北九州鉱工業地区」として特定地域に指定された。

これによれば、北九州地域の開発の目標は

「二一・「工鉱業立地条件の整備」として、用水の確保、港湾の改良、鉄道整備、道路整備等を推進し、工鉱業の立地条件を整備する。一一二・「国土保全」として、鉱害の復旧と防除」⁽³⁾

とされている。また国土総合開発では都府県段階での開発計画が策定されねばならぬことになっているが、昭和二六年頃にはすでに福岡県でもその素案ができており、その内容は北九州地域にかんするかぎり次のようなものであった。

すなわち北九州地区における開発の主目標は工鉱業の振興であり、根幹事業としては、鉱工業地帯の整備として、遠賀川水系の工業用水、洞海湾諸港の整備、鉄道、道路網の整備があげられている。そして「地区の特性と開発の構想」としては、

「筑豊炭田は全国の約三分の一の石炭を採掘しており、これを基盤として八幡、小倉市など洞海湾に面した地帯には鉄鋼業をはじめ化学、窯業、機械工業などが発達しており、代表的な工業地帯を形成している。

従って鉱工業の立地条件を整備していくことが主眼となるのであるが、炭田は平坦地の下にあるために鉱害地が不可避的に現われてきており、その復旧による農地と施設の有効利用を図ると共に石炭運搬の輸送施設を強化する必要がある。

臨海工業地帯では都市整備も附随して、工業用水の確保や港湾、鉄道、道路など交通施設の整備に迫られており、また電力の不足についても対策が考えられねばならない。なお門司港は九州の門戸としての重要性をもっており、この地区全域が下関市と併せて北九州特定地域となっている」⁽⁴⁾

こうした過程を経て北九州特定地域総合開発計画ができあがるが、その内容はすでに述べたところであるからここでは繰り返さないこととする。もっとも北九州の各市にあっては独自に計画がたてられ、その一つとして昭

和二八年一〇月の八幡市総合都市計画がある。その中で「特定地域総合開発」との関連で北九州における大工場五四の工業立地条件上の隘路について調査した結果を集計している。これによると、

- ① 港湾、道路等の輸送施設の不備、二八工場
一一工場
 - ② 用地狭隘
一一工場
 - ③ 用水不足
二工場
 - ④ その他
一工場
- となっている。⁽⁵⁾

ここでは北九州における工業用地の狭隘性が相当問題となっていることがわかる。

われわれは、北九州特定地域総合開発計画や福岡県総合開発計画(素案)によって戦後日本資本主義の復興過程に照応した北九州地域の開発計画をここに見ることができ、その中では、「工業用地の確保」という項目が含まれていない点に注意しておきたい。すなわち戦後日本資本主義の復興は、食料増産、エネルギー確保、既存工業立地条件の整備、災害復旧という点に求められており、そのかぎりでは、工業用地の拡大という要素は昭和二五年から三〇年までの段階では入ってこなかったのである。もっとも北九州地区についてはこの時点ですでに工業用地が工業発展上の一つの隘路となっており、かつまた将来の発展性について暗い見通しがなされていたことは注意しておく必要がある。

昭和三〇年代に入るや特需ブームの消失によって日本資本主義は本格的な恐慌をむかえ、同時に世界市場競争という波浪の中へつき進んでいかねばならなかった。このことは、日本資本主義に合理化を内容とする構造的変

革とりわけ、(1)石炭から石油へのエネルギー源転換、(2)石油化学の新導入、(3)鉄鋼業の大型化をもたらした。

このことは、北九州工業に重大な影響を与えずにはおかなかった。まず、エネルギー源のこの転換は、石炭消費地としての、そして石炭移出基地としての北九州経済に暗い影を大きく落した。また大手石炭業に対する一定の保護政策は、新規工業用地の社会的・自然的狭隘性とあいまって、北九州に石油関連企業の立地を不可能とした。このことは北九州工業地域を停滞させる大きな原因となった。

だが鉄鋼業の大型化は、八幡製鉄戸畑工場でもって新規生産させることとなり、このことが北九州工業を相対的に発展させる要因となった。

昭和三二年、科学技術庁資源調査会は、『工業の近代化と立地』のなかで

「四大工業地帯における工業開発上の諸問題」

をとりあげ、北九州工業地帯の土地的条件について次のように述べている。

「この地帯は、京浜・阪神・中京などの大工業地帯が広大な平野部を背後地として発達してきたのと大いに趣きを異にし、山を背負い、わずかに海面を埋立てて作られた、極めて狭長な地帯のうゑに、八幡製鉄をはじめわが国有数の大工場が発展してきたところである。したがって、地貌上、土地的条件に恵まれていない。ここでは、従業員の産業用住宅を建てようにもその敷地を求めるところが容易でないという実状である。

また、このため通勤輸送が非常に重要な問題となっている。

したがって、今後の工場用地は、やはり、埋立によって達成して行くより以外にない。その候補地点は、県当局の調査によると、次のようになっている。

八幡製鉄埋立	2地点	5,320千坪
住友金属埋立	1地点	100千坪
旭硝子埋立	1地点	45千坪
日明海地先埋立	1地点	850千坪
奥洞海地先埋立	1地点	406千坪
皇ヶ崎地盤上地区	5地点	570千坪
計	11地点	7,291千坪

第53表 北九州における土地区画整理
(戦後)

門司	藤松	382,080m ²	(32-36)
	大里	1,692,202	(34-45)
	山の	790,809	(38-47)
	丸山	10,254	(33-36)
小倉	足立	410,138	(32-36)
	手町	91,302	(39-40)
	葉山	85,791	(35-39)
	若園	19,252	(36-40)
	城野	706,528	(36-48)
	駅裏	9,779	(40)
戸畑	境川	2,115,329	(32-47)
	豊前	58,069	(31-42)
	椎ノ木	77,842	(35-43)
	大谷	800,706	(33-45)
八幡陣	の原第一	203,570	(36-42)
	の原第二	600,387	(36-44)
	上津	4,329,711	(28-48)
	引野	122,372	(39-46)
	折尾	459,500	(42-47)
	本城	1,500,000	(46-51)
若松	駅前	26,085	(35-43)
計		14,491,706m ²	

資料：「北九州市都市計画土地区画整理図」，昭和47年6月，付図より作製。()内は昭和年。

上表で明らかのように、埋立予定地の大部分は、八幡製鉄・住友金属などの廃滓捨場として、既に免許されているところであり、埋立終了後は各社の拡張用地として利用されるものと考えられるので、利用先は既に固定しているわけである。

日明地先の埋立に公営によっているものであるが、埋立土量の一部に付近各社の廃滓を予定しう点、および臨海地帯計画が隣接する八幡製鉄ならびに住友金属の埋立予定地と関連してたてられている点などから、これが臨海工場敷地としての価値を生ずるのはかなり将来のことに属するものと考えねばならない。したがって、比較的早い機会に期待できる地点は、奥洞海地区のみということになる。これらは奥洞海改修計画の一環として、現在水深が浅いために利用されていない部分を、マイナス七・八米およびマイナス五・五米に浚渫し、その土砂を利用して埋立、整地しようとするものである。

しかし、航路に当る部分には岩が多く、浚渫工事が簡単でないこと、沿岸一帯は鉱害地であって陥没のおそれがあるうえに地盤が極めて軟弱であること、などから上記の計画数値はなお検討の余地があるように思う。」⁽⁶⁾

北九州の自然的条件によって、工業用地の大規模な拡大は海面埋立以外の方法では不可能である。しかもなお既に見たように、この埋立権はすでに大独占企業の掌中にあり、他の企業の進出・立地を不可能にしている。

土地利用とその可能性にたいするこの大企業独占こそは、北九州における工業発展を阻止する大きな原因となり、こうし

て、北九州経済の相対的停滞がはじまるのである。

とはいえ、独占資本のあくことなきの利潤の追求という論理は、北九州市の都市機能をその活動の都合のよいように変えて行く。その一つは土地の区画整理であり、その二は、周知の五市合併であった。

まず、土地の区画整理状況からみていこう。いわゆる高度経済成長の時期におこなわれた北九州の土地区画整理事業は一、四四九万平方メートルに及び、これは北九州市街地域の約半分にも達するものであった。

その主たる目標としては幹線・産業道路の拡張・整備であり他方では増大する労働者用の団地形成がその内容であった。

ここでもう一度土地区画整理事業の歴史をふりかえってみると北九州市域では旧五市時代のそれも加えておよそ三〇平方キロメートルを対象とした土地区画整理がおこなわれている。

そこでこの土地区画整理事業が集中的におこなわれた時期をみると、北九州工業地域が完成してくる昭和一〇年代と、そして高度経済成長期の昭和三〇年代に集中していることがわかる。ということは、北九州の土地区画整理事業は工業立地によって従来の市街構造では輸送問題をはじめ、どうにもならなくなってきた都市の物理的機能の改良を目的としたものであることが一つの推測として成り立つのである。

第54表 北九州における土地区画
整理事業総括表

大正期	944,418 m ²
昭和初期（5年～20年）	9,460,172 m ²
戦時 期（15～30）	3,868,147 m ²
戦後 期（22～35）	2,113,608 m ²
成長 期（32～48）	14,491,706 m ²
計	30,878,051 m ²

資料：「北九州市都市計画土地区画整理図」、
昭和47年6月、付図より作製。

第二の問題としては、北九州の五市合併がある。五市合併はそれ自体として北九州市域面積を拡大するもので

はない。しかしながらなぜこの五市合併をしなければならなかったかという論理は、その後における北九州における土地利用の方向を規定していくことになるのである。

昭和三八年二月一〇日、北九州市が誕生する。しかし、この五市合併の基本的論理は、次の「北九州五市合併に関する陳情書」に特徴的にあらわれている。まず五市合併が必要とされる原因としては、

「五市は、それぞれ独立の地方団体として行政を運営しているため、行政のムダと重複と非効率を来しているのみならず、各市単独をもってしては、財政的にも地理的にも現況以上の発展を期待することは、きわめて困難な状況に立ちいたっております。しかも北九州五市を総体的に観察いたしますときは、いわゆる大都市地帯の様相を呈しており、周辺地帯と各市中心部との運輸機関の混雑、道路交通の過度輻輳、伝染病流行、上下水道、工業用水および工業用地の不足、港湾の整備等産業の発展と市民福祉の向上を期するうえにおきまして重大な都市的欠陥を現して来ております。」⁽⁷⁾
かくして政府に対して

「①政令指定都市に指定されること。

②合併促進のための立法措置を講ぜられること。

③北九州五市を地方開発の基幹都市として関係法律で指定し、その発展のため積極的な援助をされること。」⁽⁸⁾
の三項目を陳情するのである。

「北九州五市の産業立地条件および都市施設を整備してさらに積極的に産業と文化を育成助長し、九州地域の開発拠点として九州地方の経済・文化等の中心都市として発展するため、地方開発を促進する特別の法律を制定される場合は、北九州五市をその指定地域に指定し、積極的な援助をされるよう要望いたします。三六年一〇月六日」⁽⁹⁾

一言でいえば、北九州における独占資本の活動にとって戦前からの産業基盤ではもはや狭隘となり、しかも旧

市単位の財政規模ではこの狭隘性を打破することができず、国家財政の援助と地方財政の巨大化をつうじて産業基盤とりわけ工業用地、用水、道路交通体系整備拡充を図ろうとするものであった。⁽¹⁰⁾

したがって、ここでは響灘および裏門司の開発が中心課題となってくるのであり、かつ、その具体的推進力としては、門司、若松両市のなかから積極的合併論者を作りだし、両市における「場末論」を抑えねばならなかった。

かくして、門司市長が中野真吾氏から柳田桃太郎氏に変わり、氏が裏門司出身ということも手伝って、独占資本は氏を急にかつぎ出すことになった。氏は五市合併に対する態度として、

「五市合併には原則的に賛成だ。しかし五市が合併すると行政の中心は小倉または八幡になろうが、そうすると門司は都市のはずれになる。消費力が中心部に移ることも予想され、市内の商工業者には現実的な問題として反対感情があることも見逃すことはできない。とはいえ、北九五市の交通・通信は有料北九州道路、臨海道路あるいは国鉄電化などの動きにみられるように、一行政区を越えて統一の方向に進んでいることは争えない。私としては市民感情は無視できないが、大局的には「五市合併バス」に乗り遅れないよう細心の注意を払っていきたいと思っている」⁽¹¹⁾

この交通・通信の地域的統一化をもって、行政区区域の統一が必要だという論理は、社会的諸関係を抜きにした全く幼稚な議論でしかない。

当時の若松市長吉田敬太郎氏は

「私も五市合併には原則的には賛成だが、これにはいろいろの問題があると思う。大事なことは、単に行政区画を一つにすることでなく、文化・経済の交流・交通路線の拡張など各市共通の利益の面をできるだけ増すようにすることが大切だ」⁽¹²⁾と述べ、若松市民の利益を五市合併のなかでどう追求していくかという論理が一本貫いている。

こうしたいきさつからみて、独占資本のあと押しによる初代北九州市長の候補として柳田氏が選ばれたのは当然の成り行きであった。だが、北九州市民は独占本位の行財政に反対し、社会党の吉田法晴氏を市長に選んだ。独占資本による北九州市支配は一時的・部分的に後退を余儀なくされた。

さて、昭和三七年一二月に鶴崎県政のもとに出された福岡県の『県勢振興計画』は、振興拠点都市の中核としての北九州市に関して次のように策定している。

「新市のマスタープラン策定にあたって、とくに留意すべきは、都市整理の方向である。すなわち、産業内容にたいして著しくおかれていた都市機能を、集約化し、特化することである。新規工場の無制限な導入によって、都市機能をよわめ、市民環境をこれ以上損う愚はさけない。響灘地区、奥洞海地区、小倉日明地区等における既存、関連工業の設備拡大は認められるが、新規工業の導入はできるだけさけることが望ましい。新しいコンビナートや企業集団は、現在、開発をすすめている裏門司・苅田地区に、主として展開する。なおこの場合も、この地区だけを視野に入れず、行橋・豊前地区はもちろんだ分・鶴崎地区との関連を大きく視野に入れて、大規模工業集団が展開するよう産業基盤を開発強化すべきである。」⁽¹³⁾

ここには、すでに周防灘臨海工業地帯構想の淵源がみられる点と同時に、北九州市をば福岡県における「産業の心臓部」として特化させると規定している点にも注目しておきたい。たしかに北九州市は福岡県においてのみならず九州地方における産業集積地である。だが、すでに工業が過度に集積された地域である。産業発展の基盤も社会的条件も限界に達した地域である。

この『県勢振興計画』には、北九州にたいするきびしい認識があった。

「北九州市は既成工業地帯であり、過密排除の地域に属する。そのかぎりでは、他の既成工業地帯とおなじく工場の新増設を原則として禁止、制限し、道路、鉄道、港湾、用水、住宅等のネック解消に全力をあげ、下水処理、都市清掃等のための

投資を強化しなければならない。けれども、過度密集の現状と展望において北九州は他の三大工業地帯と内容がならずしもおなじではない。特殊な産業部門だけへの傾斜と、部門間関連の欠除と、中小企業の層のうすさに、特徴づけられている。工業地帯として有機的内部関連をつよめるためには、過密防止といっても、むしろ積極的に導入、強化しなければならない部門もある。またそのかぎりでは、たんなるネットワーク解消ではなく、先行投資の理念に依拠しなければならない。北九州をそういう特殊の地域としてわれわれは理解する。⁽¹⁵⁾

われわれは、ここに至って奇妙な論理がこの『県勢振興計画』にあることを知る。つまり、さきには「新規工業導入はできるだけさけることが望ましい」としつつも「既存、関連工業の設備拡大は認め」ていた。

いしかえると、既存の八幡製鉄等の拡大は認め、他の新規工業の立地は認めないというのは、この地域の工業用地利用が独占的大企業によって締めだされているという現実認識の一つの表現としてうけとめられていたのである。しかし、今度は、北九州における産業構造のなかに欠除している「有機的内部関連」産業を「積極的に導入・強化」ということになる、さきの発想とどう一致させるのか、さらには、一体こうした産業をどこにどのように導入するのかという土地利用の面からもその論理的一貫性が全く不明瞭になるのである。

あえていえば、工業誘致と過密防止という二つの矛盾する論理を「合理的に」表現しようとした結果なのかもしれない。

その結果が「産業構造の更生」という計画の基本方針となり、その第一番目に「機械工業の重点育成」となっており、つづいて「鉄鋼関連産業展開への支持」、「既存主要工業拡大のための条件整備」、「中小企業の育成強化」、「中小企業の組織化」となり、最後に「中国および東南アジア貿易の促進」となってあらわれてくるので

ある。

これとの関連で「産業基盤の強化・拡充」となるが、ここでは「用地造成の積極化」がうたわれている。

「用地造成の主力は工場敷地である。もちろん、工業用地とともに、住宅、公共用地を十分にみこむこと、他の産業基盤（水、道路、港湾等）の強化と関連させること、農業の合理的土地利用で設定されるものと矛盾しないことが肝心である。造成の力点は、沿海部では、瀬戸内地区・福岡地区・有明地区、内陸部では、福岡・直方・久留米の各地区である。

この課題にもとづく基本方針

(a) 工業用地は、工業立地の最大の基盤である。地域の工業適正配置構想にもとづき、用水、輸送施設をあわせ整備しなければならぬ。地域の特性というばあい……瀬戸内地区については、中・四国をふくむ瀬戸内工業地帯の一環として、適種工業、配水余力、北九州工業地帯の伸び等を勘案しつつ、用地造成を行わねばならない。

(b) 農地については、土地利用高度化の見地からも、農地として残される地域の保全・振興に心がけること。とくに農地保全地域を想定し、土地条件整備計画を樹立し、これを強力に推進する。

(c) 市街地については、県内諸都市の発展にたいして、都市施設の整備がともなわず、都市機能が十分にはたされていない憾みがある。各都市は、早急にマスタープランを作成し、それにもとづいて都市計画をねりなおし、市街地の設定をなすべきである。

(d) 住宅地については、一方で過密を防ぎ、他方で無計画な他の利用区分の土地（工場用地、農地等）への侵入を防がねばならない。こんにち、土地の住宅化はきわめて無秩序におこなわれ、他方、宅地不足もはなはだしい。土地利用高度化の見地から、各都市のマスタープランにもとづき集団住宅地の開発をすることが望ましい。このため、それを誘導すべき公共機関（住宅公団、公社）の積極的活用がのぞまれる。

(e) 土地利用区分は総合的に考えられねばならない。住民生活に緑を保存することは、土地利用計画を策定する者の最

大の責務である。農地、林地等は産業のためでなく、生活のために、意識的に残されねばならない。⁽¹⁶⁾」

昭和四〇年一月、北九州では吉田市政のもと、『北九州市長期総合計画』が発表された。そこでは地形上の制約と大企業による土地独占が認識されたうえで、土地利用の問題点を次のように整理している。

〔一〕 地形と現況

北九州市の地形は、足立山、帆柱山、高塔山などの海岸線にせまった山地部分が市域の大半をしめ、平地部分は小倉区の紫川流域、日豊本線にそった農村地帯の沖積平野および八幡区の黒崎、折尾方面へ展開した奥洞海湾の低平地帯をようしているにすぎない。狭あいな臨海低平地帯は重化学工業などの工場群に占有され、その背後の山腹地帯に住宅が密集し、幹線街路、市街地街路などもこの海岸線にそって展開した帯状都市を形成している。この地形的制約にくわえて、産業構造の高度化、人口の稠密化、市民生活の近代化、生活圏の広域化にともない、道路体系は混乱して交通障害をひきおこし、用水不足、産業公害の発生などの弊害がしだいに増大しつつある。また、住宅地と商業地、住宅地と工業地などの混在が多くみられ、市民の日常生活への影響はますます大きくなりつつある。

既存市街地の開発とともに、地形条件のみならず社会経済的にも海面埋立による用地造成と、裏門司、国道一〇号線および国道二〇〇号線沿線の開発が必要である。さらに、あらたに計画設置される国鉄新幹線および九州縦貫自動車道の構想にもとづき、新駅やインターチェンジの予想される地域やその沿線地域の開発はそれぞれの特殊性を維持しつつ、コミュニティ計画とともにすすめられるべきであろう。

土地利用計画は、都市形成の歴史を尊重し、地域の特性を生かしつつ、地域的、業態的な相互均衡を基調とした市民の福祉、市民の生活、所得、文化をたかめるための生活環境の改善と産業基盤の整備を基本に、たんなる工業都市としての発展のみならず、政治、経済、学術、文化の完備された都市建設のための基礎であり、その策定と実行は大規模かつ抜本的に展開されなければならない。⁽¹⁷⁾」

こうした現状認識と土地利用計画の基本姿勢が述べられたのち、土地利用計画は各問題点毎に展開される。やや長いが引用しておく。

「一、住宅と土地利用 北九州市は、臨海部埋立と内陸部開発による工業用地造成と、地域工業生産の上昇、高度化、多様化がもたらす商業構造の高度化と規模の拡大は急テンポで進展し、西日本産業経済圏の中心として発展する。それにとりなう第二次産業および第三次産業人口の増加傾向は、今後ますますいちじるしくなるであろう。

本市の地形的制約などによる住宅難はきわめて深刻になり、土地価格の騰貴をきたし、住宅用地を市街地域内に求めることは困難なものとなっている。したがって、既存市街地の再開発とともに、道路体系、商業施設、各コミュニティ相互間の関連を考慮しつつ、生活基盤の整備された住宅地の開発が必要となる。

将来人口の推計から、人口増は約三〇万人とみられ、それに対する市街地・宅地需要は昭和三九〜五五年間で約二、四〇〇ヘクタールが必要と考えられる。

住宅用地としてあらたに開発が考えられるのは若松区島郷地区、門司区裏門司地区、予定九州縦貫自動車道ぞいの門司区大積地区、小倉区吉田・葛原・曾根地区、城野・北方地区、八幡区引野・下上津役地区である。

さらに生活圏の拡大にともない、広域の見地から周辺市町村、とくに本市と福岡市間の国鉄および国道三号線ぞいや、国道一〇号線、国道二〇〇号線沿線地域における住宅供給も総合的に計画実施されなければならない。

住宅地開発・再開発は市民の福祉の基礎条件の一つであり、それは公園緑地をもふくみ、かつ生活基盤の整備されたものでなければならない。そして、その土地利用計画は市域全体の立場から総合的に計画されるだけでなく、より広域的生活圏にまで配慮すべきであろう。

二、商業と土地利用 産業基盤の整備にとりなう製造工業の立地による人口の社会増と、比較的発達のおくれていた商業、サービス、運輸、通信などの成長と充実は、本市における第三次産業人口の増加をもたらすものである。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

工業用地需要想定

	原単位	工場用地 必要面積	工業用地昭和38年以降必要面積		
			工場用地	関連用地	計
昭和37年	m ² /百万円 36	1,920 ha	ha	ha	ha
“ 45年	31	2,780	860	340	1,200
“ 55年	20	4,000	2,080	720	2,800

臨海部の重化学工業と筑豊石炭工業の基幹として後背地農村部をひかえ交通の要衝として発展し、商業・ビジネスセンターとしての地位をかためた小倉は、今後とも商業資本の進出、金融、商社などの新設、充実に進展し、北九州の第三次産業の中心的地位をかためるものと想定される。それは、九州縦貫自動車道と本州を接続する関門架橋、国鉄新幹線の実現や、裏門司から大分へと伸びる新規工業地帯のはねかえりをうけとめて、第三次産業の発展は小倉の商業核の拡大へと拍車をかけるにちがいない。したがって、商業地域の拡大発展方向は現在の商業中心地と、予定される国鉄新幹線の駅を結ぶ地域に伸びるものと予想されることも考慮して、その規模の想定にもとづいた開発

・再開発の計画が早急になされる必要がある。

また、若松、戸畑、八幡、門司の現状はそれぞれの発展形成過程に原因するところの工業地域および住居地域と商業との混在は、いくたの市民生活上の混乱をひきおこしている。生活基盤の整備、コミュニティ計画とあいまってあらたな再編成、再開発が必要である。

人口増や輸送施設の波及効果に対応してあらたに開発される住居地においては、そのコミュニティ計画をより完全なものにするためにも合理的、計画的な商業地域をとることが必要である。

三、工業と土地利用 北九州工業地帯は、鉄鋼を中心とする原料・素材供給型の工業構造であり、大企業にかたよった企業構成をしめし、加工、組立などの関連工業と中小企業の比重がきわめて低い。化学工業用原料およびエネルギーとしての石炭の優位性の急激な低下、関東、関西、中京の諸地域の素材供給地としての北九州の重要性の衰退、二次加工工業、組立工業などの成長産業をもたない北九州工業の内部矛盾、用地・用水不足、交通障害、公害など産業基盤の老朽化、狭あい性、過密化の弊害、都市機能の低下、これらが西日本経済圏の重要拠点たる北九州工業地帯が直面する重大かつ基本的な問題である。

産業の高度化と経済圏の拡大は工業用地需要を増大し、その拡張は海面埋立に指向し、中小資本のわりこみ拡張は周辺住居地および農耕地にむけられている。

工業生産の予測水準を前提とすれば、工業用地として二、八〇〇ヘクタールが必要である。輸送体系の整備、住居地の確保、地価抑制をふくめた合理的な土地利用計画が確立されるならば、裏門司と曾根と苅田の臨海埋立とその後背内陸農地および響灘埋立の第一段階をあわせることにより十分まかなうことができる。

既存工業はその大部分が臨海部をしめ、後背住居地に公害をおよぼし、市民生活をいちじるしく阻害しているが、導入予定が予想される二次加工工業の中小工業は企業規模が比較的小であるので、国道一〇号線、国道二〇〇号線などに無秩序に立地することが予想される。したがって、業種、作業工程などを十分に考慮してできるだけ集団化した計画的な配置、すなわち企業団地化した計画配置がのぞましく、企業が住居地、商業地を侵蝕することのないように細心の考慮がはられねばならない。

臨海工業用地と内陸部工業用地にいかなる工業をいかに配置するか、これは産業基盤とコミュニティ計画とを慎重に検討したうえで決定されなければならない。

なお、洞海湾に注ぐ江川を拡幅、浚渫して運河とし、港、道路、鉄道を整備してこの沿岸地帯を中小企業工場団地化しようという運河計画があるが、周囲が丘陵地で平地がすくないこと、後背地の住居地域（島郷など）に対する公害の悪影響、運河整備工事のための諸費用がその後の工業生産にみあうかどうかどうも疑問であることなどの点から再検討の余地があると思われる。

四、交通輸送と土地利用

北九州市の輸送手段は、第一に産業の市内での発展と周辺部への展開、第二に関東、関西、中京との経済的連けい、第三に北九州工業地帯のエネルギーを西日本経済圏へ波及、伝達する三つの性格をもっている。既存の交通網は、地形的な影

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

響と都市形成の過程とから海岸線に集中し、重化学工業群の臨海地帯立地とあいまって、都市交通と産業交通との混合混在をみ、交通障害をひきおこしている。

輸送手段についての全国的な傾向は、鉄道輸送と路面輸送の機能的分化であり、鉄道輸送は重量物、長距離貨客の輸送手段への特化であり、域内輸送手段としての路面輸送はその重要性を増大しつつあり、本市の広域的な道路体系の整備は、もつとも重要な問題である。

市民生活の高度化、生活圏の広域化、自動車利用の進展は、住居地に構成される各コミュニティ相互間の連絡手段としての道路体系の整備を要求する。したがって、道路体系と土地利用の関係はきわめて重要な問題である。

本市における九州縦貫自動車道、国鉄新幹線、関門架橋、関門海峡縮切堤計画など、これらのもたらす駅、インターチェンジがその地域におよぼす影響は大きく重要である、それゆえ、土地利用計画にあたり、広域的な道路輸送体系、鉄道輸送体系などの十分な配慮がなされなければならない。⁽¹⁸⁾

この長期計画では住民本位の土地利用がたしかにうたわれている。それは

「既存工業はその大部分が臨海部をしめ、後背住居地に公害をおよぼし、市民生活をいちじるしく阻害している。⁽¹⁹⁾」
 という現状認識をふまえたうえで、公害防止を一つの柱とし、市民相互間の交流を重要視したコミュニティ計画を第二の柱とした土地利用計画であった。

とはいえ、公害のできている北九州に、なぜこれ以上に工業をより一層集積させねばならないのか、という論理の欠如と、公害をどの基準でもって防止するのか、さらには、住宅問題との関連で住宅を年間いくら建設するのかという具体的計画の欠如は、いわば、この計画の欠点として残ったのである。

(1) 『八幡市史』、続篇、前出、三七三ページ。

- (2) 『特定地域指定要請地選定の基本方針及び作業概要』、経済安定本部国土総合開発事務処。昭和二十六年九月二日、二六ページ。なお北九州の「発展度」はD級にランクされている点は注意しておく必要がある。
- (3) 『特定地域の開発目標及び開発計画立案上の問題点について』、経済安定本部国土総合開発事務処、昭和二十七年四月二日、二二ページ。
- (4) 『都府県総合開発計画素案』、昭和二十六年都府県中間報告書の検討。経済審議庁計画部、二八六～二八九ページ。
- (5) 『八幡市史』、続篇、前出、三一八ページ。
- (6) 『工業の近代化と立地』、科学技術庁資源調査会、昭和三年、一〇四～一〇六ページ。
- (7) 『北九州市合併の記録』、昭和三八年四月、二八ページ。
- (8) 同右、二八～二九ページ。
- (9) 同右、二九ページ。
- (10) 『八幡市史』、(終篇、昭和三十八年)によれば、「戦後北九州工業地帯は、他の工業都市に比べ、その生産の伸び率が相対的な停滞を示している。これは、石炭燃料の重油転換、技術革新、大陸市場の喪失、さらに他の工業地帯において、原料供給拠点が臨海地域に立地しつつあるなどの理由からいっても、北九州工業地帯の工業立地条件の優位がうすれている。一方では、成長加工部門が欠如しており、産業基盤はせまく老朽化しているからである。このような経済的停滞性から脱却し、さらに今後の発展をはかるため、用地、用水、港湾、道路、輸送など、大規模かつ技術的な対策をたて、北九州の産業基盤をすみやかに整備、再開発する必要に迫られている。しかし五市という分立した行政のもとでは、十分な成果を得ることは、困難である。したがって五市の合併による一本化された強力な行政力、財政力によって、産業経済の画期的振興策をたてるべきである。」(六二ページ)とかがかかれている。
- (11) 同右、五六ページ。
- (12) 同右、五五～五六ページ。
- (13) 『県勢振興計画』、福岡県、昭和三七年一二ページ。
- (14) 同右、一三ページ。
- (15) 同右、一六ページ。

北九州における工業立地と土地利用問題(杉野)

- (16) 同右、四四～四五ページ。
- (17) 『北九州市長期総合計画』、北九州市、昭和四〇年一月、一九一ページ～一九六ページ。
- (18) 同右、一九六～一九九ページ。
- (19) 同右、一九八ページ。

第四節 新全総と都市計画

北九州工業が相対的停滞にあるとき、日本資本主義は、いわゆる高度成長政策のもとに、太平洋ベルト地域を中心に、鉄鋼・石油精製・石油化学などの重化学工業を集中させた。しかし、その必然的結果として、それらの地域における産業立地条件は狭隘化し、もはや地域集中による独占利潤の確保は困難となってきた。このような背景のもとに、昭和四四年五月経済企画庁からだされた『新全国総合開発計画』は、昭和七〇年代以後における日本の地理的産業配置を新しく構想したものであった。とくに、「九州地方開発の基本構想」の中で、北九州は主に「工業として」の関連で次のような位置づけが与えられている。つまり「開発の基本方向」として、

「工業については、北部および中部における基礎資源型工業と都市型工業……のための基盤整備を重点的に行ない、生産の増大と産業構造の高度化を図る。」⁽¹⁾

とされ、「主要開発事業の計画」としては、

「工業については、北九州から熊本にかけて連担する都市地域……において、既存の集積に加えて、新たに機械金属等都市型工業の積極的導入を図るため基盤整備を行なう。」⁽²⁾

となり、そして「主要開発事業の構想」としては、

「工業については、西瀬戸内広域経済圏の一環として、福岡、大分の瀬戸内臨海地域の開発を進め、周防灘周辺地域に基礎資源型工業を中核とする大規模な工業基地の建設を図り……云々」⁽³⁾

とされている。このように「新全総」では北九州は基礎資源型および都市型工業のための「基盤整備」がやかましくいわれ、機械金属等都市型工業の導入が一方でいわれてはいるもの、他方では、西瀬戸内経済圏の一環として、周防灘周辺地域に、「基礎資源型」工業を中核とする大規模工業基地の建設が構想されている。いずれにせよ、北九州ではいわゆる工業中心の開発構想がなされていることに注意しておかねばならない。

この「新全総」の策定とあわせて、北九州市でも大規模開発事業計画が考えられており、それは昭和四三年一月に、はやくもその第一次試案が『新全国総合開発計画に対する北九州都市圏の大規模開発事業』（北九州市）というかたちで出されている。これによれば、北九州都市圏は国鉄小倉駅から半径三〇キロメートルの範囲でかつ昭和四〇年において、北九州に対する通勤通学の依存率三〇以上の市町村として設定されており、そこでの土地利用計画は次のようになっている。

- (1) 都市部業務地区 小倉中心部を主とし、八幡黒崎地区を副とする連たん市街地
- (2) 住宅地区 小倉東南部、八幡西南部の住宅地区と周防灘沿岸内陸部、若松、直方周辺に開発される大規模な新住宅市街地区。
- (3) 工業地区 既存の洞海湾周辺地区、新たに工業配置が構想される周防灘・響灘臨海部の主軸と筑豊に形成される若干の内陸工業団地。
- (4) 景観レクリエーション地区 関門周辺の瀬戸内海国立公園地区、若松―芦屋の玄海国立公園地区と平尾台、英彦山地区。⁽⁴⁾

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

土地利用についてみれば、(1)、(2)、(4)は既にそのようになっており、この点では具体的な行財政措置の必要性はあまりない。むしろ問題は工業配置構想としての周防灘・響灘の埋立にある。つまり、ここでは周防灘、響灘臨海工業地帯の建設事業が

「山口県防府地区、北九州、大分県国東半島北部に至る周防灘、響灘沿岸一帯は、水深その他の面から海面埋立による広大な用地造成が可能であり、すぐれた港湾群や広大な背後地を有することと相まって日本列島中、最大規模の臨海工業地帯建設の適地である。したがって、この地域一帯に国際化時代に相応する超大型の工業地帯を造成することにより、広島、北九州、大分に至る一帯に大工業軸を形成し、電力、石油、化学、鉄鋼、造船、機械と結びついた大規模の複合コンビナートを建設して日本工業の大宗を担うこととする。」⁽⁵⁾

として、埋立地は当初よりはっきりと「工業用地」として決定せられていることである。

しかし、ここになぜこの埋立地に工業を立地させなければならないのか。その必然性はさきの文章からはききめて非説得的である。それは一方で自然決定論にもとづき、他方では国際化時代という非科学的想定にもとづき、きわめて皮相的な根拠づけが行なわれているにすぎない。

なぜ、この埋立地を地域住民が忿している住宅地や公園としないのか、すなわちいままさに問題となっている工業立地とそれにもなつて生じてきた北九州地域のきわめて偏奇的な土地利用形態を改善しようとするのか。

この計画にもとづけば北九州における用地造成は、周防灘に二九平方キロメートル、そして響灘には三七平方キロメートルとなっている⁽⁶⁾。そうなればあわせて六六平方キロメートルの平坦地が出現することになる。これは、現存の北九州地域の平坦地よりも広大であ

小倉東南部地区	2,300 ha
八幡西南部地区	1,000 ha
若松西部地区	1,300 ha
新門司地区	1,000 ha
その他の地区	100 ha
合計	5,700 ha

第55表 北九州における工業用地造成計画

地区名	事業主体	事業目的	計画期間	計画面積 ha	昭和43.9現在 造成済面積 ha
(周防灘地区)					
新門司地区	北九州市	工業用地	1期昭36~45 2期昭46~54	258.1 350.9	126.9
太刀浦地区	北九州港管理組合	埠頭用地	昭43~47	34.5	—
草見工区	北九州市・苅田町	工業用地	昭38~46	105.3	(事業費3/5 進捗)
(響灘地区)					
安瀬地先	建設省第四港湾建設局	港湾施設用地	昭42~	214.1	—
“	北九州港管理組合	貯木場, 関連工業用地	昭43~48	40.5	—
小石地先	八幡製鉄, 旭硝子, 電源開発, 日本炭礦	社有地	~昭53	1,390.2	235.0

資料：『福岡・北九州大都市圏開発構想および北九州市開発整理計画』, 前出, 22ページ。

る。その広大な平坦地をなぜ「工業」に、独占資本のためにのみ利用させねばならないのだろうか。またほぼ同時期（昭和四三年一〇月）に出された『福岡・北九州大都市圏開発構想および北九州市開発整備計画』もほぼ同内容のものであった。

しかし、この「北九州市開発整備計画」については三つの点でみておく必要がある。まず土地利用計画では商業地区として、

「門司港、門司駅前、戸畑中部、若松中部、八幡中央町、黒崎駅前、折尾などの各地区をコミュニティセンターとして整備する。」⁽⁷⁾

とされている。しかし、この「コミュニティセンター」の具体的内容が明らかでないし、しかもこれを文字どおり「市民の対話の場」とする論理におきかえてみると、一体「商業地区」とこれがどのように関連してくるのかきわめて曖昧である。この「開発計画」で明らかにされているもう一つの点は、「都市環境の整備」として住宅構想があげられていることである。

「昭和六〇年における市内人口を一三五万人と予測し、一世帯一住宅を目標とすれば、現有の住宅不足数を加えて二〇万戸の住宅不足が予想される。」⁽⁸⁾

として市域内開発可能の非市街地面積を五、七〇〇ヘクタールとしていることである(一七三頁の表参照)。⁽⁹⁾
また、北九州市域における工業用地造成計画についてもかなり具体的な内訳が出されており、それには次のようになっている(第五五表参照)。

谷市政のもとにだされた昭和四五年の『北九州市中期計画一九七一—一九七五』は、いわば名目的にはさきの「長期計画」にもとづいた「実施計画」として出されたものであるが、そこでも「新全総」との関連で工業中心の開発がいわれている。

「これまで、北九州は、産業都市として成長してきたが、新しい時代における北九州も工業を中心とする生産活動と立地条件をいかした貿易や流通が都市発展の支柱となる。このため、過去の工業集積や港湾機能をいかし、響灘、周防灘に新しい大規模な工業地帯の造成をすすめる一方、一部業種に偏重した工業構造や中堅企業の層のうすさを改善しながら、昭和六〇年に三兆円の工業出荷額を期待する。」⁽¹⁰⁾
かくして、土地利用としては、

「一三五万人の市民が快適な環境のもとで生活でき、三兆円の出荷額を生み出す工業などの経済活動が効率的に行なえるようにするため昭和六〇年の土地利用をつぎのように想定し、基盤の整備をすすめていく。」⁽¹¹⁾
とされる。

「一、住居地区 現市街地は、都市再開発、区割整理、不良住宅地区改良等をつうじて、オープンスペースに富む高層住宅街へと都市改造がすすめられ、新しい工業地帯へ移転した市街地内の工場のと地は、住宅地として有効に活用される。
また、周防灘沿岸部、八幡西南部、若松北西部地区には、環境のよい郊外住宅地が形成されよう。そのさい、昭和六〇年までに必要な新規住宅地区はおおむね六、〇〇〇ヘクタールと想定される。

二、公園緑地地区 北九州の貴重な財産である豊富な自然の保全とこんごのレクリエーション需要の増大に対処するため、門司北東部、若松西部の臨海地区、北九州国定公園地区(予定)、自然休養林地区等の自然はそのまま保存され、レクリエーションの場として活用される。また響灘、周防灘に展開する大規模工業地帯には、公害防除と工場公園的な(地区を一杉野)形成するため、しゃ断緑地帯を配し、山田弾薬庫についてはレクリエーション地区への転用をはかる。

三、商業業務地区 現在すでにかなりの集積をもつ、門司港、大里、小倉中部、戸畑中部、若松中部、八幡中央町、黒崎駅前、折尾地区等は、都市再開発事業の推進により、高密度な商業業務地区として整備される。また小倉東南部、八幡南部地区には、新しい流通センターが建設され、流通業務市街地が形成される。

四、工業地区 響灘、周防灘の海面埋立地に公害のない新しい工業地区が出現する。それは、工場用地二、五〇〇ヘクタールに公共施設、流通施設、しゃ断緑地帯等の関連用地二、六〇〇ヘクタールをあわせ、五、一〇〇ヘクタールにもおよびぶ。この新しい工業地区は、市街地内での住工混在の解消や公害要因をもつ市街地近接の工場移転用地としても、積極的に活用される。このような工業開発がすすめば、やがて洞海湾埋立などもクロスアップされてくるであろう。⁽¹²⁾

この土地利用計画では、まず第一に住居地区がとりあげられ、工業地区が最後になっている点で、あたかも住民本位の土地利用計画であるかのようなポーズがとられているが、内容的には必ずしもそうではない。つまり、都市再開発等ということで、市街地のオープンスペース化論が展開されているが、一体、こうしたオープンスペースは、たんに高層住宅化ということで解決できるものであろうか。ここでは、まさしく、低所得者層に対する強制「土地立ちのき」がその反面として必ず出てこざるを得ないであろう。また工場跡地の住宅地化にしても、低家賃住宅ということがいわれなければ、本当の意味での住宅問題の解決にはならないであろう。また小倉の東南部の住宅地化がいわれなくなっている点はどういうことなのであろうか。第二に、公園緑地地区については、

たんに自然の「保全」というだけで既存市街地における積極的施策に欠けている。たしかに公害を意識した工場公園やしや断緑地帯の配置ということがいわれているが、その具体的内実や基準が全くあいまいなものでしかない。第三の商業業務地区についていえば、たしかに「コミュニティセンター」の建設という抽象的な発想は排除されているが、かわって「流通センター」の建設が登場してくる。しかし、はたして、そこに「流通業務市街地」が出現するのか、またなぜそういう種類の市街地を作らねばならないのかという論理は全く明らかでない。第四に、響灘、周防灘の海面埋立で約五一平方キロメートルの平坦地が出現するが、これを工業用地として利用するという基本方針は、公共施設(大企業相互間にとっての)や流通施設というかたちで、むしろはつきりと具体的に出されてきている。

さて、亀井県政のもとでは、北九州市の土地利用がどのように考えられているのであろうか。昭和四七年四月に福岡県は『福岡県長期ビジョン(人間中心社会の創造)』を発表した。

この長期ビジョンにおいては、「地域における開発の課題と目標」と題して、「北九州広域生活圏」を設定し、現状を羅列的に次のように捉えている。

①既存工業の停滞(素材型工業への傾斜)、②産業公害の進行、③人口の伸び悩み、④都市再開発の遅れ、⑤北九州港の地位の低下、⑥臨海部における新規大型企業の漸進的進出、⑦山村部における過疎化の進行⁽¹³⁾

ところで、これを土地利用問題としてみると、①は産業構造にも問題があるが、大企業による工業用地の独占的利用が北九州工業における停滞の原因であり、⑥では、産業構造の畸型化を一層激化させる方向にむかっていることを示すものである。③については、この過密地域ではむしろ喜ばれることであり、むしろ地域住民のた

第56表 裏門司埋立第一期計画地区における工業配置面積

内 訳	面積(千平方米)
土木機械・造船関連	770
非鉄金	270
空地	270
食料、化学、セメント配分基地	270
窯業配分地	120
石油配分地	120
公共用	133
パルプ	20
総面積	1973

資料：日本工業立地センター「北九州市工業開発調査」Ⅱ。
なお数値は63～64ページより杉野が集計。

めの④都市再開発の遅れこそ急速に解決すべき点であろう。

とはいえ、この再開発の具体的内容になると問題が生じてくる。まず、住宅団地についてみると、これは「北九州市の再開発と産業公害の防止」、「新市街地の合理的開発」という開発構想にもとづいてでてくるものであるが内容的にみると、その一つは都心部再開発として

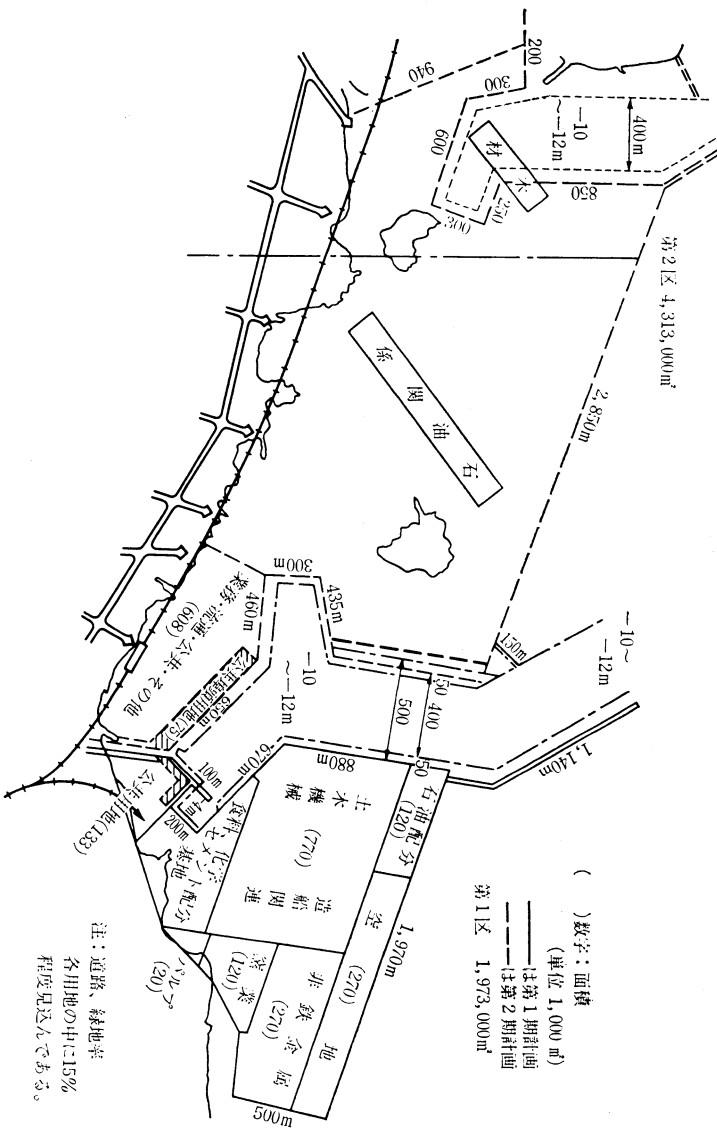
「より高度化多様化する生活および経済活動に対するサービス機能を適確に果たすため、都心部を中心にした都市改造」⁽¹⁴⁾を主張し、その二として市街地環境の整備としては、

「過密化の抑止を前提として、都市改造および土地区画整理を基礎に過密地区の高層化と住宅地の再開発をすすめ、オープンスペースの確保、パーキングの設置、歩行者優先の街路機能の形成をはかる」⁽⁵¹⁾となつてゐる。

このように住宅団地建設についての具体的政策については全くふれられていない。むしろ、北九州市の中期計画と同様に都心部における高層化とモータリゼーションを無反省的にうけいれた土地利用政策が述べられているにすぎない。いうなれば、地域住民の直面している住宅問題を真正面から解決する方向は、この土地利用政策の中にはなんら具体的に提起されていないのである。

ここでもやはり注目しておくべきことは、響灘、周防灘の大規模工業用地の造成である。すでに北九州における新規大規模用地は、海面

第三図 襄門司計画平面図



資料: 日本工業立地センター「北九州市工業開発調査」, II, 63~64ページ。

埋立以外にないことは再三述べてきたところであるが、これが明らかに「工業用地」として用途を決定したうゑでなされていることは北九州市の「中期計画」と全く軌を同じくしていることに注意しなければならない。

ところで、「北九州市中期計画」においては、工業地区における土地利用としては、響灘、周防灘の海面埋立地には「しゃ断緑地」が考えられており、また公園緑地地区の項においても大規模工業地帯には公害防除と「工場公園的な(地区を——杉野)形成するため、しゃ断緑地を配し」という具合に「公園緑地」ということが強調されている。

だが、はたしてこれは現実の過程でどのようになっているのであろうか。若干の資料によりこれを検討していきたい。

昭和四〇年度に北九州市より日本工業立地センターに委託された『北九州市工業開発調査』はとりわけ裏門司臨海工業地区についての検討を行い、その結果を四一年三月に報告している。その第二部は「工業配置の構想」となっており、ここでは、大きくみて第一期計画(第一区)と第二期計画とにわけられている。そして第一区は総面積一、九七三平方メートルとなっており、その内訳は、第五六表のとおりである。

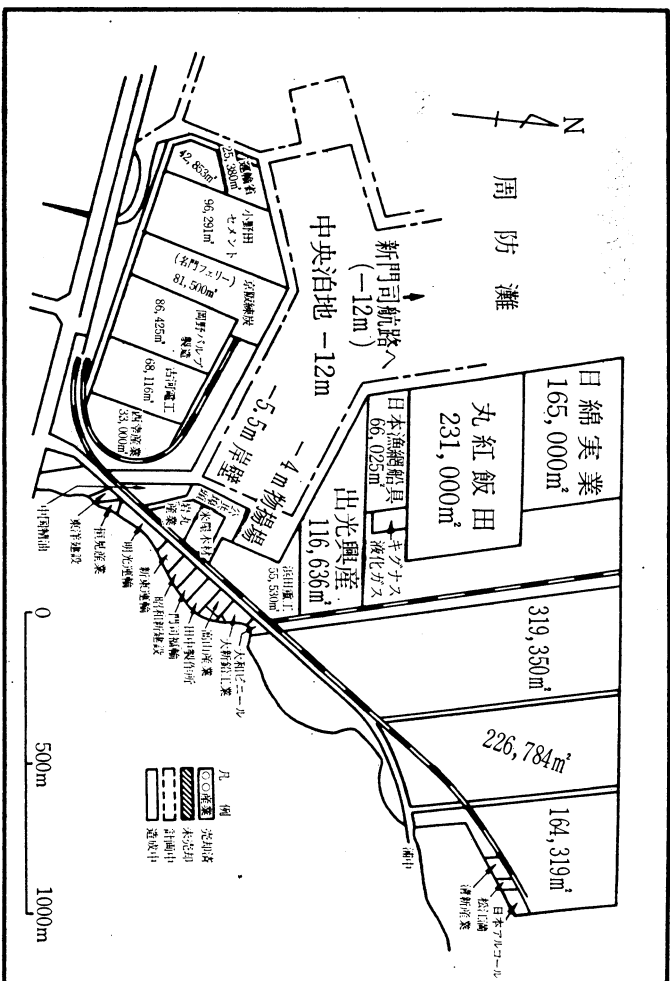
つまり、第一期計画地区では、なんら公園緑地という土地利用は考えられていないのである。もとより、そのうちの二七〇平方メートルは空地となっているが、第三図をみてもわかるように、ここに公園緑地を設置したとしても、それは立地してくる工場に対して防潮・防塩的な役割をはたすものであり、決して市民の憩の場とならうべき性質のものではない。

もっとも図中の(註)として道路、緑地率は

「各用地の中に一五%程度見込んである。」

北九州における工業立地と土地利用問題(杉野)

第四図 襄門司工業地区利用図



資料：『西瀬戸内・志布志地域開発計画調査報告書』，運輸省第四港湾建設局，49ページ。
ただし，原図でも凡例は生かされていない。

とされているが、これらの用地が私的企業によって利用される以上、そこは「公園」としてではなく、せいぜい従業員の休憩場所として企業地内に設定される程度であろう。はっきりいって、一、九七三平方メートルのうち陸地に近い五〇〇平方メートル程度は公園としての緑地化を明確に計画化しなければならない。よしんば工業用地としてこの造成地を利用するとしても、このような工業配置構想では、「新しい工業用地」としての適性をいじめるしく欠くものといわなければならない。

第二期計画としての第二区の土地利用は、総面積で四、三一三平方メートルとなっており、うち業務、流通、公共、その他として六〇八平方メートルが予定され、木材関係がほぼ一、二〇〇平方メートル、残る二、五〇〇平方メートルが石油関係となっているが、そこにも明確なかたちで専用的に公園緑地とする配置計画はない。

こうしたうちにも埋立事業はすすめられ、昭和四五年にはほぼ第一期計画を完成する。建設省計画局地域計画課と同省九州地方建設局が昭和四六年三月にだした「西瀬戸内地域大規模開発計画調査」および昭和四七年三月に運輸省第四港湾建設局が出した「西瀬戸内・志布志地域開発計画調査報告書」では、前の第四図のようになっている。

この図はすでに裏門司工業地区の第一期工事が私的企業に売却されていることを示している。また、この図では、日本工業立地センターが「空地」として留保した部分すら、売却予定地となっていることは、この工業造成地にいったいどれだけの公園・緑地が出来るのか全く予想しえない状況となってきた。かつまた、注目すべきことが二点ある。その一点は、この造成地を買収した企業は、いわゆる北九州における「住工混在」という土地利用上の矛盾を解決するために立地してきたのではないということである。なるほど門司区大里東口にあった古河電工は引きあげて、この裏門司に來、また門司区小森江にあった出光興産もこの土地に進出してきてはい

る。しかし、大里東口や小森江にあったそれらの場所は「住」との関連でいえば、さほど矛盾の激化した場所とも云えないものであった。むしろ、市街地内にある中小零細工場こそ、集中的に移転させ、ここに一つの工場団地を形成するという方向での「住工混在」を解決すべきであったのである。よしんば資金的に困難であれば、市が低利・無担保の補助金を出してでもである。たしかに、埋立地西部には大企業とはいえない十数社が立地してきている。しかしこれらが北九州の市街地にもともと立地しており、「住工混在」による諸問題を惹起していた企業であるとは全く云えないものばかりである。しかも土地利用からいえば、これら中小企業が買収したこれらの場所こそ、地域住民の利用および公害防止の点からみて公園・緑地化すべき位置だったのである。

注目すべき第二の点は、丸紅飯田および日綿実業がこの埋立地の相当部分を買収していることである。これらの大手商社がはたして公園・緑地をこの場所に作るであろうか。全くそうではあるまい。しかも、現実的に考えて、これらの大商社がここに工場を作るであろうか。おそらくは他の工業資本にいずれかの時期に再売却することを予定とした買収であろう。とすれば市が造成したものである以上、公共的役割を果さねばならないこの土地が、全くもって私的企業の利殖の材料とされているということは、市民の立場からみて決して許されぬことであろう。北九州地域の空間的拡大として残されているもう一つは、響灘の海面埋立である。

この計画は昭和三五年旧洞海港務局において企画立案されたものであるが、昭和三八年一〇月に洞海港務局が出した『響灘埋立計画経済調査報告書』では、響灘造成地利用について次のように述べている。つまり埋立総面積は三六、三四一千方メートル、およそ一、一〇〇万坪であり、

「用途地域別面積比の観点からは、居住地域五三%、商業地域七%、準工業地域一二%、工業地域二八%であるから、純

第57表 響灘埋立地における住宅地域利用予定の内訳

	(千坪)	(%)
住宅用地	3,521	60.7
道路	1,051	17.5
施設用地	928	16.0
公園	313	5.4
その他	23	0.4
計	5,800	100.0

資料：「響灘埋立計画経済調査報告書」前出、186ページ。

工場用地面積は僅か三〇〇万坪となる。⁽¹⁶⁾

この比率基準は工業都市という性格別用途地域面積比から単純に援用してきたものとされているが、それだけでなくその背景としては、新しく造成される響灘の埋立地をたんに工業用地としてのみ利用するのではなく、都市再開発的な利用構想があり、そのもとで住宅地域用配分として合計五、八〇〇千坪が予定されるのである。⁽¹⁷⁾ 住宅地域の内訳は第五七表のようになっている。この報告書における響灘の土地造成計画は、たんに工業用地造成のみでな

く、現在北九州がかかえている土地利用問題、とりわけ住宅難や公害といった諸問題を解決する一つの具体的方向を示唆するものであった。基本的には「工業地区」としながらも、新しい意味での「工業地区」、つまり生活基盤を根底に据えた工業地区の建設という発想がそこには貫かれている。

たしかに、この報告書は、

「土地利用は、都市形成の歴史を尊重し、地域の特性を生かしつつ、地域的、業態的な相互均衡を基調とした市民の生活所得、文化をたかめるための生活環境の改善と産業基盤の整備を基本に、たんなる工業都市としての発展のみならず、政治、経済、学術、文化の完備された都市建設のための基礎であり、その策定と実行は大規模かつ抜本的に展開されなければなら
ない⁽¹⁸⁾」

という『北九州市長期計画』の精神をいわば先駆的なかたちで示したものであった。

昭和四五年頃北九州港管理組合の企画開発部長原田凱秀氏が出した「響灘開発計画について」は昭和四四年末

に北九州中期計画の策定と関連した市政アンケートの集約結果を参考としつつ、次のように述べている。

まず、原田氏はアンケート調査結果から

「北九州市街地の再開発が市民生活向上の大きな鍵であり、これに必要な用地は、北九州の自然条件から考え、海面の埋築によるほかないというのが、市民大多数の考えといえる」⁽¹⁹⁾。

という結論を導き出すと同時に、つづいて、北九州港管理組合は、

「昭和三五年旧洞海港務局において企画立案され、港湾審議会計画部会において承認された三、七〇〇ヘクタールの計画を改訂し、新たに四、六〇〇ヘクタールの埋築計画を樹てた」⁽²⁰⁾。

とし、これは

「(1)公害を排除する新しい土地利用計画を基本とし、かつ流通近代化に即応した大型臨海工業用地の造成、(2)公害、過密等に対する都市機能の回復純化を図るため、既存企業及び住工混在工場の移転用地の優先造成」⁽²¹⁾を基本課題としている。

ここでは、洞海港務局時代にあった市民の生活基盤の開発を主眼とした「新しい工業用地」の造成という理念が次第に影を稀薄にしてくる。

たしかに、市政アンケートの結果では、この「北九州市街地の再開発が市民生活向上の大きな鍵」であるといふことがはっきり示されているにもかかわらず、響灘の埋築計画における基本課題では、この点があいまい化され、その(1)としては大型臨海工業用地化が、そして(2)では既存企業及び住工混在工場の移転用地化がいわれているにすぎないのである。

第58表 響灘地区埋立計画

(単位m²)

区 分	合 計	%	昭和50年度 まで計画	昭和55年度 まで計画	昭和56年 以降計画
工場用地	16,212,310	34.9	6,084,810	10,127,500	
流通加工用地	2,118,450	4.6	1,357,500	760,950	
都市再開発用地	6,672,700	4.4	1,890,800	4,781,900	
住宅商業々務用地	5,250,400	11.3			5,250,400
公園用地	994,000	2.1			994,000
レクリエーション用地	2,249,900	4.8			2,249,900
緑地共同施設用地	600,200	1.3	321,400		278,800
緑樹帯(防風林)	570,000	1.2			570,000
廃棄物その他処理水域	3,034,800	6.5			3,034,800
道路緑地 廃水共同処理用地	7,484,790	16.1	1,298,240	3,244,450	2,942,100
公共用地	1,228,250	2.6	750,750	477,500	
合 計	46,415,800	100.0	11,703,500	19,392,300	15,320,000

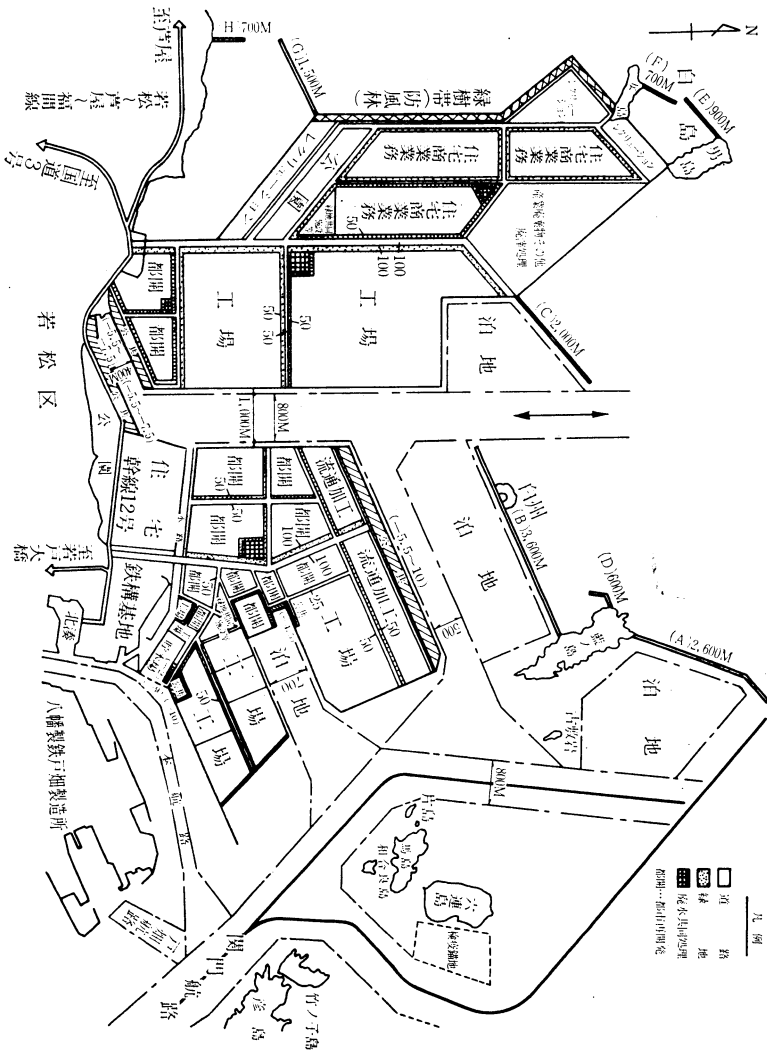
資料：「響灘開発計画について」、北九州港管理組合。なお面積比は杉野が算出。

かくして埋立地では、(1)港湾、(2)道路、(3)用水、(4)緑地およびレクリエーション施設、(5)廃棄物処理施設、(6)住宅、商業用地の確保⁽²⁾が、いわば工場活動に必要なものとして列挙されるというかたちをとってあらわされてくるのである。

こうした事情は上の表からも端的にうかがうことができる。

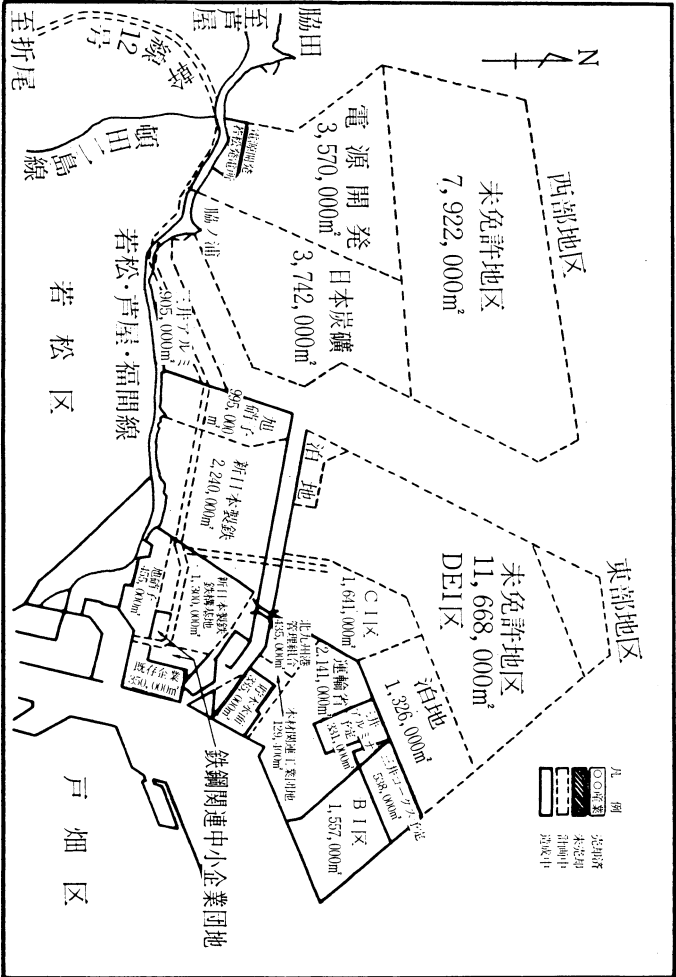
この表では「都市再開発用地」という不明瞭な項目があるが、前述の文章から推測して、これを「既存企業及び住工混在工場の移転用地」という具合に考えることにしよう。そうすると、工場用地は三四・九%、都市再開発用地一四・四%となり、あわせて工場用地は四九・三%と造成地の約半分を占めることになる。洞海港務局当時考えられていた工業用地は僅かに二八%であり、これに準工業用地一二%をあわせても四〇%であったものが、いまや五〇%という具合に工業用地面積は拡大してきているのである。それに比して、以前は居住地域、商業地域あわせて六〇%を占めていたものが、この北九州港管理組合の計画では僅かに一一・三%となっている。ここにわれわれは響灘造成地利用の性格が変化してきていることに注意しなければならない。もっとも、公園関係で見れば、九四八平方

第五図 響灘地区利用計画平面図



資料：北九州港管理組合「響灘の開発計画について」、昭和44年、16ページ。

第六図 響灘臨海工業地帯



資料：『西瀬戸内・志布志地域開発計画調査報告書』前出、48ページ。
ただし原図でも凡例は生かされていない。

北九州における工業立地と土地利用問題（杉野）

メートルが、管理組合の計画では九九四平方メートルとなって拡大されており、かつ、レクリエーション用地として約二二五平方メートルが加わっていることは、一つのメリットであるともいえよう。

しかしながら、その具体的な内容に入るとこの点は必ずしも樂觀視できない。昭和五〇年度までの用地利用計画は、ほとんど工場用地計画であつて、商業用地、公園用地、レクリエーション用地、緑樹帯は昭和五六年以降の計画とされていることは、いかに、この響灘造成地が工業用地として利用されているかというその性格を極端なかたちで示しているからである。

ここでは北九州市民が望んだことは何んであつたかが全く忘れ去られてしまつてゐるのである。住宅難と公害というこの問題の解決を最優先に考えるならば、むしろ、昭和五六年以降に予定された諸計画こそ、もっとも最初からなすべきことではあるまいか。

北九州港管理組合の計画に基づいて出されてきたものが次の第五図である。

この図からすれば一応工場地区・都市再開発地区と住宅地区とは分離され、かつ住宅地区には公園やレクリエーション基地が隣接している。だが、これはあくまで計画図である。現実の経過は必ずしもこの通りになるとはかぎらない。ちなみに、昭和四六年三月の『西瀬戸内地域大規模開発計画調査』(前出)によると、総面積三六、一九〇万平方メートルのうち未免許地区を除いた一四、〇五四万平方メートルの土地は八幡製鉄、旭硝子、日本炭鉱、電源開発、三井アルミナ等の私的大企業の用地あるいは予定地となつてしまつており、また昭和四七年三月の『西瀬戸内・志布志地域開発計画調査報告書』でも、総計三九、一一四・四万平方メートルの面積のうち、すでに未免許地区二二、七八八万平方メートルを除いた一六、三二六・四万平方メートルの用地はこれら大企業

のすでに占めるところとなっている〔第六図参照〕。

第五図と第六図を比較していただきたい。東部地区と西部地区の中間点、すなわち脇ノ浦の東部にあたる地区は北九州港管理組合が図で「公共用地」・「公園」と示した土地である。ところが、昭和五〇年度になる以前に、三井アルミがすでに進出し、立地しようとしているという実状は一体何を物語るのであろうか。

たしかに、計画と現実は喰い違ふことがある。しかし公共用地や公園と予定された土地利用計画が私的大企業によってあっさりと変更されるということは、明らかに、響灘造成の市民的精神と異なった次元で土地利用が行なわれていくということを明確なかたちで示したものであろう。もともとこの土地（水域）（九〇五、〇〇〇平方メートル）は、日本炭鉱の占有しているところであり、これが日本炭鉱から三井アルミへ譲渡されたとしても私有財産制度を前提とするかぎりなら問題は無い。だが、このような私的大企業が具体的なかたちで占有している用地（水域）を行政側面が「公園」と予定することはいったいどれだけの意味と計画施行上の効力があるのであろうか。まさかこの埋立造成にともなう土地利用を欺瞞的にするためではあるまい。とすれば行政面では、土地の公共的利用のために、かかる土地所有とその利用を一定の枠の中で制限すべきではあるまいか。

大企業のためには「ゼヒモナイ」という行政の姿勢ではいつまでたっても、北九州における土地利用問題は解決しないのである。少なくとも、北九州における土地利用問題を解決しようとするならば、『中期計画』策定のために行なったアンケート調査の結果をもう一度、分析してみる必要がある。

この集計結果からわかることは、まず第一位に市街地清掃緑化が希望されていることであり、第二位も「公害のない」というところに力点があるとすれば、これも第一位の項目と内容的には同じものとなる。つづいて交通

第59表 北九州市中期計画に関する広聴はがき集計結果表

順位	項目	計	性別		区別					
			男	女	門司	小倉	若松	八幡	戸畑	◎
1	市街地を緑化したり、下水道を整備したりして町をきれいにする。	14.3	12.7	15.7	15.1	15.4	16.3	14.0	9.1	◎
2	海岸を埋めたて、公害のない工場地帯をつくる。	11.3	11.3	11.3	7.9	9.2	16.6	11.1	17.6	①
3	高速道路をつくり、交通マヒをなくする。	10.6	11.6	9.9	③	2.2	13.1	5.8	10.1	②
4	路面電車のかわりに地下鉄やモノレールをつくる。	9.2	10.4	8.0	7.6	9.3	5.4	10.7	9.5	④
5	家庭や工場でつかう水の心配がないように貯水池やポンプ場をふやす。	8.9	7.4	10.2	②	11.7	7.7	10.8	8.2	⑤
6	身体障害者など恵まれない市民のための施設をたくさんつくる。	8.9	8.1	9.5	7.2	8.1	7.2	11.3	6.9	⑥
7	よい生活環境をそなえた大住宅団地をつくる。	8.1	8.7	7.7	6.5	6.2	10.8	9.2	10.1	⑤
8	市民グラウンド、自然休養林、自然公園などのレクリエーション施設を整備する。	8.0	8.0	7.9	7.4	8.1	9.0	6.9	11.1	③
9	美術館や博物館などの文化施設をふやし、教育施設を充実する。	6.3	5.8	6.8	6.1	8.1	8.0	4.8	5.6	⑤
10	鉄道新幹線を開通し、他の大都市に早く行けるようにする。	4.5	4.3	4.7	4.7	5.7	2.9	4.2	2.9	④
11	中央卸売市場を整備し、流通団地を設け、物の流通を便利にする。	3.1	2.5	3.7	3.6	3.3	2.5	3.2	2.3	⑤
12	大型船、コンテナ船が出入りできる港をつくる。	2.6	3.2	2.0	④	8.5	1.2	2.5	2.0	③
13	市街地を整頓して高層ビルをたてたり駐車場をつくる。	2.5	3.8	1.4	3.1	2.6	1.5	2.2	3.3	④
14	ジェット機のつける飛行場をつくる。	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	—	0.3	0.3	④
	その他	1.2	1.7	0.7	0.9	1.0	0.7	1.7	1.0	◎

(注) ○の中の数字は順位を示す。

資料：北九州市企画室

立命館経済学(第二十一巻・第六号)

一九〇(七七〇)

問題がでてくるが、これは第四位と関連している。五位から九位は市民生活に関連する事項であるが、これらの点が上位にあることは注目しておかねばならない。とはいえ、この中の項目には問題が残るものがある。つまり、第二位の

「海岸を埋めたて、公害のない工場地帯をつくる。」と第五位の

「家庭や工場でつかう水の心配がないように貯水池やポンプ場をふやす。」

といった項目は、「公害のない」あるいは「家庭」

という市民生活に直結する内容と「工場地帯」あるいは「工場」という企業本位のものが混在された項目として設定されているからである。

したがってもし、第二位、第五位の項目については、それが上位にあるとはいっても、そこから「工場地帯をつくる」とかあるいは「工場用水の確保」ということが上位になるとは決してならないのである。むしろ第一位あるいは六位以下の上位項目との関連からみて、公害をなくすとか、家庭用水の確保という点が内容的には強い意味をもつものと考えるほうが妥当と思われるのである。

さらに総計としては、第七位の大住宅団地をつくるとか、第八位の公園をつくるという要望が、戸畑、若松で強く出されている点は、このことを裏づける一つの根拠ともなりうるのである。とするなら土地利用計画と関連する北九州市政として、住宅問題や公害をあとまわしにして大規模工業用地を造成するという施策は、全くこのアンケート集計結果に反するものといわなければならない。

つまり、この調査結果表からは大企業本位の土地造成とその専用的土地利用という方向は全くでてこないのである。ここには、北九州市民の切実な要求と北九州市政の大企業本位の姿勢に大きな矛盾的差異が露呈しているのである。これまでの歴史をふりかえるまでもなく、こうした大企業本位の姿勢こそまさに北九州市域における土地利用を全く非計画的なものとし、全体として煙にどす黒く汚れ、かつまた不規則に密集した市街地を形成することとなり、さらに加えて危険な山手に、家屋をはじめ学校、公園がひしめくという北九州における土地利用上の矛盾を惹起したのではなからうか。いうなれば、こうした北九州の市政がつづくかぎり、北九州における市民本位の土地利用はありえず、依然として住宅難と公害を基軸とした市民生活の苦悩は拡大生産されていくものとみなければならぬ。

ればならないであろう。

- (1) 『新全国総合開発計画』、経済企画庁、昭和四四年、七〇ページ。
- (2) 同右、七一ページ。
- (3) 同右、七二ページ。
- (4) 『新全国総合開発計画に対する北九州都市圏の大規模開発事業』、北九州市、昭和四三年、四ページ。
- (5) 同右、六ページ。
- (6) 同右、六ページ。
- (7) 『福岡・北九州大都市圏開発構想および北九州市開発整備計画』、福岡県、昭和四三年、一〇ページ。
- (8) 同右、一七ページ。
- (9) 同右、一七ページ。
- (10) 『北九州市中期計画一九七一一一九七五』、北九州市、昭和四五年、五ページ。
- (11) 同右、七ページ。
- (12) 同右、七、九ページ。
- (13) 『福岡県長期ビジョン』、福岡県、昭和四七年四月、一二六ページ。
- (14) 同右、七四ページ。
- (15) 同右、七四、七五ページ。
- (16) 『響灘埋立計画経済調査報告書』、洞海港務局、昭和三八年一〇月、一三五ページ。
- (17) 同右、一八六ページ。
- (18) 『北九州市長期計画』、前出、一九六ページ。
- (19) 『響灘開発計画について』、原田凱秀、昭和四五年、一ページ。
- (20) 同右。
- (21) 同右。
- (22) 同右、一、四ページ。

本稿は多くの点で不十分さを残している。それはなによりも、土地価格論に対する私自身の理解の浅さに起因している。そのことが、結局第三章における各産業部門における土地利用の問題究明や地域住民の生活にかかわる諸問題を理論的に深めることができなかった。資料の点では、北九州地域における工業地がいかなる地目からの転用にもとづくものかが不明であったし、また問題のおそらく核心になると思われる埋立造成費と造成地転売価格の究明が全くなされていまいという欠陥をもっている。

また歴史的な分析としては戦時経済体制下における土地利用分析の不十分さや米軍占領下、朝鮮動乱下における土地利用問題の分析が欠除しているのは、本稿の欠点である。

もっとも交通関係用地の分析は、別途「北九州における交通問題」を予定しているため意識的にこれをとりあげなかった。

こうした多くの難点をもっているために、このようなかたちで印刷に付すのは必ずしも意に満たないが、ひとまず調査の一区切として段落をつけることにしたい。

なお本稿の作製にあたっては、非常に多くの方々のお世話になった。一人一人お会いして厚く御礼申しあげべきところではあるが、紙面をかりてここに謝意をあらわしておきたい。最後になったが、本研究にあたっては、文部省科学研究費〔特定研究——産業構造の変革と北九州の変容過程〕が付与されたことを記しておく。

(一九七三・二・五)